J	頁 目	特 記 事 項
	【建築工事】	■ 1 章 一般共通事項■
<共通事 1.1.1	項≥ 一般事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 1) 質問回答書(2) からう) に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1. 1. 2	用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書 1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏 又は名を記すだけでもよいものとする。
1. 1. 3	官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
1. 1. 4	工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1. 1. 7	関連工事等の調整	工事区分
		排 水 枡 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
		フロアードレイン・ルーフドレイン ※ ※
		照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強   ※
		クーラー用スリーブ ※
		居室・浴室・換気レジスター     ※       杭頭処理及び補強     ※
		設備 ス リ ー ブ 箱 入 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
		設備スリープ構造体補強 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
		水 槽 (高 架 、受 水) 架 台 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
		設備関係取合せ部内装穴開   ※   ※   ※   ※   ※   機械室床の穴開け及び穴埋め工事   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※
		液面電極棒フロートスイッチ
		同 上 用 リ レ ー 及 び 盤   ※     ※
		同 上 結 線 及 び 調 整 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
		エレベーター関連工事(建築)*1 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
		この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。 1): 昇降路築造工事、各階出入口の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、 ビット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。 2): 動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ビット内点検用コンセント設備工事、 昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。
1. 1. 8	疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)
1.1.9	工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。) を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
<工事関作 1.2.1	※凶書> 実施工程表	* 概成工期: ·有( 年 月 日) ※ 無
1. 2. 2	施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の 方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画 書を作成し、監督職員に提出する。(平成22年7月23日付22建企第332号建設企画課長通知)
1. 2. 4	工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体 (CD-R又はDVD-R) 2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 1)電子媒体 (CD-RまたはDVD-R) で完了検査時に1部提出する。

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 2)「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. その他、電子制品に関する詳細な取扱いについては、発任者、安任者協議の上、決定する。 G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい 又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素教は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル 工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku -kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 3) 竣工時:外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 \* 発注方式: ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。 ※受注者希望方式 横飛其有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 を実理するシステムのことをいる。 情報共有システム 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html)
3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス テム運用の手引き(梁)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとする。5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある 場合は、その指示による。 (工事現場管理> 1.3.1 施工管理 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日 改正)によるものとする。 1.3.3 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.5 施工条件 施工日・施工時間 制限 - ルニ 日 - ルニー - ドルニー - ルニー - ドルニー - ルニー - ドルニー - ドルー - ドルー - ドルー - ドルニー - ドルー - ドル 部位別の施工順序 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有( 資機材置場所 置場制限 : ※有( 週休2日制工事 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 • 受注者希望 その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 1.3.10 施工中の環境保全等 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関す る条例」による措置 ・無 ・有(詳細は図面による) 1.3.11 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物:・有(処理方法: ) 引渡し等 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のトーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 一般というなど、 「絶縁油中の濃度の、5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 ・解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進 建設副産物 . 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び情情に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。
① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) (様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証 明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 ・産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト 集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、 廃棄物の内訳(t又はm3) マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

ı		特 記 事 項
		マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、
	再資源化	受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※ニンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材・その他() * 以下の資料は次の旧から入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要網 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/sih/aichi.jp/sih/aichi.jp/sih/aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp
	分別収集 非飛散アスベスト処分	再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki.jyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] *「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: )
<材料) 1.4.1	> 環境への配慮	*「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や 耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1. 4. 2	材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において愛知県内で算出された木材(愛知県内で算出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。・県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。・内装下地材(内装プレハブ工法)・
		・使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という)が 「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。 ・受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認 定事業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。 ・受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.aichi-wood.com/index.html)にて公表される認定事業者一覧により行う。
		図-1  この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No. ○-○○○
	再生資源の利用	* 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない強料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/
		uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
<施 工: 1.5.2	> 技能士	* 技能士: ※延べ面積5,000㎡以上の工事に適用する
		* 適用する技能検定の職種及び作業の種別は次のとおりとする。
		※ 鉄筋工事 加工及び組み立て 1級鉄筋技能士
l		※     コンクリート工事     型枠     1級型枠施工技能士       ボコンクリートこて仕上げ     1級左官技能士
		<ul><li>※ アスファルト防水</li><li>※ シート防水</li><li>3/2014 よがてませる。</li></ul>
		※
		※ シーリング   シーリング   * その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別 :
1 5 5	<b>塩工の絵本笠</b>	200 200 200 200 200 200 200 200 200 200
1. 5. 5 1. 5. 9	施工の検査等 化学物質の濃度測定	* 濃度測定: ※実施する ・実施しない
		* 実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(平成15年6月6日付事務連絡)、「室内空気中化学物質の室内濃度指針値について」(平成31年1月17日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発0117第1号)により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。測定時期:( 別定対象の化学物質 : ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン測定方法 : アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定測定対象室及び測定箇所数: 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。
<完成図	等> 完成時の提出図書	* 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ ( )
1. 7. 2	完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A 1 判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりA 3 版 2 つ折り製本 (合本作成) 及び第二原図 (PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品) A 3 版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図 (変更設計図を含む) 2) 完成図 C. 完成図のC A D データ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 保全に関する資料 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用( (その他> 次の書類を監督職員に提出する。 提出書類 1) 使用資材 (機材) 一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。 (特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。) 保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考. 2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」によ 火災保険等 保険金受取人(被保険者)は受注者とする。 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 工事現場には次の図書を常備する。 法定外の労災保険の付保 常備図書 公共住宅建設工事共通仕様書 [令和4年度版] (「機材の品質・性能基準」を含む。) 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 建設業退職金共済制度 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時 丁事中の安全管理 情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に 対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 各種調査への協力 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力 工事コスト調査の協力 しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: 要しない 受知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別 工程表·請負代金内訳書 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後24日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機 騒音・振動対策 械を使用する。 建設機械名: 作業名· 作業名: 作業名:
#排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし
(対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW))
(対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 排出ガス対策型建設機械 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 貨物自動車等の車種規制 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) T事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 規制に努めるものとする。 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油を 特定特殊自動車の燃料 いう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められ た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 施工体系図の掲示 工事の下請負 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でない 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者であること。 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 施工体制 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事 項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人等 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術 者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたときも同様とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理 技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置 要件について」のとおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.htmlを参照) 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 事故報告 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

項目	特 記 事 項
薬液注入工法	* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」 (建設省事務次官通達)による。
石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業	(基成目 事務) (日本) 日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)
契約後VE	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」に、建設企画課IP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を (伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合] ・ ( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が
CCUSの活用	主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■ 2章 仮設工事■
<縄張り、遣方、足場等>	
2.2.4 足場等	* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅: ・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立で等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き 方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、 達方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用 器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) によるものとする。 * 仮囲い 仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設:
2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所: ※設ける ・設けない * 規模: *10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 * 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板: ・設置にない ※設置する「PR看板設置要領(建築局発注工事)」による (PR看板設置要領 (建築局発注工事) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 参照) * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督
建設現場標識の設置	職員に提出する。 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない
在以九勿怀卿心以巨	《建設現場標識 共同設置の例》
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	* 埋め戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・( ) [表3.2.1] 工法 ・水締め ・機器による締固め * 建設発生土の利用指定: ※無 ・有( ) からの建設発生土を利用する
3.2.5 建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・有 ・無 * 建設発生土の処理 ・構内処理

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地): ) (片道運搬時間(時間) (片道運搬距離(km): (搬出条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報) 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。 ■建築編 4章 地業工事■ <試験及び報告書> : 試験杭の位置、本数、寸法: ※図面による ・ ( . 2.2 試験杭 杭の載荷試験:・実施する(・水平載荷試験 ・鉛直載荷試験) ※実施しない 試験杭の位置、本数、載荷荷重等: ※図面による ・( 4.2.3 杭の載荷試験 報告書の記載事項: ※4.2.5(1)(2)による・( ) 4.2.4 地盤の載荷試験 平板載荷試験:・実施する・実施しない : 試験位置 : ※図面による : 試験の方法 : (公社) 地盤工学会基準による 載荷荷重: 報告書の記載事項等: (公社) 地盤工学会基準による <既製コンクリート杭地業> 4.3.1 一般事項 工法: ・打込み工法 ・セメントミルク工法 ・特定埋込杭工法 

 既製コンクリート杭の種類
 : ・PHC杭 ・SC杭 ・PRC杭 ・(

 性能及び曲げ強度等による区分等: ・A種 ・B種 ・C種

 4.3.3 材料 杭の寸法、継手の箇所数、杭先端部の形状等: ※図面による・( 4.3.4 セメントミルク工法 支持地盤の位置及び種類 : 本杭の掘削深さ、杭の支持層への根入れ深さ: ※図面による ・ ( : 水平方向の位置ずれの精度 : ※図面による ・ ( : ※図面による ・ ( 根固め液及び杭周固定液の管理試験 試験の回数 : ※表4.3 1回の試験の供試体の数: ※3個 ※表4.3.1による 供試体の採取 : ※4.3.4(6)(コ)(c)による ・ ( ※4.3.4(6)(コ)(d)による・( ※6.9.3(1)(7)による・( 供試体の作製 供試体の養生方法 根固め液及び杭周固定液の圧縮強度の判定: ※表4.3.3による・・( 4.3.5 特定埋込杭工法 支持層の位置及び土質 : ※図面による ・ ( ) 4.3.6 継 手 杭の継手工法 ・アーク溶接 ・機械式接継手 4.3.8 杭頭の処理等 ・杭頭処理の方法(切断する場合):・外圧方式 ・ダイヤモンドカッター方式 〈鋼杭地業〉 4.4.3 材料 : 鋼杭の材料: ※図面による ・( 4.4.4 工 法 支持層の位置及び土質 : ※図面による ・ ( 4.4.5 継 手 ・継手の工法: ・アーク溶接 ・機械式継手 4.4.6 杭頭の処理等 ・杭頭処理の方法(切断する場合): ・外圧方式 ・ダイヤモンドカッター方式 (4.4.0 机関の定理等 <場所打ちコンクリート杭地業> 4.5.1 一般事項 ・アースト゛リル工法 ・リハ゛ース工法 ・オールケーシンク゛工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・拡底杭工法 4.5.4 材料その他 鉄筋 帯筋の加工及び組立 : ※図面による ・ ( 新筋の最小かぶり厚さ: ※100mm ・ ( ) 鉄筋の最小かぶり厚さ: ※100mm ・ ( ) 鉄筋かごの補強 : ※4.5.4(1)(4)(c)による ・ ( ) 節ごとの継手: ・重ね継手(継手長さ ・表5.3.2による ・図面による) ・図面による コンクリート セメントの種類: ※高炉セメントB種 ・図面による ・ ( ) [表4.5.1] 7-スドリル工法、リバ-ス工 \* 支持層の位置及び土質 : ※図面による ・ ( ) 法及びオールケーシング工法 \* 掘削の工法: ・アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・性能評価機関の評価、認定を受けた工法 (種別: 4.5.5 アースト゛リル工法、リハ゛ース工 孔壁の超音波測定器による確認: ※行う(全数の10%以上) ・行わない 4.5.6 場所打ち鋼管コンクリート杭\* 支持層の位置及び土質: ※図面による 工法及び拡底杭工法 4.6.2 材料 砂利地業に使用する砂利 : ・再生クラッシャラン ・切込砂利 切込砕石( 砂地業に使用する砂 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 縮尺

設 計

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

	項	目	特 記 事 項	
		П	* 床下防湿層に使用する材料: ※ポリエチレンフィルム (厚さ0.15mm以上) ・図面による ・ ( )	
4. 6. 3	砂利及び	砂地業	* 厚さ: ・60mm ・ ( ) mm ・図面による	
4. 6. 4	捨てコンク	フリート地業	* 捨コンクリート厚さ : ・50mm ・ ( ) mm ・図面による * 強度: ・18N/mm2 ・ ( ) N/mm2 スランプ: ・15cm ・18cm	
4. 6. 5	床下防湿	罶	* 防湿層: ※適用する(範囲:図面による) ・適用しない	
			■建築編 5章 鉄筋工事■	
<材 彩 5.2.1			* 鉄筋 ※JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・図示による * 種類の記号 ・SR295 ・SR295 ・SD395 ・SD345 ・SD390 ・図面による	
5. 2. 2	溶接金網		* 鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※図面による ・ ( )	
<加工及	び組立>		* 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。	
5. 3. 2	加工		* 90° 未満の折曲げ内径直径:	
5. 3. 4	継手及び	定着	* 鉄筋継手: ※ 重ね継手 (D16以下) ※ガス圧接継手 (D19以上) ・機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法: ※折り曲げ定着方法 ※図面による ・機械式定着 ・ ( * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。	
5. 3. 5	鉄筋のかぶ	り厚さ及び間隔	* 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ : ・表5.3.6による ・図面による ・( )	
5.3.7 <ガス圧	各部配筋		* 各部の配筋: ・図面による ・ ( )	
5. 4. 10		の圧接部の試験	* 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が 発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。 * 抜取試験: ※超音波探傷試験 ・引張試験	
<機械式 5.5.3	に継手> 工法		* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき: ※図面による ・ ( )	
5. 5. 5	施工完了後	の継手部の試験	* 施工完了後の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法: ) ※超音波測定試験(試験項目及び試験方法: )	
<溶接維			* 試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による ・ ( )	
5. 6. 3	工法		* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき: ※図面による ・ ( )	
5. 6. 5	施工完了後	の継手部の試験	* 施工完了後の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法: ) ※超音波測定試験(試験項目及び試験方法: ) ) * 試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による ・( )	
			* 武嶽の福水、小口俗となった場合の相直 然因小による ・ ( ) ■建築編 6章 コンクリート工事■	
<共通事		口府		
< コンクリー	基本要求		受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二氢 宜事。月)为
6. 2. 1	コンクリ		* コンクリートの種別: ※ I 類 ・ II 類 [表6.2.] * 適用箇所及び施工時期:	1]
			寒中コンクリート 適用箇所: ※図面による・( ) 施工時期: ※監督職員と協議・( 暑中コンクリート 適用箇所: ※図面による・( ) 施工時期: ※監督職員と協議・( マスコンクリート 適用箇所: ※図面による・( ) 施工時期: ※監督職員と協議・( 無筋コンクリート 適用箇所: ※図面による・( ) 施工時期: ※監督職員と協議・( 流動化コンクリート 適用箇所: ※図面による・( ) 施工時期: ※監督職員と協議・( * 気乾単位容積質量による種類: ※普通コンクリート・軽量コンクリート ・軽量コンクリート ま日土交通大臣認定コンクリート (建築基準法第37条第2号):	) ) ) )
6. 2. 2	コンクリ	ートの強度	* 設計基準強度(Fc): ・普通コンクリート ( ) N/mm2 ・軽量コンクリート ( ) N/mm2 ・図面によ (設計基準強度の基準値:普通コンクリート48N/mm2以下、軽量コンクリート27N/mm2以下)	る
6. 2. 4	ワーカヒ゛リティ・	-及びスランプ	* コンクリートの荷卸し地点によるスランプ: ※表6.2.2による ・ ( )	
6. 2. 5	構造体コンタ	クリートの仕上り	* 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別: ・A種 ※B種 ・C種 [表6.2.4 * コンクリートの仕上がりの平たんさの種別: ・a種 ・b種 ・c種 [表6.2.4	
<コンカリー 6.3.1	トの材料及び コンクリ <sup>、</sup>	- トの材料	* セメントの種類: ※普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種)	
			* 砕石、砕砂、細骨材、骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・B * 混和剤 種類: ・AE剤 ※AE減水剤 ※高性能AE減水剤 ・( ) ・使用しない	

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 混和材 種類: ・フライアッシュ(I種) ・フライアッシュ(Ⅱ種) ・フライアッシュ(Ⅳ種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフューム ・膨張剤 \* 構造体強度補正値(S): ・図面による ※表6.3.2による 6.3.2 コンクリートの調合 6.3.2(4)(f)①~③以外の混和材料: 使用方法( ) 使用量( ) <コンクリートの品質管理> 6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量\*アルカリ総量: 3.0kg/m3以下とする。 <コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め> 6.6.4 打継ぎ \* 打継ぎの位置 〈養 生> 6.7.2 湿潤養生 <型 枠> 6.8.1 型枠一般 普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間: ( ) 日以上 外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む)の打増し厚さ: ・せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 : ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合: ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による 6.8.2 材料 :上げ以外の場合: ※コンクリートの品質を確保できるもの : ・6.8.2(2)(7)によるもの ※6.8.2(2)(4)によるもの ( ) コンクリート打放し仕 ・せき板 合板の場合 種別 6.8.4 型枠の存置期間及び取外 l <軽量コンクリート> \* 普诵エコセメント使用時の型枠の最小存置期間: 6.10.1 一般事項 軽量コンクリートの適用箇所: ※図面による 6.10.2 種類及び品質 軽量コンクリートの種類:・1種・2種 気乾単位容積質量: 「表6, 10, 1] スランプ: ※21cm ・図面による ・ ( <寒中コンクリート> 6.11.1 一般事項 適用期間: ※JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」・( 6.11.2 材料及び調合 <暑中コンクリート> 構造体強度補正値 (S) : ※6.11.2(3)(7)による ・積算温度を基に定める ( 5.12.2 材料及び調合 構造体強度補正値 (S) : ※ 6N/mm2 ・ ( ) <マスコンクリート> 6.13.1 一般事項 適用箇所: ・セメントの種類: ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ・ 普通ポルトランドセメント ・ シリカセメント 6.13.2 材料及び調合 構造体強度補正値 (S) : ※表6.13.1による ・図面による ・ ( (無筋コンクリート> コンクリートの種類: ※ 普通コンクリート ・図面による ・ ( 6.14.1 一般事項 ・設計基準強度: ※18N/mm2 ・ ( ) ・スランプ: ※15cm ※18cm ・ ( 。適用箇所: ※図面による ・ ( ) <流動化コンクリート> 6.15.1 一般事項 <高強度コンクリート> 6.16.2 品 質 流動化コンクリート: ・適用する ・適用しない ・図面による 水セメント比: 単位セメント量: スランプ又はスランプフロー 48N/mm2<設計基準強度≦60N/mm2の場合: ※スランプフロー60cm以下 ・ (60N/mm2<<設計基準強度≦80N/mm2の場合: ※スランプフロー60cm~65cm ・ ( 6.16.3 材料 : 高性能AE減水剤以外の混和材料: ■建築編 7章 鉄骨工事■ (出通車項) 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、㈱日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通 7.1.3 鉄骨製作工場 大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード:・・S ・H ・M ・R 7.1.4 鉄骨製作工場における 施丁管理技術者· ※必要 · 不要 施工管理技術者 <材 料>" 7.2.1 鋼材 鋼材の材質、形状及び寸法: ※図面による・( ) [表7 2 1] ・種類: ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・図面による・ねじの呼び : ※図面による・・( ) 7.2.2 高力ボルト 設計事務所名 工事名称 図面番号

建築士登録番号

製図

設 計

○年○月

縮尺

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項	目	特 記 事 項
7. 2. 3	普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等: ※表7.2.3 ・図面による ・ ( ) * ねじの呼び : ※図面による ・ ( )
7. 2. 4	アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類: ※図面による ・ ( ) * 建方用アンカーボルトの種類: ※図面による ・ ( ) * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度: ※表7.2.3による ・ ( )
7. 2. 5	溶接材料	* 溶接棒等 (表7.2.4) 、シールドガス以外の材料: ・図面による ・ ( )
7. 2. 6	ターンバックル	* 種類 建築用ターンバックル胴 : ※割枠式 ・図面による ・( ) 建築用ターンバックルボルト: ※羽子板ボルト ・図面による ・( ) * ねじの呼び: ※図面による ・( )
7. 2. 7	末構造用のデッキプレート	* デッキプレートの材質、形状及び寸法 : ※図面による ・ ( ) * (1)以外のデッキプレートの材質、形状及び寸法: ※図面による ・ ( )
7. 2. 8	スタッド	* 種類等: ※図面による ・ ( )
7. 2. 9	柱底均しモルタル	* 無収縮モルタル: ※使用する ・使用しない ・図面による * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等: ※7.2.9(2)(7)~(エ)による ・ ( )
		* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験: ※実施する ・実施しない
<工作一般 7.3.2		* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等:※図面による ・( )
7. 3. 8	ボルト孔	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径: ※ねじの呼び径+1.0mm ・図面による ・ ( )
7.3.10 <高力ボル		* 仮組: ・実施する ※実施しない
		* すべり試験: ・実施する ※実施しない * 試験の方法:
	締付け	* JIS形高力ボルトを回転法で本締めする場合 ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量:
<溶接接合 7.6.3		* 溶接技能者に対する技量付加試験: ・実施する ※実施しない
7. 6. 4	溶接の準備	* 開先の形状: ※図面による ・ ( )
7. 6. 7	容接施工	* 鋼製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲: ※図面による ・ ( ) 切断面の仕上げ: ※グラインダ-仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、/ッラ深さ1mm程度以下] ・図面による ・ ( ) * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の付合せ溶接 低応力高サイクル疲労を受ける部位: ※図面による ・ ( ) スカラップの形状: ※図面による ・ ( )
7. 6. 12	容接部の試験	* 溶接部の外観試験 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等: ・図面による・・( ) 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等: ・図面による・・( ) * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験: ※実施する・実施しない 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL):・2.5% ※4% 検査水準:・第1水準・第2水準・第3水準・第4水準・第5水準 ※第6水準
	接及びデッキプレートの溶接 デッキプレートの溶接	> * デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法: ※図面による ・ ( )
<錆止め塗 7.8.2	装> 塗料の範囲	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 : ※図面による ・ ( ) * 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲: ※7.8.2(1)(ア)~(オ)以外の範囲 ・図面による ・ ( )
7. 8. 4	塗料種別	* SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料: ※表18.3.1のA種 ・ ( ) * 耐火被覆材の接する面:・塗装する (塗料の種別: ) ・塗装しない
<耐火被覆 7.9.2 i		* 種類、材料及び工法等: ※図面による ・ ( )
7.9.3 i <工事現場		* 耐火被覆の耐火性能: ※図面による ・ ( )
7. 10. 3	アンカーボルトの設置等	<ul> <li>* 構造用アンカーボルトの形状・寸法: ※図面による ・ ( )</li> <li>* アンカーフレームの形状・寸法: ※図面による ・ ( )</li> <li>* 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法: ※A種 ・B種 ・C種 [表7.10.1]</li> <li>* 柱底均しモルタル 厚さ: ( ) mm</li></ul>
	施工	* ボルトの接合方法: ※図面による ・ ( )
		* 摩擦面の処理方法等: ※ブラスト処理 ・りん酸塩処理 ・ ( ) ・図面による * ボルトの長さがねじの呼びの 5 倍を超える場合のナット回転量:
/ <b> </b>		■建築編 8章 コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事■
	クリートブロック造> 材 料	* ブロックの種類、モデュール呼び寸法、正味厚さ: ・図面による
8. 2. 3	モルタルの調合	* 調合: ※ 8.2.3(ア)~(イ)による ・ ( )
8. 2. 5	鉄筋の加工及び組立	* 各部の配筋: ※図面による ・ ( )
8. 2. 7	ブロック積み等	* 目地仕上げ ・8.2.7(6)(7)による ・8.2.7(6)(4)による
8. 2. 8	モルタル及びコンクリ ートの充填	* 充填するブロックの範囲: ※図面による ・ ( )

									月1日改定
	頁 目		4	寺	記	事	項		
< コンクリートフ 8.3.2	ブロック帳壁及び塀> 材料	<ul><li>* ブロックの種類、モデ</li><li>* 化粧有ブロック (塀の:</li></ul>						)	
8. 3. 4		* 壁鉄筋の継手、定着及 * 各部の配筋: ※図面に			※図面に	よる ・ (	)		
< A L C / 8. 4. 2		* パネルの区分、単位荷 * パネル相互の接合部に					)	( )	
8. 4. 3	外壁パネル構法	* 外壁パネル構法の種別 * 耐風圧性能及び耐震性: * パネル幅の最小限度: * パネルの短辺小口相互: * 出・入隅のパネル接合部 * (7)、(8)の伸縮調整目:	能 ※ ※300mm ・ の接合部の目 B、パネルとf	図示による ( ) 地幅: ※ 也部材との取	10mm~20mm 合い部の伸縮	・ ( 計目地幅: ※		<ul><li>図面による</li></ul>	
8. 4. 4	間仕切壁パネル構法	* 間仕切壁パネル構法の* 耐震性能 ※図:							[表8.4.3]
<押出成列 8.5.2	形tメント板(ECP)> 材 料	* パネルの種類、厚さ等	: ※図面に。	よる・(	)				
8. 5. 3	外壁パネル工法	* 種別: A種 B相 * 耐風圧性能及び耐震性! * パネル相互の目地幅: * 出隅及び入隅のパネル! * 耐火構造以外の目地及: * パネル幅の最小限度:	能 ※ 長辺(10mm以 接合目地の目 び隙間の処理	地幅: ※15i !: ※パ	■程度(シーリン ネル製造所の	グ材充填)	• (	: • (	[表8.5.1] )mm
8. 5. 4	間仕切壁パネル工法	* 種別: • B種 • C種 * 耐震性能 ※図:		• (	)				[表8.5.2]
8. 5. 5	溝掘り及び開口部の措置	* パネルの開口寸法等の	限度:・図	面による	• (	)			
<共通事1	百~	■建築編 9章 防水工事	-						
	アルト防水>	* 防水の保証期間は、工	事目的物引き	渡しの日から	モルタル防	水5年、その	他防水10年	とする。	
9. 2. 2	村 科	* 改質アスファルトーフィング シーキ 部分粘着層付改質アスファナ 押え金物の材質及び形: * 断熱材(屋根露出防水   * 絶縁用シート材料(屋根保・ボ リエチレンフィルムモーの. 15 が材料(屋根保譲 ※ボ リア * 乾式保護材(立上り部保護・れんが(立上り部保護・	いトルーフィング・シート 状寸法: ※7 断熱工法) 原 新熱工法) 系 品護防水密着 I mm以上 ・ ポ を防水密 着 いま を防水密 ボリエチ 保護) :・ 値	<ul><li>種類及び厚 アルミニー</li><li>アルさ 写類、ウロック</li><li>フロック</li><li>フロック</li><li>アルさ では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ</li></ul>	型さ:※表9.2 L-30×15×2 ・ ( ・ ( 護防水絶縁エ リエチレン等を平 保護防水絶縁 したフラットヤーン 様	2.0(mm) ・ ) ・図 ) ・図 法): 織りしたフラッ を断熱工法):	による ・ ( ) 面による 面による トヤーンクロス (70 程度) ・	( )・図i og/㎡程度) ( )	<b>卸による</b> 面による
9. 2. 3	防水層の種別及び工程	* 施工箇所毎の工法、種 * 立上り部における保護 * 屋根保護防水密着断熱 立上り部への断熱材及 * 屋根露出防水絶縁工法 * 屋根露出防水絶縁断熱 * 屋根防水密着工法 保 E-1の工程3 ※ 貞	工法 又は 又は 又は 又	根保護防水維 トの設置 種類、設置用 種類、設置 料 種類、 設置 種類、 で で で で で で で の で の で の で の で の で の で	経験断熱工法 ※図示に、 と: 文量: ※ループ を を を を を を を を を を と: と を を を を を を を	よる ・ ( イング類製造所 ・ルーフィング類製 ・無	の指定 ・ 造所の指定	• (	[表9. 2. 9] [表9. 2. 7] [表9. 2. 8] ) [表9. 2. 9]
9. 2. 4	施工	* 下地 モルタル塗 適用 * 立上り ※コンクリー * ルーフドレン回り及び ※図面による・・	ト打放し仕上 立上り部周辺	.げ[表6.2.4の  の断熱材の張	)B種] ・	(			
9. 2. 5	保護層等の施工	* 平場の保護コンクリー	ト厚さ: ・8	80mm以上[こて	[仕上げ] ・	60㎜以上[床	タイル張り等	等仕上げ]	
<改質アスス 9.3.2		* 立上り部の保護: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ と図面 ・ ・ と図面 ・ と数質アスファルトシー ・ 粘着層付改質アスファ ・ 押さえ金物 材質、形 ・ ・ 屋根露出防水絶縁断熱 ・ ・ 絶縁用シート: ※9.3	式保護材 ・	<ul><li>れんが押え</li><li>よよく</li><li>ば厚部分粘着</li><li>ボ厚さ:※素層</li><li>ボアルミュウム</li><li>断熱材の種類</li></ul>	・コンクリ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	ート押え 3.3による ファルトシー 59.3.3による ×2.0(mm)程度 ※図面による	· (	) ・図面に ) ・図面に ) ・図面	
		1		設計事務所名			工事名称		図面番号
				建築士登録番号	,			縮尺	
			+44	建築士氏名	設計				
			検図	製図	○年○月	***************************************	知県建築局公	共建築部公営住宅	課

	項目	特 記 事 項
9. 3. 3	防水層の種別及び工程	* 施工箇所毎の種別: ※図面による ・ ( ) * 屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.3.1] 脱気装置 種類、設置数量: ※改質アススァストシート製造所の指定 ・ ( )
		* 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.3.2] * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.3.3] 脱気装置 種類、設置数量: ※改質アススワァストシート製造所の指定 ・ ( )
<合成語	高分子系ルーフィングシート防水>	防湿用シートの設置: ・有 ・無 ・( ) ・図面による
	材料	* ルーフィングシート: 種類及び厚さ ※表9.4.1~表9.4.3による ・ ( ) ・図面による * 可塑剤移行防止用シート 材質: ※発泡ポリエチレンシート・ ( ) ・図面による * 固定金具 材質、形状及び寸法: ※ 9.4.2(3)(イ)による ・ ( ) ・図面による * 断熱工法に用いる断熱材 機械的固定工法の場合の種類及び厚さ: ※ 図面による ・ ( ) 接着工法の場合の種類及び厚さ : ※ 図面による ・ ( )
9. 4. 3	防水層の種別及び工程	* 防水層の工法による種別及び工程: ※図面による ・( ) [表9.4.1]~[表9.4.3] 種別 S-F2及びS-M2の場合 ・軽歩行仕様 種別 SI-M1、SI-M2 防湿用フィルムの設置 : ・図面による ・( ) 仕上塗料の種類及び使用料: ・ルーフィングシートの製造所の仕様による ・図面による ・( ) *接着工法の場合 脱気装置 種類及び設置数量: ・図面による ・( ) ・ルーフィングシートの製造所の仕様による * ・ ( ) ・ルーフィングシートの製造所の仕様による * ・ ( ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9. 4. 4	施工	* 目地処理(接着工法) プレキャストコンクリート部材下地の場合:・図面による ・( )
< do #0	* 」 左 ※ D世界と 1. ロッド・* ) フェウ	* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 保護層(屋内保護密着工法) 立上り部保護モルタル塗厚: ※7mm以下 ・ ( )
9. 5. 3	、A系塗膜防水及びゴムアスファ 防水層の種別及び工程	ドネ室膜的ホン * ウレタンゴム系塗膜防水の種別: ・絶縁工法 ・密着工法 ・図面による * ウレタンゴム系塗膜防水の仕上塗料の種類、使用量:MOCA非含有材 [表9.5.1] ・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・ ( )
		* 絶縁工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量: ・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・ ( ) * ゴムアスファルト系塗膜防水の種別 : ・Y-1 ・Y-2 ・図面による [表9.5.2] * Y-2の場合の保護層の仕様 : ・図面による
9. 5. 4	施工	* 防水層の下地におけるモルタル塗 適用箇所: * 防水層の下地の立上り: ※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 ・ ( )
	後質系塗布防水> 施 工	* 9.6.4(2)(1)(f))以外の下地処理: ・図面による ・ ( * 防水層の下地 壁、天井部:※コンクリート打放し仕上げ(表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種)・ ( ) * コンクリートの打継ぎ箇所の処理: ※ 9.6.4(2)(f)による ・ ( )
	塗膜防水> 材 料	* ルーフドレン: ・FRP系塗膜防水用ルーフドレン ・鋳鉄製 ※図面による
9. 7. 4	施工	* 下地の構造 根太掛の樹種、寸法及び防腐・防蟻処理: ・図面による ・( ) 根太の樹種、寸法及び防腐・防蟻及び防虫処理: ・9・7・4(2)(ウ)による ・図面による ・構造用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等: ・図面による ・厚さ12mm ・( ) 下地用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等: ・図面による ・厚さ12mm ・( ) 留付け間隔: ・150mm程度 ・図面による ・( ) 本ねじ 留付け間隔: ・150mm程度 ・図面による ・( ) 防火板の設置: ・適用する(種類 ) ・適用しない ・適用しない ・ド防水層の下地 平場の勾配: ・1/100以上 ・図面による・( ) * 防水端部の処理 水切り 全物、外壁材及び透湿防水シートと防水層の取合い: ・図面による ・( ) * 水張試験: ・行う ・行わない
<透湿隊 9.8.2	ち水シート、防水テープ及び改賃 材 料	
	施工	* バルコニー手すりの工法:・9.8.3(2)(ケ)による(笠木の固定方法、形状及び仕上げ ・図面による ・ ( )
-	Jング> 材 料	* シーリンク <sup>*</sup> 材の種類及び施工箇所: ※種類は被着体に応じたものとし [表9.9.1] を標準とする ・図面による * シーリング材表面仕上 ・仕上げなし
9. 9. 3	目地寸法	* シーリンク *材の目地寸法: ※ 9.9.3(1)(7)、(イ)、(ウ)による ・ ( )
9. 9. 5	シーリング材の試験	*接着性試験: ※簡易接着性試験 ·引張接着性試験
<共通項	事項>	■建築編 11章 タイル工事■
11. 1. 3	伸縮調整目地及び ひび割れ誘発目地	* 目地の位置: ※表11.1.1による ・ ( ) ・図面による
11. 1. 4 <セメントモ	見本焼、試験施工 ルタルによる陶磁器質タイル張	* 見本焼 ・有 ※無 試験張り ・有 ※無 0 >
11. 2. 2	材料	* 形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等: ※図面による ・ ( ) * 役物: ・有 ・無 * 産地等: ※愛知県産 ・ ( )
11. 2. 3	張り付け用材料等	* 既調合モルタル: ・ ( )
11. 2. 6	施工	<ul> <li>≪下地及びタイルごしらえ≫</li> <li>* 下地モルタル塗りのコンクリート素地面処理: ・MCR工法 ・目荒し工法 ・ ( ) ・図面による</li> <li>* 壁タイル張りの種類及び工法 外装タイル: ・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り [表11.2.3] 内装タイル以外のユニットタイル: ・マスク張り ・モザイクタイル張り</li> </ul>
	別による陶磁器質タイル張りご 材 料	

2024年9月1日改定 項 目 記 事 項 種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地: ※ポリウレタン系 伸縮調整目地、その他の目地 : ※変成シリコーン系 ・ ( ・下地調整塗りを行うコンクリート素地面処理: ・MCR工法 ・目荒し工法 ・ ( 壁タイル張りの種類及び工法: ※表11.3.2による ・図面による ・ ( ) 外装タイル接着剤張りの目地目詰め ・行わない 11.3.5 施工 ■建築編 12章 木丁事■ <材 料> 施工一般 含水率 下地材: ※A種 ・B種 造作材: ※A種 ・B種 材料のホルムアルデヒド放散量等: ・12.2.1(1)(ウ)による ・図面による ・( 12.2.1 木 材 賢州

「JAS1083(製材)」による製材

下地用製材 寸法、含水率、保存処理: ※図面による ・ ( )

等級 ・図面による ・ ( )

造作用製材 寸法、等級、含水率、保存処理: ※図面による ・ ( )

板類における等級: ※枠、額線、敷居、かもい、かまちの類の見え掛り面は上小節以上

それ以外は小節以上 ・図面による ・ ( ) | それ以外は小節以上 ・ 図面による ・ ( ) | 安線: ※1等 ・ 図面による ・ ( ) | 全水率: ※10%以下 ・ 図面による ・ ( ) | ・ ( ) | 「JAS1083(製材)」以外の製材 |AS1083 (梁付) | 以外の契例 下地、造作及び仕上げに用いる製材 寸法、材面の品質、防虫処理及び含水率: ※図面による 造作材の材面の品質の基準: ※A種 ・B種 [表12.2.2] 造作用集成材等 「集成材のJAS」による造作用集成材 「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 : ※図面による ・ ( ) 含水率 : ※15%以下 ・図面による ・ ( 化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 : ※図面による ・ ( : ※15%以下 ・図面による ・( 含水率 造作用単板積層材 「JAS0701(単板積層材)」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理: ※図面による ・ ( ) 「JAS0701(単板積層材)」以外の造作用単板積層材 以外の造作用単板槓磨材 寸法、表面の品質及び防虫処理 : ※図面による ・ ( ) 含水率 : ※14%以下 ・ 図面による 品名、強度等級、種別、接着性能 (使用環境) 、 樹種名及び寸法: ※図面による 直交集成板 

 下地用構造用合板
 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級: ※図面による厚さ: ※12mm ・ ( ) mm ・ 図面による接着の程度: ※1類(湿潤箇所を除く) ※特類(湿潤箇所) ・ 図面による

 を報: ※2級以上・( ) 板面の品質: ※C-D以上・( ) ※「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。 天然木化粧合板 品名、厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理: ※図面による特殊加工化粧合板 品名、厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理: ※図面によるパーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ: ※図面による 曲げ強さによる区分、厚さ: ※ 13タイプ、15mm 耐水性による区分、厚さ : ・ MR1 (M) タイプ、15mm ・ MR2(P) タイプ、15mm ・ ( ) 構造用パネルの品名及び寸法: ※図面による ・ ( ) ディアムデンシティーファイバーボード(MDF) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、 難燃性による区分、厚さ: ※図面による 12.2.2 接合具等 <防腐・防蟻・防虫処理> 12.3.1 防腐・防蟻処理 木材への防腐・防蟻処理 深剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 : 適用部材 ( 保存処理性能区分 薬剤の砂金布等による防腐・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理: ・行う ・行わない 保存処理性能区分( : ・図面による ・ ( 薬剤の種類、適用部材 : ※ 12.3.1(4)(b)による ・( 処理の方法 型理の方法 : ※ 12.3.1(/) (セ 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理:・図面による ・行う ・行わない 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 :・図面による ・行う 表面処理用木材保存(防腐・防蟻)剤は監督職員が承諾するものとする。 12.3.2 防虫処理 \* 防虫処理: <鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組> \* 防电処理: ※行う ・行わない 12.4.1 木材 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 縮尺

設 計

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特 記 事 項
<窓、出入口その他>	床組に用いる木材(上記以外): ・杉 ・松 ・ ( )
12.5.1 木 材 < 床板張り >	* 窓、出入口その他に用いる木材 吊元枠、水掛りの下枠、敷居: ・ひのき ・ ( ) その他: ・松または杉 ・ ( )
(水板振り) 12.6.1 木 材 (壁及び天井下地)	* 縁甲板、上がりがまちに用いる木材: ・ひのき ・ ( )
12.7.1 木 材	* 木材: ·杉 ·松 · ( )
<長尺金属板葺>	■建築編 13章 屋根及びとい工事■
13. 2. 2 材料	* 長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類: ※JIS G 3322の屋根用コイル (塗膜の種類: 厚さ: ) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等: ・図面による ・ ( ) * 下葺材料 (釘又はステープルが打てる下地の場合): ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 (・一般タイプ ・複層基材 ・粘着層付タイプ)
13.2.3 工 法 <折板葺>	* 屋根葺形式:※図面による ・ ( ) * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 屋根葺形式に応じた葺板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等:※図面による ・ ( ) * 横葺の場合 ・つかみ込み納め ・けらば包み納め ※図面による * 雪止め: ・設ける ※設けない
13.3.2 材料	* 折板 形式: ※重ね形 ※はぜ締め形 ・ ( ) ・図面による
13.3.3 工 法	* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 耐雪性能に対応した工法の適用: ・有 ・無 ・図示による * 折板聋の工法 折板のけらば納め: ※けらば包み ・ ( ) ・図面による
<粘土瓦葺> 13.4.2 材料	* 粘土瓦の種類: 大きさ: 産地等: ※愛知県産 ・ ( ) 役物瓦の種類: 雪止め瓦の使用等: JIS A 5208に基づく凍害試験等: ・行う ・行わない * 瓦桟木 材質: ※杉 ・ ( ) 寸法等(幅21×高さ15(mm)以上) ※図面による・ ( ) * 棟補強用の付 材質: ※杉 ・ ( ) 寸法(幅40×高さ30(mm)以上) ※図面による・ ( ) * 瓦緊結用釘又はねじの種類、径及び長さ ※図面による ・ ( ) ( * 棟補強等に使用する金物等の材質、形状、寸法、留付け方法: ・図面による ・ ( ) * 下葺材料(釘又はステープルが打てる下地の場合): ・フスファルルーフィング940 ・改質アスファルルーフィング下葺材
13.4.3 工 法	* 建築基準法に基づく耐風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等の工法: * 瓦緊結用釘又はねじの有効長さの最小値・先端が野地板厚さの2分の1以上に達する長さ・野地板の裏面(下地)まで貫通する長さ * 瓦桟木の留付け工法:
	* 棟の工法: ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 ・ ( )・図面による * 面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部の仕上げ ・モルタル ・瓦葺き用しっくい ・図面による
<とい> 13.5.2 材料	* 材種等 ・配管用鋼管 ・排水管継手 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ルーフドレン ・硬質塩化ビニル雨どい ・ステンレス鋼板 ・とい緊結用鋼線 ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板) ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格: 塗膜の種類: ) * とい受金物及び足金物 材種: ※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの ・ ( ) 形状、取付け間隔: ※図面による ・ ( )
13.5.3 工 法	* 防露巻き(鋼管製とい): ※表13.5.4による ・ ( )
<表面処理>	■建築編 14章 金属工事■
14.2.1 アルミニウム及びアルミニウム 合金の表面処理	* 表面処理の種別: ・図面による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1] ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種 (常温乾燥形の塗装 ( ) ) * 陽極酸化皮膜の着色方法: ※二次電解着色 ・ ( ) 色合等:
14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき <軽量鉄骨天井下地>	* 鉄鋼の亜鉛めっきの種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ・図面による [表14.2.2]
14.4.2 材料	* 野緑等の種類 屋内: ※19形 ・25形 屋外: ・19形 ※25形 [表14.4.1]
14.4.3 形式及び寸法	* 屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔: ・ ( ) mm ・図面による * 屋外の野縁間隔: ・ ( ) mm ・図面による
14.4.4 工法	* ダクト等によってボルトのつりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法: ※図面による ・ ( ) * 天井のふところが3mを超える場合の補強方法: ※図面による ・ ( ) * 天井下地材の耐震性を考慮した補強: ※図面による ・ ( ) * 耐風圧性を考慮した補強(屋外の軒、ピロティ等の天井): ※図面による ・ ( )
<軽量鉄骨壁下地> 14.5.3 形状及び寸法	* スタッド、ランナの種類: ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※表14.5.1による ・ ( ) * スタッド高さが5.0mを超える場合: ・図面による ・ ( ) ・図面による ・ ( ) ・図面による ・ ( ) ・図面による
<金属成形板張り> 14.6.2 材料	* 金属成形板 種別、表面処理: ・ ( ) ・図面による
14.6.3 工法	* 取付け用下地: ※4節 軽量鉄骨天井下地による ・ ( ) ・図面による * 長尺ものの温度変化に対する伸縮調整継手: ・設ける ( ) ・設けない
<アルミニウム製笠木> 14.7.2 材 料	* 主な構成部材による種類: ・250形 ・300形 ・350形 ・図面による [表14.7.1] * 笠木本体の材料の表面処理の種別: ・図面による ・ ( ) [表14.2.1]

	2024年9月1日改定
項目	特 記 事 項
14.7.3 工法	* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: ・図面による ・ ( )
<下地>	■建築編 15章 左官工事■
15.2.5 せっこうボードその他の ボード下地	* 材料 せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ: ・図面による ・ ( ) 木質系セメント板の種類、厚さ : ・図面による ・ ( )
15.2.6 こまい下地	* 耐力壁の指定がある場合: ・図面による
15.2.7 木ずり下地 <モルタル塗り>	* 木ずり用小幅板の樹種: ・杉[心去り材] ・ ( ) ・図面による
15. 3. 2 材料	* モルタル: ・現場調合材料 ・既調合材料 ・図面による * 既製目地材: ・使用する (形状 ) ※使用しない
15.3.5 工 法	* 床の目地割り: ・目地割2㎡程度、最大目地間隔3m程度 ・ ( ) ・図面による * 種類: ※押し目地 ・ ( ) ・図面による * 外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験: ・行う ※行わない
<仕上塗材仕上げ>	
15.6.2 材料	* 仕上塗材の種類 (呼び名): ※図面による・( ) [表15.6.1] 仕上げの形状:・ゆず肌状 ※凹凸状 ・凸部処理 ・( ) 工法:・吹付け・ローラー塗り・こて塗り・( ) * 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材:・使用する( ) ・使用しない * 複層仕上塗材の耐候性:・耐候形( ) 種 * 複層仕上塗材の上塗材 樹脂:・アクリル系・シッシル系・* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
軽量骨材仕上塗材	溶媒:・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 外観:・つやあり ・つやなし ・メタリック * 外装厚塗材Si、外装厚塗材Eの上塗材: ・適用する ・適用しない * 外装厚塗材Cの上塗材 (セントスタッコ以外の場合): * 軽量骨材仕上塗材の吹き付けによる天井等の仕上工事は次による。 材料: ※セメント系 ・有機結合材系
15.6.6 工 法	* 軽量骨材仕上塗材: ※製造所の仕様による(事前に施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける) ・ ( )
<マスチック塗材塗り> 15.7.2 材 料	* 品質及び性能: ・製造所の仕様による ・図面による ・( ) * 種別: ・A種 ・B種 [表15.7.1]
<ロックウール吹付け> 15.12.3 配合及び密度等	* 仕上げ吹付け厚さ: ( ) mm ・図面による
<共通事項>	■建築編 16章 建具工事■
16.1.3 防火戸	* 防火戸の適用: ※図面による * 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの: ・ヒューズ装置 ・熱感知器 ・煙感知器 ・図面による
16.1.4 見本の制作等	* 建具見本の制作: ・有 ※無 特殊な建具の仮組: ・実施する ・実施しない
16.1.6 その他	* 開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の使用箇所: ※玄関錠前 ・面格子 ※接地階バルコニー側
<アルミニウム製建具> 16.2.2 性能等	* 建具の品質及び性能: ※製造所の仕様による ・ ( ) ( ) ( 表16.2.1] ・ 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] ・ A種 ・ B種 ・ C種 (枠の見込み寸法: ) ・ 図示による * 外部に面する建具[木下地] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による * 枠の見込み寸法 ( ) ( * 防音ドアセット、防音サッシ: ・適用する (遮音性等級: ) ・ 適用しない ・ 図面による * 断熱ドアセット、断熱サッシ: ・ 適用する (断熱性等級: ) ・ 適用しない ・ 図面による
16.2.3 材料	* 網戸 防虫網: 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 ・図面による 線径、網目 ※0.25mm以上(合成樹脂)、16~18メッシュ ・ ( )
16.2.4 形状及び仕上げ	* 構造: 網戸用レールは、一般網戸対応型とする。 * アルミニウムの表面処理: 種別 ・図面による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1]
16.2.5 工法	* 水切り板、ぜん板等: ※図面による ・ ( ) * 内付け建具: ・適用する ・ 適用しない
<樹脂製建具> 16.3.2 性能及び構造	* 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.3.1]  ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 枠の見込み寸法( )  * 外部に面する建具[木下地]
	* 外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・図面による ・( )
	設計事務所名    工事名称
	建築士登録番号 縮尺
	建築士氏名
	検 製 設 計   愛知県建築局公共建築部公営住宅課   〇年〇月

ń	頁 目	特 記 事 項	
16. 3. 3	材料	* ガラス: ※複層ガラス ・単層ガラス ・三重ガラス ・ ( )	
16.3.4 <鋼製建」	形状及び仕上げ	* 表面色: ・標準色 ・特注色	
16. 4. 2	性能及び構造	* 玄関ドアの品質及び性能: ※製造所の仕様による ・ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
16. 4. 3	材料	* 点検口の類のくつずりの材料 ・図面による ・ ( )	
16. 4. 4	形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ: ・表16.4.2による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下) ※図面による *くつずりの仕上げ ・HL(ステンレス鋼板を用いる場合) ・図面による ・ ( )	
	標準型鋼製建具	* 形式及び寸法 ・図面による ・( )	
<鋼製軽量 16.5.2		* 簡易気密型ドアセット (気密性: A-3): ・適用する ・適用しない ・図面による ・ ( ) * 防音ドアセット、防音サッシ: ・適用する (遮音性等級: ) ・適用しない ・図面による * 断熱ドアセット、断熱サッシ: ・適用する (断熱性等級: ) ・適用しない ・図面による * 耐震ドアセット: ・適用する (面内変形追随性の等級: ) ・適用しない ・図面による	
16. 5. 3	材 料	* 鋼板類の種類: ・図面による ・ ( ) * 召合せ、縦小口包み板等: ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金	
	形状及び仕上げ レス製建具>	* 鋼板類の厚さ: ・表16.5.1による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下) ※図面による	
	材料	* ステンレス鋼板: ・SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・図面による ・ ( )	
16. 6. 4	形状及び仕上げ	* 表面仕上げ: ※HL ・ ( )	
16.6.5 <木製建り		* 曲げ加工: ※普通曲げ ・角出し曲げ	
<建具用金		* 内装建具については「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。	
16. 8. 2	材質、形状及び寸法	* 金物の種類及び見え掛り部の材質: ※表16.8.1による ・ ( ) * 表16.8.1中の*印の適用並びに備考中の特記について: ※図面による ・ ( ) ( ) * 各住戸玄関犀用及び勝手口犀用錠前: ※図面による ・ ( ) ( ) * 各住戸玄関犀用及び内装犀用ドア・クローザーの品質及び性能: ※図面による ・ ( ) ( ) ※ドアクローザーは、BL部品のⅡ型の性能を有するものとする。 * 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ: ・表16.8.2による ・ 図面による ・ ( ) ( ) * 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ: ・表16.8.2による ・ 図面による ・ ( ) * 木製建具用丁番の枚数及び大きさ: ・表16.8.4による ・ 図面による ・ ( ) 戸車及びレール : ・表16.8.5による ・ 図面による ・ ( )	
16. 8. 3	取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置: ・図面による ・ ( )	
16. 8. 4	鍵	* 各住戸玄関扉用錠前の種別: ※図面による ・サムターン付ウリンダ-面付箱錠 ・シリンダ-彫込箱錠(・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)) ・( * その他錠前の種別:・サムターン付ウリンダ-面付箱錠 ・シリンダ-彫込箱錠(・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)) ・( * タンプラー類の本数: ※6本以上 ・( ) ・ 鍵:※図面による ・3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱:・要 ・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけ、スチール製箱に収納して提出する。 * コンストラクションキー装置: ※取付ける ・取付けない * マスターキー:・製作する( ) ・製作しない * マスターキーは、共用部のみで使用でき、各住戸の玄関戸では使用できないものとする。 * 引違い戸、引違い窓 鍵違いの種類:・( ) 種類 ・6種類以上 ・図面による	)
<ガラスン 16. 14. 2		* ガラスの種別及び厚さ: 図面による * ガラス留め材: ・シーリング材 ・ガスケット ・図面による * アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガラスのはめ込みに用いるガスケットの用途による区分 ※グレイチングチャンネル (アルミニウム製建具に用いる引達い及び片引き障子の場合)・ ()	
16. 14. 3	ガラス溝の寸法、形状等	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ:※建具の製造所の仕様による ・図面による ・( )	
<素地ご)	しらえ>	■建築編 18章 塗装工事■	
18. 2. 2		* 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別: ・A種 ※B種 ・( ) [表18.2.1] * 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別: ※A種 ・B種 ・( ) [表18.2.1]	
18. 2. 3	鉄鋼面の素地ごしらえ	* 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 (DP塗り以外) : ・A種 ・B種 ※C種 [表18.2.2 * 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 (DP塗り) : ・A種 ※B種 ・C種 [表18.2.2	
18. 2. 4	亜鉛めっき面素地ごしらえ	* 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別: ・A種 ・B種 [表18.2.3	]
18. 2. 5	モルタル面及びプラスター面 の素地ごしらえ	* 種別: ・A種 ※B種 [表18.2.4]	]
18. 2. 6		* 種別: ・ A種 ※ B種 【コンクリート、ALCパネル面】 【ただし耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による】 [表18.2.5]	]
18. 2. 7	せっこうボート 面	* 種別: ・ A種 ・ B種【押出成型は小板面】 ・ 図面による * 目地工法が継目処理工法のせっこうボードの素地ごしらえの種別: ※ A種 ・ B種 [表18.2.7] * その他のボード類の素地ごしらえの種別: ・ A種 ※ B種 [表18.2.7]	
<錆止め 18.3.2	塗料塗り> 塗料種別	* 鉄鋼面錆止め塗料の種別[つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの場合]: ・A種 ※B種 [表18.3.1] * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料[合成樹脂エマルションペイント塗りの場合]: ※A種 ・B種 ・C種 [表18.3.2]	

				2024年9	月1日改定
項目		特	<u> </u>	項	
18.3.3 錆止め塗料塗	* 見え隠れ部分の鉄鋼 * 鋼製建具等の亜鉛め * その他の亜鉛めっき	面錆止め塗料塗りの種別: 面錆止め塗料塗りの種別: っき鋼面錆止め塗料塗りの種 鋼面錆止め塗料塗りの種別:		[ # [ #	表18.3.3] 表18.3.3] 表18.3.5] 表18.3.5]
<合成樹脂調合ペイント塗り 18.4.2 木部SOP塗り		重 · B種 屋内:	· A種 ※B種	[ ]	表18.4.1]
18.4.3 鉄鋼面SOP≦		3種		[3	表18.4.2]
<クリヤラッカー塗り(CI 18.5.2 クリヤラッカー	-塗り * 種別: ・A種 ※1	3種 着色(A種の場合	<ul><li>お): ・溶剤系着色剤</li></ul>	・油性染料着色剤 [ <del>-</del>	表18.5.1]
<アクリル樹脂系非水分散形 18.6.2 NAD塗り	型料壁り(NAD) >  * 種別: ・A種 ※]	3種		[3	表18.6.1]
<耐候性塗料塗り(DP)> 18.7.2 鉄鋼面DP塗	* 上塗り塗料の等級:	・1級 ・2級 ・3級		[8	表18.7.1]
18.7.3 亜鉛めっき鋼面	DP塗り* 上塗り塗料の等級:	・1級 ・2級 ・3級		[ [	表18.7.2]
18.7.4 コンクリート面及び打セメント板面D セメント板面D <つや有合成樹脂エマルションノ		3種 · C種			表18.7.3]
	G塗り * 種別: ・A種 ※1	3種		[ 2	表18.8.1]
18.8.4 鉄鋼面EPー( <合成樹脂エマルションペイント竣		3種		[3	表18.8.3]
18.9.2 EP塗り <ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)>	* 種別: · A種 ※]	3種		[ 8	表18.9.1]
18. 10. 2 UC塗り <ステイン塗り (OS) >	* 種別: · A種 ※]	3種		[表	£18. 11. 1]
18.11.2 ステイン塗り <木材保護塗料塗り(WP)		) ・図面による		[表	£18. 12. 1]
18.12.2 WP塗り	* 種別: · A種 ※]	3種		[表	£18. 12. 1]
<共通事項>	■建築編 19章 内装	工事■			
19.1.3 水掛りの範囲 <ビニル床シート、ビニル床タイル及					図19.1.1]
19.2.2 材料	* ビニル床シート 種厚	類: ※FS ・( さ: ※2.0mm ・(	<ul><li>・図面による</li><li>・図面による</li></ul>	色柄: • ( ) •[	図面による
	* 特殊機能床材 带	電防止床タイル 種類、 覚障害者用床タイル 種類、 動荷重性床シート 種類、 滑性床シート 種類、 滑性床タイル 種類、	厚さ等 厚さ等 : 寸法、厚さ等 :	寸法:・( )・[ ・( )・図面に ・( )・図面に ・( )・図面に ・( )・図面に ・( )・図面に	よる よる よる よる よる
	高さ * ゴム床タイル 色柄 * ビニル床シート、ビニル床タ	種類: ・図面による ・ ( : ※60mm ・ ( ・ ( 、 ・ ( 、	<ul><li>・図面による</li><li>・( ト系及び木質系以外の場合</li></ul>	:る ) }合]: ・図面による ・ (	回面による
19.2.3 施工	* 19.2.3(1)(ア)~(ウ)↓ * ビニル床シートの接合部の	以外の下地の工法: )処理: ※熱溶接工法 ・(	) ・図面に	よる	
<フローリング張り> 19.5.2 材料		グ(・フローリングボード1等・ グ(・天然木化粧複合フローリン		合フローリング) ・ 図面によ	:る
19.5.3 工法一般	* 工法: ・釘留め・根	太張り工法 ・釘留め・直張り	)工法 ・接着工法		
19.5.4 釘留め工法	複合 種 複合	ングボードの樹種 ・なら フローリング(天然木化粧複合フローリン 別:・A種 ・B種 ※C フローリング(特殊加工化粧複合フロ	ング)の種別、樹種 種 樹種:・なら ーリング)の種別、厚さ、「	[表19 ・ ( ) ・図面による 幅及び長さ	
	* 直張り工法 フローリ 複合	別:・A種 · B種 ※C: ングボードの樹種 · なら フローリング(天然木化粧複合フローリ: 別:・A種 · B種 ※C:	・ ( ) ・  ング)の種別、樹種	図面による [表19 [表19	9. 5. 3] 9. 5. 4]
19.5.5 接着工法		: ※なら ・ ( ) クの樹種、厚さ及び長さ: ・ 緩衝材: ※合成樹脂発泡シー		) ・図面による	
<畳敷き> 19.6.2 材料	B. 畳床はJIS A5914 1) 畳床に使用する 2) 畳床に使用する 27kg/m3以上で	材料は、見本品を提出の上、 (建材畳床) に規定するインミ インシュレーションボードは ポリスチレンフォーム板は、JIS A9511 、かつ同規格に規定する4.13 裏面材(防湿シート)は、JI:	/ユレーションボード畳 、JIS A5905 (繊維板) (発泡プラスチック保温材) .1の方法で試験して燃	上床Ⅲ形(厚み50)を使用す に規定するタタミボードとす の4.6の方法で試験して、密! 焼試験に合格したものとする。	-る。 度が
		1			1
_		設計事務所名		工事名称	図面悉早
		設計事務所名 建築士登録番号		工事名称 縮尺	図面番号
			設計		図面番号

	項目	特 記 事 項
		チレンクロスなどを圧着したものとする。 4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5) 縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔(cm): 8.5以下 6) 畳床の構造は下図を標準とする。
		表側 保護材 
		C. 畳へりはJIS L3108 (畳へり地) によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾75mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914 (建材畳床) 附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902(畳)附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902(畳)の規定による。 * 畳の種別: D種 (畳床の配号 KT-Ⅲ) ・図面による
19. 6. 3	工法	A. 製作及び敷き込み  1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。  2) 畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。  3) 畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。  4) 畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル系糸の畳用返しボードとする。  5) 敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。  B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。製造所及び製造年月、種類及び等級  C. 畳焼け防止の措置をする。  D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまと
	うボード、その他ボード及 材 料	めた上、監督職員に提出する。 び合板張り>   * ボード類の種類、厚さ等: ・図面による ・( )   * ボード表面への化粧張り仕上げ等: ※図面による ・( )   * 普通合板 表板の樹種名、板面の品質、厚さ、防虫処理 : ※図面による ・( )   * 天然木化粧合板 化粧板の樹種名、厚さ、防虫処理 : ※図面による ・( )   * 特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能、厚さ、防虫処理: ※図面による ・( )
19. 7. 3	工 法	* 天井ボードの重ね張り: ・図面による ・ ( )  * 合板類の張付け種別: ・A種 ・ B種 [表19.7.3]  * せっこうボードの目地工法の種類: ・維目処理工法 ・突付け工法 ・目透し工法 [表19.7.5]  * せっこうボードのエッジの種類(突付け工法及び目透し工法の場合):・ベベルエッジ ・スクェアエッジ ・図面による  * 化粧せっこうボードの留め付け:同色のカラーネイル、カラーねじ等
<壁紙張 19.8.2	り> 材 料	* 壁紙の種類:・図面による ・ ( ) 防火性能:・図面による ・ ( )
19. 8. 3	施工	* 素地ごしらえ モルタル及びせっこうプラスター面: ・A種 ※B種 [表18.2.4] コンクリート面: ・A種 ※B種 [表18.2.5] せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面:・A種 ※B種 [表18.2.7]
<断熱・ 19.9.3	防露> 断熱材打込み工法	* 断熱材(JIS A 9521 建築用断熱材) 種類、厚さ: ・図面による ・ ( )
19. 9. 4	断熱材現場発泡工法	* 種類(建築物断熱用吹付け硬質)/タンフォーム(難燃性)): ・A種1 ・A種1H ・( )・図面による * 吹付け厚さ:・ ( ) mm ・図面による
19. 9. 5	(SI工法等)	* 材料 種類及び厚さ: ・図面による ・ ( )
	ラスチック系床下地張り工法 材 料	
	音二重床下地張り工法> 材 料	
	プレハブ工法> 適用範囲	* 内装プレハブ工法:「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による (内装下地材は県産材を使用すること。)
		(と) 数 「地的は 対策性的 を 反用 すること。) ■ 建築編 20章 ユニット及びその他の工事■
	ト工事等> 可動間仕切	* 材料等: 構造形式による種類 ( ) 構成基材の種類 ( ) 遮音性 ( ) パネル表面仕上げ ( ) 形状 ( )・図面による
20. 2. 4	移動間仕切	* 材料等 パネルの操作方法による種類: パネル表面材: (材質 仕上げ ) * 性能等 パネル圧接装置の操作方法: 遊音性: ルガ・レール取付け下地の補強: ※20.2.4(3)(か)による・( )・図面による バ ねをラナーに取り付ける部品: ※20.2.4(3)(オ)による・( )・図面による ハンガーレール : ※20.2.4(3)(オ)による・( )・図面による ランナー : ※20.2.4(3)(カ)による・( )・図面による ランナー : ※20.2.4(3)(カ)による・( )・図面による オスピースによる ・ スピースによる ・ スピースによる
20. 2. 5	トイレブース	* 材料 パネル表面材 : ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・図面による 脚部の種類 : ※幅木タイプ ・ ( ) ・図面による ドアエッジの材質: ・トイレブースの製造所の仕様による ・ ( ) ・ 図面による

			T					202	24年9.	月1日改定
	項	目				記		項		
20. 2. 6	手すり		* 手すりユニットの品質 * 廊下用手すりユニットユニット * ボルコニニットの形状体 * 手すりユニットの形状体 * 風の影響による音質及び * 補助手すりの形状、 * 補助手すりの形状、	の材質 ニットの材質 、寸法 への支持方法 生が想定され 性能: ・『	: ※アルミ: ※アルミ: ※図面に: ※図面に: ※図面に: ※I :の種別: ※I :る場合には、図面による	ニウム合金 <sup>隻</sup> ニウム合金 <sup>隻</sup> よる ・ ( 図面による 中間支持材	製 ・スチール 製 ・スチール ) ・ ( を入れる等の	製 ・ステンレス 製 ・ステンレス )		
20. 2. 7	階段滑り	止め	* 材種、形状、寸法等: * 取付け工法: ※接着コ			図面による 面による				
20. 2. 9	黒板及び	ホワイトボート	* 黒板 区分: ※焼付り 種類: ・鋼製具 * ホワイトボード: ・	県板 ・ほうん	ろう黒板 ・	( )	<ul><li>図面によ</li></ul>	3		
20. 2. 10	鏡		*厚さ: ※5㎜ ・ (	)						
20. 2. 11	表示		* 衝突防止表示 ガラススク * 非常用進入口等: ・ 図 * 室名札、ピクトグラム、案 ※図面による ・	図面による 内板等の形状	、寸法、材質					)
20. 2. 12	タラッフ	ρ	* 材料の種別: ※ステン * 仕上げ: ※研磨等の仁							
20. 2. 16	カーデン及び	<b>ベカーテンレール</b>	* きれ地の種別、品質、 レール、ブラケット カーテンレール * フック (ひるかん): * 工法 ひだの種類:	閉操作方法: 特殊加工よる: 材料による区 材料げ: ※ ・フランスひ?	・図面によ ・図面によ 分: ※10-90 分: ・アルミニ! アルマイト 樹脂製 ご ・箱ひだ	る ・ ( る ・ ( ) ・ ( ) ・ アルミニウ ・ ( ・ つまひた	) ) ) 以合金の押出し ) 形状 ご ・プレーン	成型材 : ※角形 ・ (	· 図面に	よる
20. 2. 17	浴室ユニ	ニット	* 品質、性能 : ・図面 * 種類 : ・図面 寸法 (内法) : ・図面	面による ・	(	) Я	形状: ・図面に オ質: ・図面に		)	
20. 2. 18	キッチン	<b>/</b> ユニット	* キッチンキャビネット * キッチンキャビネット * キッチンキャビネット	の種類: ※	セクショナル:	キッチン・	・システムキッ			
20. 2. 19	郵便受箱	Í	* 品質、性能: ※図面に * 形状、寸法: ※図面に * 材質: ※ステンレス動	こよる ・ (	)	面による				
20. 2. 20	機械式宅	配ボックス装置	* 品質及び性能: ・図	面による	• (	)				
20. 2. 21		1 BB 600 0 3 h Car	* 品質及び性能: ・図 * 形状、寸法、材質:				• ( )			
< 面知 石 20.4.2	材 料	ト間知ブロック積。	* 間知石 材種: ・ ( * コンクリート間知ブロ			• (	) ・図i	面による		
20. 4. 3	工 法		* 間知石積み 積み方: 伸縮調整 * コンクリート間知プロック積み	目地 材種、 積み方: ※	厚さ等:・ 谷積み ・布	積み	目塗り( ・( 目塗り( 図面による ・	)		
∠ 层 A 市	j水排水>		■建築編 21章 排水工	事■						
	材料		* 材種、種類・記号、呼 * 側塊の形状、寸法 * 排水桝、ふたの種類等 鋳鉄製ふたの場合 名 * グレーチングの材質、 * 現場打ちコンクリート	: ・『 : ・『 称、種類、適 用途、適用荷 種類 設計基準強 スランプ	図面による 図面による i用荷重:・「 i重、メインバーピ	・ ( ・ ( 図面による ゚ッチ、ボルト固 コンクリー   nm2 ・18cm	定の有無等: ト・( ・( ・(	) ・図面による ・ ) ・図面によ ) ・図面によ ) ・図面によ ) ・図面によ	( る る る	表21. 2. 1]
			* 凍上抑制層の材料: * 砂の粒度試験: ・行う * 埋戻し材料種別: ・A	<ul><li>う・行われ</li></ul>	ない			,		[表3. 2. 1]
21. 2. 2	施工		* 現場打ち排水桝の足掛 * 遠心力鉄筋コンクリー		<ul> <li>合成權</li> </ul>	指被覆加工	を行ったもの	(径19㎜)		
			* 歴心刀妖肋コンクリー	1 日 本本の	<u>早さ、性類:</u> 設計事務所名	* 四則(- 。	- (			
					建築士登録番号				縮尺	図面番号
					建築士氏名					
				検図	製図	設計	愛	知県建築局公共建築部	R公営住宅	課
				_	-	○年○月				

項	1	特 記 事 項	
	2	* 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・( ) * 継手: ※接着剤 ・ゴム輪 * 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による	
<街きょ、縁石及び側2 21.3.1 材料	3	* 縁石の種類、形状、寸法等 : ・図面による ・ ( ) [ * 側溝の種類、形状、寸法等 : ・図面による ・ ( )	[表21.3.1]
21.3.2 施工		* 砂利地業の厚さ: ・100mm ・図面による ・ ( )	
2.047 Pt >		■建築編 22章 舗装工事■	
<路 床> 22.2.2 路床の構成及		* 路床 (1) 凍上抑制層 : ・適用する(厚さ ) ※適用しない (2) 透水性舗装に用いるフィルター層: ※適用する(厚さ: 図面による) ・適用しない (3) 路床安定処理 : ・適用する(厚さ 方法 ) ※適用して	\$V
22.2.3 材料	3	* 盛土種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 * 凍上抑制層に用いる材料: * 透水性舗装のフィルター層に用いる材料: 図面による * 砂の粒度試験: ・実施する ・実施しない * 路床安定処理用添加材料 種類: ※普通ボ ルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・クライワッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号	[表3.2.1]
22.2.4 施工	:	* 添加材料による路床安定処理:・( ) ・図面による	
22.2.5 試験	3	* 路床土の支持力比 (CBR) 試験: ・実施する ・実施しない * 路床締固め度試験: ・実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施) ・実施しない * 現場CBR試験: ・実施する ・実施しない	
<路盤> 22.3.2 路盤の厚さ及	び仕上り	* 路盤の厚さ: ・ 図面による ・ ( )	
22.3.3 材料 <アスファルト舗装>	3	* 路盤材料: ※RC-40 (透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 ・ ( )	表22.3.1]
22.4.2 舗装の構成及		* アスファルト舗装の構成及び厚さ: ・図面による ・ ( ) * 平坦性: ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ ( )	
22.4.3 材料		* 再生アスファルトの種類 : ・60~80 ・80~100 ・図面による	表22.4.1]
22.4.4 配合その他	:	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類: ・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F)	表22.4.4]
22.4.6 試験		* アスファルト混合物等の抽出試験: ・実施する ・実施しない	
<コンクリート舗装> 22.5.2 舗装の構成及		* コンクリート舗装等の構成及び厚さ、: ※図面による ・ ( ) * 歩行用コンクリート版の厚さ: ※70mm ・ ( ) ・図面による	
22.5.3 材料	2	* コンクリート ・ ( ) ・図面による         * コンクリートの設計基準強度、スランプ 、粗骨材の最大寸法: ・図面による ・表22.5.1による ・ ( * 早強ポルトランドセメント: ・使用する ・ 使用しない ・ 図面による * 注入目地材 : ※低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ ・ 図面による 「 [	) [表22. 5. 2]
22.5.4 施工		* コンクリート版の目地の種類及び間隔: ※図面による ・表22.5.3による目地を設ける ・( * 目地の構造: ※図面による ・図22.5.1による ・ ( )	)
<カラー舗装> 22.6.2 舗装の構成及	2	* 種類: ・加熱系 ・常温系 ・図面による * 加熱系カラー舗装 構成及び厚さ : ※図面による ・ ( ) 表層に用いる結合材の種類: ※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・ [ * 常温系カラー舗装 工法 : ・図面による ・ ( )	図面による
22.6.3 材料		着色部の下部: ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図面による * 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石: ・図面による ・( )	
22.6.3 材料		* 加熱系混合物に添加する有色月材又は日然石: 図画による · ()  * 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量: ・図面による ・ ()	
<透水性アスファルト	舗装>	* ニート工法、塗布工法の配合、その他: ・図面による ・ ( )	
22.7.2 舗装の構成及 <ブロック系舗装> 22.8.2 舗装の構成及		* 舗装構成: ※図面による ・ ( ) 平坦性: ※著しい不陸がないこと ・ ( * コンクリート平板舗装の目地材: ・砂 ・モルタル ※図面による	)
22.0.2 前3次以外内从从	3	* 舗石舗装の基層: ・アスファルト混合物 厚さ: ・50mm ・ ( ) ※図面によ ・コンクリート版 厚さ: ・70mm ・ ( ) ※図面によ * コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材: ・砂 ・空練りモルタル ・図面による	る る
22.8.3 材料		* 平坦性: ※平板等間の段差3mm以内 ・ ( ) ) * コンクリート平板 種類 寸注・※図面によろ ・ ( )	
		* コンクリート平板 種類、寸法: ※図面による ・ ( )	
<砂利敷き> 22.9.2 材料		* 種別 通路: ※A種 ・B種 建物周囲その他: ・A種 ※B種	表22.9.1]
<ウォール・擁壁>		■建築編 23章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■	
23.6.2 一般事項	2	* 支持力試験: ・実施する(方法 ) ・実施しない * 石材: ・図面による ・ ( ) * 裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ: ※図面による ・ ( )	

		2024年9月1日改定
項	目	特 記 事 項
		* 水抜きパイプの口径: ※75mm ・100mm ・ ( ) ・図面による * 水抜きパイプの設置条件: 3 ㎡に 1 カ所以上
23. 6. 5	ブロック(張)擁壁	* コンクリートブロック積み: ・谷積み ・ ( ) ・図面による
23. 6. 6	石積(張)擁壁	* 材 料 割 石: ・花こう岩(規格 ) ・安山岩(規格 ) 雑割石: ・花こう岩(規格 ) ・安山岩(規格 ) ・安山岩(規格 ) * 工法一般 目地仕上げ方法(雑割石積み、野面石積みの練積みの場合): ・図面による ・( )
<遊戯施設	及びサービス施設>	* 水抜きパイプの口径: ※75mm ・100mm ・ ( ) ・図面による
23. 8. 2	一般事項	* 木材の防腐処理方法: ※メーカー仕様による ・ ( ) ・図面による * 木材の防腐処理に使用する防腐剤:・23.8.2(4)(/)(a)~(c)による ・図面による * 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域等:・図面による ・遊具の安全に関する基準の規定による
23.8.3 3		* 材 料 コンクリート工作物の品質 : ※図面による ・ ( ) 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種、防腐処理など : ※図面による ・ ( ) 木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防腐処理など : ※図面による ・ ( ) 切石などの仕上げ : ※図面による ・ ( )
23. 9. 2	冊 工	* 材 料 ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等: ※図面による ・ ( ) ひし形金網の種類、寸法等 : ※図面による ・ ( )
<建築施設 23.10.2		* 材 料 品質、性能 : ※図面による ・製造所の仕様による ・( ) 材質、収納台数: ※図面による ・製造所の仕様による ・( )
23. 10. 3	物置ユニット	* 品質及び性能: ・図面による ・製造所の仕様による ・ ( ) * 強度区分の種別: ・120型 ・300型 ・450型 ※図面による 材質、寸法、形状等: ※図面による
<グラウン 23.11.3	ド舗装> グラウンド舗装	* 材 料
<一般事項		■建築編 24章 PC工法による工事■
24.1.3	関連設備工事	* 関連設備工事の施工区分 PC部材に先付けされるスリーブ、電気配管、電気ボックス: ・建築工事 ・ ( ) 衛生、電気及びガス設備工事の穴埋め : ・建築工事 ・ ( )
<pc部材製 24.2.1</pc部材製 	造に用いる材料及び部 セメント	
24. 2. 4	昆和材料	* 混和剤: ・AE剤 ・減水剤 ・AE減水剤 ・高性能減水剤 ・高性能AE減水剤 ・流動化剤 * 混和材: ・フライアッシュ(I 種) ・ フライアッシュ(IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・シリカフューム ・膨張剤 * 上記以外の混和材料及びその他の材料の品質:
24. 2. 5	鋼材及び鉄筋等	* 鉄筋種別 : ※図面による ・ ( ) * 鋼材の形状及び寸法: ※図面による ・ ( )
	接合用金物類	*接合用金物類の仕上がり形状及び寸法: ※図面による ・( )
<pc部材 24.3.2</pc部材 		* 気乾単位容積質量による種類: ・普通コンクリート ・軽量コンクリート1種 ・軽量コンクリート2種 * 使用材料による種類: ・普通エコヤメントを用いたコンクリート ・再生骨材を用いたコンクリート ・ ( )
24. 3. 3	コンクリートの設計基準強度	* 設計基準強度:
24. 3. 4	コンクリートの調合	* 水セメント比: * スランプ及びスランプフロー: ・ ( ) ・ 図面による
24. 3. 9	PC部材のかぶり厚さ	* PC部材及びPC部材接合部のかぶり厚さ 非耐力壁・床・屋根: 耐力壁・柱・梁:
24. 3. 12	表面仕上げ	* コンクリート打込み面の仕上げ及び表面処理の種類:・( ) ・図面による * タイル張り仕上げの製造方法: ※PC部材にタイルを打ち込む工法(先付け工法) ・ ( )
	P C部材の補修	* 補修基準及び補修方法: ※図面による ・( )
	一般事項	* 設計基準強度: ※図面による ・( )
<溶接接合 24.6.6		* 壁板の接合部に用いる水平ドライ接合部に用いる添えプレートの材質: ※図面による ・ ( )
24. 6. 7	容接施工	* フレアグループ溶接の余盛り: ※図面による ・ ( )
		設計事務所名  工事名称  図面番号
		建築土登録番号 縮尺
		建築士氏名
		検 製 設計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 図 ○年○月
		U+UA

	項	目				特		記	事	項		
	溶接後の	検査	* 超音波探	傷試験:・	実施する	(	)	<ul><li>実施した</li></ul>	い ・図面に	よる		
<機械式 24.7.1		継手及びねじ		「継手及びね ・及び判定基		材料及び施 : ※図i			可による ・ (	)		
<その他 24.8.1	上接合> 一般事項			接合の種類 及び判定基				面による 面による		)		
		リート> 真コンクリート の設計基準強度	* 狭小部五							)		
24. 9. 3	調合		* 調合:	※図面による	· (	)						
24. 9. 6	打込み		* 保温養生	の方法(凍	害のおそれだ	がある場合	·) :	※図面に』	:る・(	)		
	·ルタル> 敷きモルタ	タルの圧縮強度	* 敷きモル	タルの圧縮	強度: ※図	面による	• (		)			
			■建築編	その他■								
	建築札		※設置	せする(材種:	※黒御影	石、厚25mm	n • ?	- の他[		]) ・設置	しない	
			施コ	営 ○ ○ 3 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	建 設電 気備 月	300			7 体(彫り込み) 新は監督職員の打			
	材料等の	使用制限		で発散する 使用する資料					こる対策を講じ	ること。		
				スチレンを発						<b>3</b> – 30		
				対 策 を	:とる建築	材料等			使用制阿		LTTO m HI H	
			(I)		積層材、MDF.	、 (構造用ハ 、 パーティク	ネル、 フルボー	発散しない - 品とする。	いか、発散が極め	て少ないJASXに	IJ1800規格	
			2	ド、その他オ家具、書架、		の他の什器等		①⑤⑦に#	Bげる建築材料等	を使用している:	場合には、	
								発散しない	いか、発散が極め	て少ないものと <sup>・</sup>	する。	
				ユリア樹脂板	Ž.				か、発散が極め			
			5	壁紙、ビニル	床タイル、ヒ	ニル床シー	ト及び	発散しない	いか、発散が極め	て少ないJASXに	IJ18の規格	
			6	幅不等の施」 保温材、緩衝	二時に使用する 所材、断熱材	) 按看剤		+				
				塗料 仕上塗材				7				
				•	シレン及びエ	チルベンゼ	シンを含	有する途料	斗及び接着剤の値			
				対策を	:とる建築	材料等				艮の原則		
				幅木等の施工塗料	時に使用する	接着剤	120	-	7,47 11102/14	ј 1 0 «Улустини	C , 50	
			3) /	, ロルピリホ:	ス、ダイアジ	シノン及びフ	'エノフ	ブカルブを含	含有する防腐・阝		限	
			木材	対 策 を 保存(木材の	: とる建築 防腐・防蟻処:			含有しない	使 用 制 『	艮 の 原 則 の薬剤とし、加	圧式防腐・	
								防蟻処理等 入する。	₿は工場で行い、 <sup>.</sup>	十分乾燥した後	に現場へ搬	
			4 <u>)</u> F	<b>丁塑剤を使用</b>			用制阻	見の原則				
			1	対 策 を 壁紙用接着剤	:とる建築 	材料等			ジー n ープチル及			
									等を含有しない難 3又はJISの規		を使用して	
			2	木工用接着肴	1				ジ−n−ブチル及 箏を含有しない難 ごする。			
	建築工事:	指定資材	仕様書、 1) (一柱、 材 (一年社、	並び共下が一のには、   「は、   は、   は、   は、   は、   は、   は、	で会のない。 で会名れいない。 等場合ががいる。 をおいがいいる。 をおいがいいる。 をおいいる。 をおいいる。 をおいいる。 をはいいる。 とはいる。 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、	た品質、性 (大田) とるのでは、性のでは、 (大田) とるのでは、 (大田) とるのでは、 (大田) とるのでは、 (大田) といいでは、 (大田)	能器。 宅 験がれ公共	すするもの 許品 (BL 高るる) はにと。 はにと。 は要にと。 は は は は は は は は は は は は は	議会編集の公分の公別の公別の公別の公別の公別では の以下によりの別によりのいますの「よりの」にもいます。 はいいますが、これではいいます。 はいいますが、これではいいます。 はいいますが、これではいいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいます。 はいますが、これではいますが、これではいます。 はいますが、これではいまがはいますが、これではいますが、これではいまがはいますが、これではいまがはいまがはいまがはいまがはいまがはいまがはいまがはいまがはいまがはいまが	のものとする。 こり評価を受け 区及のでフター 現場において 等等で確認ナンラ は備器材等品質	けた建築材料ーサービス地  CBLマーク  た監督職員  ス(アフター・  質性能評価事	・設備機当を表示が確しの承諾をサービス)
				ことができ		. , ,	, ,µaq C	, , , , , , ,		- 11 10379		- 1000

												2024年9月	11日改定
項	į į	1				特	Ī	2	事	項	į		
			「防犯 (ア)騒音の は、駅	性能の高い建 り発生を可能な	物部品目録」 は限り避ける呼 と回数7回(約	に掲載る 女撃方法 &攻撃時	された? に対し 間1分	建物部品な ては5分以 以内)を起	ど、工具類以上、(イ) 図えて、侵	質等の侵 騒音の	入器具を 発生を許容	会議」が公表して用いた侵入行為 用いた侵入行為 呼する攻撃方法に では能を有することでは、	に対して ご対して
	東洋ゴム化コ びニッタ加コ 製造された製 料を用いる場	□品㈱で 製品・材	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以 用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者( 化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明す 確認を得るものとする。						者(東洋ニ	ゴム化工品(株)、	ニッタ		
	44.5 WA.24	70 🗆				)試験及	び検査	において、	製品に応	じて必	要な規格に	こついて取得する	らものと
				試 験	名		Ē	計 測 項	目				
	通常状態 熱老化試				埶			、引張強度、 での変化率		重、			
				k久ひずみ試験			強度、	伸び) 残留歪み					
				ノ、第三者に 』		<b>碁類を提</b>		督職員の確		場合で	あっても、	後に製品不良等	い 判明
	特定建設資本	l. o		ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}									. ~ )
	2 再資源化等		に 設のの 項建建注 (注 と で な と 基本 定 間 対 ま に 設 築 注 ) 「 が で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	き、特定建設資本工建設資本工を 本工るがれた工業 を で認さない。 で で で で で で で で で で で で に で に に に に に に に に に に に に に	経対の が 対力を 対力を 対力を 対力を 対力を 対力を 対力を 対力を	本等の キウニニット 等材「発の分「//ら件及の解注変別再ww入明 で分体者更解資手示	再別工が等体源pr可で資解事積、等化ff能ありである。り	i化等の実施 等・再変表 要するサラス 主注者の 注注者源に 注注者源に 対 は に は は い の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	他について 原化等に 明した い い い た い た い た い た ら た う た り た り た り た り た り た り し た り し た り し た り し る ら り し る ら ら ら ら ら ら と り と り と り と ち り と り と ち と り と り と り と	適いめのでたことと いな事はとと nset su-	措置を講え を 開設を 開設を 開設を 開設を の 明は 別の 明建 で は に は は に は は は は は は は は は は は は は	「さことする。 は2、及び3の積 落結時に発注者合 たいてはこの法 しいてはこの法第1 と等報告書」は、 enchiku-kijyun	算条件を 完受注者 でも変更 ので第1
				1	工程		作类	於內容		스테	<ul><li>解体等の</li></ul>	- 大生	$\neg$
			工 程 及毎	星星	<u></u>	<b>\$</b>	• 有	• 無	<ul> <li>手作</li> </ul>			機械作業の併用	┪
			び	・ 屋根			· 有	• 無	<ul><li>手作</li></ul>			機械作業の併用	
			解作	* 外装	材、上部構造部	邻材	· 有	• 無	<ul> <li>手作</li> </ul>			機械作業の併用	_
			方   法	,	、基礎ぐい	)	・ 有 ・ 有	<ul><li>無</li><li></li></ul>	<ul> <li>手作</li> <li>手作</li> </ul>			機械作業の併用機械作業の併用	4
				長2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替)						WWIF X 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	_		
					工程		作業内容 ・ 有 ・ 無 ・ 手作 <sup>3</sup>			分別	<ul><li>解体等の</li></ul>	方法	٦
				L <sub>星</sub> ・ 造成						・ 手作業と機械作業の併		7	
			及4 び0	7)	、基礎ぐい		· 有	• 無	<ul><li>手作</li></ul>	業 •	手作業と	機械作業の併用	]
			角军 化	乍 上部	構造部分、外類	表	• 有	• 無	<ul> <li>手作</li> </ul>			機械作業の併用	_
			体	kı	設備、内装等		・ 有 ・ 有	<ul><li>無</li><li></li></ul>	<ul><li>手作》</li></ul>			機械作業の併用機械作業の併用	4
			法组	· 建築 · その		)	・ <sub>有</sub>	· 無	<ul> <li>手作</li> </ul>			機械作業の併用	+
			別表 3	建築物以外の		<b>军体工事</b>							_
				r	工 程		作業	华内容		分別	<ul><li>解体等の</li></ul>	方法	Ī
			1	上 ・ 仮設			· 有	• 無	<ul><li>手作》</li></ul>	業 ・	手作業と	機械作業の併用	]
			及4	2			<ul><li>有</li></ul>	• 無	<ul> <li>手作</li> </ul>			機械作業の併用	_
			解化	乍 - 基礎			・ 有 ・ 右	<ul><li>無</li><li></li></ul>	<ul> <li>手作注</li> </ul>			機械作業の併用機械作業の併用	4
			体	· 本体			<ul><li>有</li><li>有</li></ul>	· 無	<ul> <li>手作</li> </ul>			機械作業の併用	+
			法	・その		)	• 有	• 無	<ul> <li>手作</li> </ul>			機械作業の併用	7
			別表 4	再資源化等を	さする施設の名	5称及び	所在地	Ţ					_
					の種類		ħ	施設の名称		Ē	斤 在	地	]
			_	ンクリート 及びコンクリー	- トから成る建	設資材							-
			・ア	スファルト・コ									
			・木	材									
						設計事	務所名				工事名称		図面番号
						建築士登	<b></b> 经録番号					縮尺	四川田方
						建築士	:氏名						
					検	製		設 計		愛知	県建築局か	共建築部公営住宅	
					図	図		○年○月					-

項目		特	記	事	項
【畳工事】	■ 1章 一般共通事項■	10	PL .	4	-%
<共通事項> 1.1.1 一般事項	1. この特記事項以外は下記にi 1) 愛知県財務規則 3) 公共住宅事業者等連絡協 4) 関係法令及び諸工事基準 2. 特記事項は、の印のついた ○印と、○で囲まれた※印 3. 設計図書の優先順位は、次( 1) 質問回答書(2) から5) 2) 現場説明書 3) 特記( 4) 図面 5) 公共(	2) 工事 義会編集 2) 工事 表の事 5) 第 6 のを場合さる 6 のかるものからら) に対するもの 土様書	耳請負契約書 注住宅建設工事共 可見建築工事品質 ら。○印のない場 共に適用する。 までの順番のと ))	通仕様書(令 管理要領 合は、※印の おりとする。	和4年度版)
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書 「書面」とは、発行年月日が 又は名を記すだけでもよいもの	記載され、記名			えるものとする。 名においては、氏名を併記せず、氏
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当	たり、関係官2	く署その他の関係	組織への必要	な届出手続等を遅滞なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	に、工事実績情報の登録を、・	その内容につい	いて監督職員の確	認を (JACICの	IC)の工事実績情報サービス(CORINS) D様式「登録のための確認のお願い」 JACICが発行する「登録内容確認書」
1.1.8 疑義に対する協議等		茘議を行った糸 都市・交通局・ ドライン」に気	5果、設計図書の 建築局設計変更 ごめるところによ	訂正又は変更 事務取扱要領 る。	を行う場合の措置は、契約書の規定 」(令和3年4月1日改正)及び
1.1.9 工事の一時中止 に係る事項	管理等に関する基本計画	より工事の一時 書」(以下「暑 中止時点におけ と及び工事現場	持中止の通知を受 基本計画書」とい ける工事の出来高 場の維持・管理に	けた場合は、 う。)を提出 、職員の体制 関する基本的	「工事一時中止に伴う工事現場の維持 し、発注者の承諾を得るものとする。 、労働者数、搬入材料及び建設機械 事項を明らかにする。
<工事関係図書> 1.2.4 工事の記録等	電子納品チェックリストに- C. 成果品の提出部数について要決者は、電子納品に必等の完了検査」に写真情報最后に必等の を	「www.refe い/ww、pred は、pred は、pred は、pred でw、て電ー機等指Vラのな数定 が関係を示して、対策を介工よ効電の ののよな関係をで、ロイン手取等事は事り、画子いて をである。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	ichi. jp/site/ca 力書類に同東領に同様のは ピロー保力・ ピロー保力・ プラー環 でで、完する。で、 で一、 で一、 で一、 で一、 で一、 で一、 で一、 で	ls/densinohi 密を記載した VDーR)。 VDーR)。 Vを行なう。ま によるものによるものによるものである。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	n.htmlを参照)に基づく。ただし、 場合、省略できるものとする。 部とする。 た、受注者は、検査時(中間検査、 ついては、以下を基本とするが、。 。 ルダは「愛知県建築局発注工事に する。 議の上、決定する。 、記録すると共に、特に施工後隠べい する。 備考、撮影年月日
情報共有システム	* 発注方式: ・発注者指定方: ※受注者希望方: ※受注者希望方:	本工章の特に 本工章の 事負の を 工工用を 質な を いか、 はは に は は は は は は は は は は は は は は は は は	は、情報共有学校 情報共有電子 情報交換注 はでは、 は、では、 は、では、 は、 で は、 で は、 で は、 で は	テムを利用した 品等を電子を する場合を すると する も の を は の が に の が は の が は の が の が の が の が の が の が の が	建築局発注工事における情報共有シス
<工事現場管理> 1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特という。) の設置及びその他 改正)によるものとする。 * 請負代金が500万円未満の工事	制度の運用についます。 の場合は、約 生の際の現場の	かいては、「監理 款に定める現場( )安全管理を司る	技術者制度運	佐する者(以下、「監理技術者補佐」 用マニュアル」(令和6年3月26日 )、現場責任者を定めることとする。 び現場責任者が不在の場合も含めた
1.3.5 施工条件	* 施工日・施工時間 制限 * 施工に必要な実日数以外に見 準備期間 ・30日 ※( その他作業不能日 ・(	)	Į:		休暇) ・9日 ※( )

2024年9月1日改定 項 目 記 事 項 週休2日制工事 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 ・受注者希望 建築工事における调休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 1.3.11 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法: 現場において再利用を図るもの: 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡し等 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより 出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 建設副産物 ① 再生資源利用計画書 (実施書) (様式1) ② 再生資源利用作画書 (実施書) (様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書 (①、②) の内容をCOBRISに登録及び工事登録証 明書を作成し、監督職員に提出する 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 再資源化 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( 以下の資料は次のIPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ shiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資 材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 非飛散アスペスト建材の処分方法:・指定しない ※指定する(処分方法: 分別収集 非飛散アスベスト処分 〈材 料> 環境への配慮 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や 1.4.1 耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1.4.2 材料の品質等 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤 等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、 ルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤 及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データ 再生資源の利用 を監督職員に提出する。 2) あいくる材使用実績集約表 (様式9) おいくる材を用状況報告書 (様式8) 2) あいくる材を用実績集約表 (様式9) あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手 することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ (完成図等> .7.1 完成時の提出図書 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ ( 1.7.2 完成図等 完成図のCADデータ ・提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・監督職員との協議による) ・提出しない 1.7.3 保全に関する資料 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用( )部 ・( )部 <その他> 提出書類 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用 (機材) 一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。 (特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間と 火災保険等 する。) 保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」によ り、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 \* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 建設業退職金共済制度 L事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 工事工が成及、ないた対立ルヨジ病機能にはない下版と、状態は具に延小しないがはならない。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時 情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に 工事中の安全管理 必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確 認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力 しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、 本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 工事コスト調査の協力 特定住宅瑕疵担保責任 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: ※要しない ・安りる ※安しない 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別 工程表·請負代金内訳書 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

貨物自動車等の車種規制  (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)  * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合 抑制に努めるものとする。  特定特殊自動車の燃料  * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されていう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票 た場合、提示しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票 た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、に関係法令等を遵守させるものとする。  * 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関 衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。  * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。	車の使用 当該特定 いる軽油を を求められ 下請負者等
* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合抑制に努めるものとする。  特定特殊自動車の燃料  * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されていう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、に関係法令等を遵守させるものとする。  * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。  * 受注者は、下請負に付ける場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。  2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	車の使用 当該特定 いる軽油を を求められ 下請負者等
特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されていう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、に関係法令等を遵守させるものとする。  施工体系図の掲示  工事の下請負  工事の下請負  本が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。  ※受注者は、下請負に付ける場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	いる軽油を を求められ 下請負者等
施工体系図の掲示 * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関 衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 工事の下請負 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	係者及び公
工事の下請負 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	
4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領 指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除	
要件に該当しない者であること。	とされた事
現場代理人等  * 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。  * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者技術者を定めたときも同様とする。  * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することに事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事につい負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を者に提出すること。	理人等通知 補佐、専門 場合や監理 より他のエ には工事請 通じて発注
* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術 要件について」のとおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.htmlを参照	(1)
事故報告 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監 やかに提出すること。	督職員に速
契約後VE  * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。) (※ 対象工事 (契約金額が2505円末満の場合を除く。)  * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html  * VE提案の範囲  ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額(伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合]  ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとす目的物をVE提案の対象としない場合]  ・ ( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]  * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ主体をなり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。	iの低減を 等に関する る。[工事
CCUSの活用 *建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出 <	
2.3.1 建設現場標識の設置 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない	
《建設現場標識 共同設置の例》	
工事名       〇〇住宅建築工事(第〇工区)         〇〇住宅電気工事(第〇工区)         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
エ 期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 今年○月〇日まで 発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇〇〇 工事施工者 〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社	
■建築編 19章 内装工事■	
<ul> <li>&lt; 畳敷き&gt;</li> <li>19.6.2 材料</li> <li>A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。</li> <li>B. 畳床はJIS A5914 (建材畳床) に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形 (厚み50) を使用 1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905 (繊維板) に規定するタタミボードと 2) 畳床に使用するボリスチレフォーA板は、JIS A9511 (発泡プラスチック保温材) の4.6の方法で試験して、27kg/m3以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものとす 3) 畳床に使用する裏面材 (防湿シート) は、JIS P3401 (クラフト紙) に規定するクラフト紙 3 種チレンクロスなどを圧着したものとする。 4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。</li> <li>4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。</li> <li>5) 縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔(cm): 5以下</li> <li>6) 畳床の構造は下図を標準とする。</li> </ul>	とする。 密度が る。

								2024年9	月1日改定
項	目			特	記	事	項		
			長側		保護材				
		1 12 1	<u>///</u> -	インミ	ンュレーション	/ボード (1	5以上)		
		25 50	· · ·		スチレンフォー				
		100	裏側	-——ーインミ	シュレーション 裏面材	/ボード			
		C. 畳へりはJIS L3108			へりとし、タ	と輝へり1(	0畳分450	g以上とする。~	り下地
		は畳用へり下紙巾7 D. 畳表は、JAS3種2等	辞品とし、動	力綿糸引き通					
		E. 畳床に使用する縫糸 糸とし、畳の仕上げ	に使用する紛	逢糸は、JIS A	5902(畳)附属	属書に規定で	する糸、又は	、それらと同等以	人上の性
		能をもつ糸とする。 なお、針足寸法は、				めの薬剤を	含浸又は浸透	をさせたものは使	用しない。
		* 畳の種別: D種(畳) * 衝撃緩和型畳の品質及			<ul><li>図面によ</li></ul>	る		[:	表19.6.1]
3 工法		A. 製作及び敷き込み							
, 1		1)製作に先立ち、監 2)畳ごしらえは、畳							スまかい
		よう針足寸法に合 3) 畳の角止めは、ホ	わせ縫い付け	する。また、量	量床の手かけ	は無しとす	る。		0 5.51
		4) 畳の返しボードは 5) 敷き込みは、敷居	、不織布糸又	又はポリエスラ	テル系糸の畳	用返しボー	・ドとする。	~ ~ .	
		B. 畳框、及び畳表の等	級表示側の夏	夏面に剥がれた				<b>ミ</b> する。	
		製造所及び製造年月 C. 畳焼け防止の措置を	する。						
		D. 畳は、敷き込み前に めた上、監督職員に		き1畳の割合っ	で任意に抽出	し、縫い目	間隔を測定し	ン、社内検査報告:	書にまと
				20.21 - 1276-20 6				-1	
				設計事務所名			工事名		図面番号
						1			
				建築士登録番号	<del>}</del>			縮尺	
			検	建築士登録番号建築士氏名	設計			縮尺 公共建築部公営住宅	

項	目		特	記	事	項
【植栽 <共通事項>	工事】	■1章 一般共通事項■				
1.1.1 一般事	項	1. この特記事項以外は下記に準 1) 愛知県財務規則 3) 公共住宅事業者等連絡協議 4) 関係法令及び諸工事基準 2. 特記事項は、〇印のついたも 〇印と、〇で囲まれた※印の 3. 設計図書の優先順位は、次の 1) 質問回答書(2) から5) 2) 現場説明書 3) 特記仕 4) 図面 5) 公共住	2) 工事i 会編集 公共付 5) 愛知男のを適用する。 ある場合は、ま 1) から5) i に対するもの) 様書	情負契約書 注宅建設工事共 注建築工事品質 ⊙印のない場 に適用する。 にでの順番のと:	通仕様書(令 管理要領 合は、※印の おりとする。	和4年度版)
1.1.2 用語の	定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1 「書面」とは、発行年月日が記 又は名を記すだけでもよいもの	載され、記名さ			えるものとする。 名においては、氏名を併記せず、氏
1.1.3 官公署	等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当た	り、関係官公署	<sup></sup> その他の関係	組織への必要	な届出手続等を遅滞なく行う。
1.1.4 工事実	績情報の登録	に、工事実績情報の登録を、そ	の内容について	監督職員の確認	認を(JACICの	IC)の工事実績情報サービス(CORINS) D様式「登録のための確認のお願い」 JACICが発行する「登録内容確認書」
1.1.8 疑義に		* 設計図書に関する疑義は、原則 * 設計図書について監督職員と協 によるほか「愛知県建設局・都 「愛知県建築局設計変更ガイド (https://www.pref.aichi.jp/	議を行った結界 市・交通局・対 ライン」に定め	<ul><li>₹、設計図書の</li><li>業局設計変更</li><li>るところによ</li></ul>	訂正又は変更 事務取扱要領 る。	を行う場合の措置は、契約書の規定 」(令和3年4月1日改正)及び
に係る	事項	管理等に関する基本計画書	り工事の一時中 」(以下「基本 止時点における 及び工事現場の	コ止の通知を受 試計画書」とい 大事の出来高 の維持・管理に	けた場合は、 う。)を提出 、職員の体制 関する基本的	「工事一時中止に伴う工事現場の維持 し、発注者の承諾を得るものとする。 、労働者数、搬入材料及び建設機械 事項を明らかにする。
<工事関係図書> 1.2.4 工事の	記錄等	電子納品チェックリストにでは 成果品の提出部数についている 完了検査)に写真情報員に必等の関 完了検査)に写整督職員に必等の関 医・仕様書に基づき監督職員合は、 に写能を関係しての一Rまたは 2)「あいち電子有シアは おける情報共有システム 下、その他の電子納品に関,内容 の、工事写真の撮影時期、内容 の、工事写真の撮影時期、内容 の、工事での撮影に 2)工事中・①黒板(白砂される ②監督職員の指示 ※デジタルカメラの撮影素手や ※デジタルエ事写真の小果板	い/www.pref.aiche/www.pref.aiche/www.pref.aiche/www.commenter.aic	hi. jp/site/cal 持類に同様の内的 フト環の で	ls/densinohi 容を記載し、 VDーR)。 VDーな を行なるもいすった。 によるも出納参注 もいまるを は、 ものすった。 は、 ものでは、 ものでは、 をを注 を位置。 は、 をを注 をでして、 ををとして、 といる。 を受して、 といる。 を受して、 をでして、 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。	n. htmlを参照)に基づく。ただし、場合、省略できるものとする。 部とする。 部とする。 で、受注者は、検査時(中間検査、 ついては、以下を基本とするが、。 ルグは「愛知県建築局発注工事にする。 議の上、決定する。 、記録すると共に、特に施工後隠べいする。 備考、撮影年月日
		* 発注方式: ・発注者指定方式	本工事は 本工事は 東田東 東田東東 東田東東 東田東東 東田東 野高。は、(公財 情報共利用は 大のは 大のは 大のは 大のは 大のは 大のは 大のは 大の	情報共有シスス 及交換者が希地 でようが、電子 のでは、 の	テムを利用し トステム 大品等を 電子の 大品等を 電子の 大品等を 電子の 大品等を 電子の ででで について は、 については、 については、	建築局発注工事における情報共有シス
<工事現場管理> 1.3.1 施工管	理	という。)の設置及びその他制 改正)によるものとする。 *請負代金が500万円未満の工事の	度の運用につい D場合は、約款 の際の現場の安	いては、「監理: に定める現場代 そ全管理を司るへ	技術者制度運	佐する者(以下、「監理技術者補佐」 用マニュアル」(令和6年3月26日 )、現場責任者を定めることとする。 び現場責任者が不在の場合も含めた
1.3.3 電気保	安技術者	* 電気保安技術者: ・配置する	※配置しな	V)		

項 目 特 記 事 項 施工条件 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間 ・30日 ※( その他作業不能日 ・ ( : ※無 ・有( 部位別の施工順序 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有( 資機材置場所 置場制限 : ※有( その他・ ( 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 • 受注者希望 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法: ) 1.3.11 発生材の処理等 現場において再利用を図るもの: 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡し等 引渡しを要しないものは、すべて場外に締出し、関係法規に従い適正に処理する。 引渡しを要しないものは、すべて場外に解出し、関係法規に従い適正に処理する。 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・ 製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 ※位子が日本に親したこれを1万分とに任事 10年11分の物品はPCBの混入が最われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド (チオコール) 系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。

1.解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jo/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。

2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。

① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書 (実施書) (様式2)
工事会ではに「リサイクルガイドライン」に定める実施書(源)の)の内容をCOBRISLで終めたボー車系絶知 建設副産物 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リッイクル伝来92米別1項の別家建政工事に該当りる工事は、持貨原化等か元」したとき、同法第18年第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 ・産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト 集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、 廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、 マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、 受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 1. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の取給処分場に嵌入する産業廃棄物につい、 棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。
 ・工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。
 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他(
 ・以下の資料は次のIPから入手することができます。 再資源化 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資 材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 撤去時等のフロン等の取扱\*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 分別収集 非飛散アスベスト処分 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: 〈材 料〉 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1.4.1 環境への配慮 .4.2 材料の品質等 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努 めるものとする。 リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/ 再生資源の利用 uploaded/attachment/242345、pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 T事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データ を 監督職員に 提出する で、血・咽喉に近出する。 1) あいくる材使用実績集約表 (様式9) あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手 することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 〈完成図等> .7.1 完成時の提出図書 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ ( 1.7.2 完成図等 A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 1)配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 ( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本(合本作成)及び第二原図(PPC用ポリエステル サンド和紙 同等品) A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図 (変更設計図を含む) 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

2024年9月1日改定

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項	目				特		記	事		項			_
			成図のCA! 出する(・		納品運用ガイ	イドライ	ンに基づく	※監督	野職員との	の協議による	5) • 排	是出しない	_
. 7. 3 〈その他>	保全に関する資料	* 保全(	こ関する資料	料 提出部	数: ※発注	者用 2部	8+入居者月	月 (	) 部	• (	) 部		
	提出書類	1) 他 * 東洋: 受注: 用いる	使用資材(株 ゴム化工品( 皆は、東洋	ゴム化工品、同社が製	2) タ加工品㈱で (株)、ニック	で製造さ タ化工品	(株)で製造	材料を月 された鄭	目いる場合 製品や材料	斗(以下、=		等とする。)を 品(株)、ニッタ	
	火災保険等	したり * 保険の する。	場合に受注 の期間は、 ) 保険の	者の契約不 工事の目的 種類は、建	適合責任がタ 物の引渡しほ	も責され 日までと り手引き	るものでは する。(特 参考.2「雪	ない。 に定めの	つない限り	) 契約上の完	E成期日紀	品不良等が判明 経過後14日間と 入方法」によ	
	法定外の労災保険の付保 常備図書	* 本工 <sup>3</sup> * 工事 <sup>5</sup>	事において、 見場には次の	、受注者は の図書を常	法定外の労災	災保険に	付さなけれ			惟」 を今ま。	)		
	建設業退職金共済制度	* 本工事 を提出	事に関わる 出しなけれ <i>に</i>	自社及び下 ばならない。		中にこの 目しない	制度を使用 又は証紙を	する者が購入した	いある場合 い場合に	合は、同制度 は、理由書等	まに加入し 学を提出す	ン、掛金収納書 ける。	
	工事中の安全管理	* 南海 情報」 対し、	トラフ沿い が発表され 必要な安	の大規模なれた場合、 れた場合、 全対策措置	地震発生のF 受注者は、網	可能性が 継続的に ているか	平常時と比 地震関連情 の確認、及	べて相対 報の収集	け的に高る 集に努め、	まった旨の 工事中の対	「南海トラ は築物及で	ラフ地震臨時 が仮設物等に る安全の再確	
	各種調査への協力	* 本工	事が、公共	事業労務費	調査、共通費 別に関する記	貴実態調	_ 査等の対象		よった場合	合は、必要な	は協力をす	けること。	
	工事コスト調査の協力	* 本工! しな!	事が低入札( ければなら)	価格調査制ない。なお、	度の調査対象	東工事と 査におけ	なった場合 る作業内容	は、工事 等につい	ヽては別は	金、監督職員	員の指示に	スト調査に協力 こよる。また、	
	光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管	うき うきゅう きゅう きゅう うま きゅう かいしょう かいしょ きゅう かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ しんしょ しんしょ しんしょ しんしょう しんしょう かいしょう しんしょう しんしょう かいしょう しんしょう しんしょく しんしょく しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょく しんしょく しんしょく しんしょ しんしょく しんしょく しんしょく しんしょく しんしょく しんしょ しんしょ	での電気、		等の料金	(基本料金	を含む)	は、協調	義の上、各コ	事受注者	音が負担する。 モ:	
	工程表・請負代金内訳書	内訳、 健康(	県公共工事 科目別内 保険、厚生	請負契約約 訳まで作成 年金保険及	款第3条第1 し、工事請り び雇用保険の	負契約締 り法定福	結後14日以 利費を明示	内に監督 すること	腎職員に拮 ∶。	是出すること	こ。なお、	) は、種目別 内訳書には、 こ提出すること。	
	騒音・振動対策	* 「建調 する。 につい 械を値 作割	受工事に伴 また、騒 いては、「f 使用する。 業名:	う騒音振動: 音規制法、	対策技術指針 振動規制法の	計(建設 り規制の	大臣官房技 対象となる 指定に関す 建設	術審議官 作業(集 る規程」 機械名:	国達)」 特定建設付 (建設)	及び関連法 作業)及びT	は規の規定 で記に指定	正証出りること。 官を厳守し施工 官した建設機械 官された建設機	
	排出ガス対策型建設機械	* 排出:	象機種:バ ローラー	ックホウ、 頃、ホイル	車輪式トラク クレーン (V	ウターシ いずれも	こし ョベル、ブ ディーゼル	エンジン	デー、発動 /出力7.5	$\sim$ 260KW))		後、油圧ユニッ	
	貨物自動車等の車種規制	(htt * 工事 使用打	自動車等の ps://www.p 場所が「自	車種規制制 pref.aichi. 動車NOx する要綱」	jp/soshiki • PM法」の	吏用抑制 /ondank の規制対	等に関する a/00000344 象地域内に	要綱 11.html おいてに	) は、「貨 <sup>4</sup>	勿自動車等 <i>0</i>	)車種規制	次基準値)) 削非適合車の 適合車の使用	
	特定特殊自動車の燃料	* 受注ネ 特殊日 いう) た場合	者は、軽油 自動車の製 を選択し 合、提示し	を燃料とす 作等に関す なければな なければな	る事業者またらない。また	たは団体 た、監督 お、軽油	が推奨する 職員から特	軽油(カ 定特殊自	ブソリンス 目動車に値	スタンド等で 吏用した燃料	で販売され 中の購入を	は、当該特定 れている軽油を 云票を求められ は、下請負者等	
	施工体系図の掲示	衆がり	見やすい場	所(仮囲い	など) に掲え	示する。						事関係者及び公	
	工事の下請負	1) 5 2) - 3) - 4) - 5) - 5	受注者が、 下請負者者は 下請負者者は ド語の ド語の に に 下請 に で に に に に に に に に に に に に に に に に に	工事の施工。 、当該下請法 、建設業別 愛知県の競 間中でな知い。 、「ない者で、 しない者で、	こと。 が行う調達∮ あること。	りに企画 に能力を と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	、指導及びと 有するでとない がよるで合い の暴力団排	調整する。 いこと。 は、愛知 除に関す	おものできれる場合である。	あること。 E事等指名信 反扱要領」に	亭止取扱要 ご掲げる排	要領に基づく	
	施工体制	* 建設 <sup>3</sup> 項に <sup>3</sup>	業法第24条の 変更が生じた	の8第1項( たことに伴)	体制の適正化 の規定により い新たに作品 の適正化の供	)作成し 战された	た施工体制 ものを含む	台帳(同	可項の規定	定により記載	はすべきも	らのとされた事 こ。	
	現場代理人等	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	代は、 、 、 、 、 、 、 、 、 の に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	場受に賢とは司場日とは司場日とは一番のるで様ののるで様の場合は一個であるで様の場合は一個であるのでは、一個であるのでは、一個であるのでは、一個であるのでは、一個であるのでは、一個では、一個では、一個では、	においては、 直接場のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	受常主出 施条様工者な技な 令規にに	との直接所 を雇用関係が に関係が に関係が になる になる には になる には には には にが にも には には には には には には には には には には	なあ技な 頂監を則用しまり ままま 定補の無用に者。 定補の期	この通知に に基づきる に基補を のが に表補に のが に表が のが に表が のが に表が のが のが のが のが のが のが のが のが のが の	は、所定の材 業法に基づく 他の工事と を専任で配置 とに契約した 切より前に、	様式(現抜イ 兼務さること 上工監督 また、監督	が 、 専門技術 場代理人等通知 所者補佐、専専 る場合や監理 といよりは工事 によりは工発注 技術者の配置	
	事故報告	(htt * 工事カ	ps://www.p	数が発生し;	jp/soshiki							参照) ど監督職員に速	

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 石綿含有仕上塗材の 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去 工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 除去•補修. 既存壁等への作業 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。) ・対象外工事)とする。 契約後VE 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。
[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事 目的物をVE提案の対象としない場合]
・ (
) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]
VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が 主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 CCUSの活用 <縄張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ・1.2 m) 手すり先行工法 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 経行又は第二の作業と「五十年に長去り、日本の場合と、 心感のある足物に関する基準」に適合するチャリ、ドラル及び幅不の機能を有する足物でした。足物の組立て、 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き 方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、 建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用 器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: (仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等 . 監督職員事務所 監督職員事務所: ・設ける ※設けない 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り 放開、帰的等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1)標準備品:机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2)選択備品:・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 受注者事務所その他 B. 受狂者事務所その他

\* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、
仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。

\* 工事PR看板: ・設置する ※設置しない

\* 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。

\* 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない 建設現場標識の設置 《建設現場標識 共同設置の例》 〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) エ 期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇〇〇〇 工事施工者 〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 ■建築編 3章 土工事■ (根切り及び埋め戻し等> . 2.3 埋戻し及び盛土 埋め戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・( [表3.2.1] 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

IJ	頁 目	特 記 事 項
		* 建設発生土の利用指定: ※無 ・有 ( ) からの建設発生土を利用する
3. 2. 5	建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 * 建設発生土の処理 * 構外般出(関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地): (片道運搬距離(km): ) (片道運搬時間(時間): )
		(搬出条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報) :
		建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
		■建築編 23章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■
23.1.3	植栽地の確認等	* 土壌の水素イオン濃度 (pH) 試験: ・行う ・行わない * 電気伝導度 (EC)試験 : ・行う ・行わない * その他の試験 : ・行う (試験方法: ) ・行わない
	植栽基盤一般	* 植栽基盤の整備(芝及び地被類を除く):・適用する ※適用しない * 有効土層 整備面積: ※図面による・( ) 厚さ: ※表23.2.1による・( )   * 基盤に浸透した雨水排水のための暗渠、開渠、排水層、縦穴排水等の設置: ※図面による・( )   * 植栽基盤整備工法の種別 樹木: ※A種 ・B種 ・C種 ・D種   芝、地被類:・A種 ※B種 ・C種 ・D種   * 土壌改良材:・使用する ※使用しない
23. 2. 3	材料	* 植込み用土: ※客土 ・現場発生土 (良質土)
20. 2. 0	193 111	* 客土の材料 (1m3当たり)  さば土: 0.84m3 … 雑物を含まない山さば土の良品 人工堆肥: 150kg … 有機質 (樹木の皮葉等) のものを換気発酵  固形肥料: 1kg … 窒素・りん酸・カリ肥料を6:4:3の割合としたもの  * 土壌改良材の種類: ・図面による ・ ()
23. 2. 4		* 土壌改良材の指定量: ・図面による ・ ( )
<植 樹> 23.3.2		* 樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量: ※図面による ・( ) * 支柱材の種類: ※丸太 ・ ( ) 丸太の防腐処理方法: ※加圧式防腐処理 ( ) * 幹巻き用材料: ※幹巻き用テープ ・わら、こも
23. 3. 3	新植の工法	* 支柱: ※図面による ・添え柱形 ・鳥居形 ・八ツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地価埋設形
23. 3. 4	新植樹木の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間: ※ 引渡日から1年間 ・ ( )
23. 3. 5	樹木の移植	* 支柱: ※図面による ・添え柱形 ・鳥居形 ・八ツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地価埋設形
		* 移植樹木の枯損処置期間: ※ 引渡日から1年間 ・ ( )
	吹付けは種及び地被罪 材 料	>
23. 4. 3	芝張りの工法	* コウライシバ等の客土及び目土: 次による 1)厚さ: ・20mm ・50mm ※100mm 2)目地張りの目地幅:・0 ・20mm ※30mm ・50mm * 芝張り工法 平地: ※目地張り ・べた張り 法面:・目地張り ※べた張り
	及び地被類の枯補償	* 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間: ※引渡日から1年間 ・ ( )
<屋上緑化 23.5.2	ビ> 植栽基盤	* 土壌層の厚さ: ※図面による ・ ( )
23. 5. 3	材 料	* 排水層: ・適用しない ・適用する(軽量骨材の層の厚さ ) * 土壌層 植込み用土: ・人工軽量土 ※改良土 * 樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量: ※図面による ・ ( ) * 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等: ※図面による ・ ( )
23. 5. 4	工法	* 風圧力(平成12年5月31日付建設省告示第1458号)に対応した固定工法: * 支柱の設置、形式: ・図面による ・有(形式 ) ・無 * かん水装置の設置、種類: ・図面による ・有(種類 ) ・無
	新植樹木、芝及び 地被類の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間 : ※引渡日から1年間 · ( ) * 芝張及び地被類の枯補償期間: ※引渡日から1年間 · ( )
<修景施設 23.7.3	- 10 4771 170 170 170 170	* 柱の防腐処理: ・図面による ・ ( )

								2024年9月	1日改定
項	I			特	記	事	項		
		1						I	
				設計事務所名	1		工事名称		図面番号
				建築士登録番号	<b>루</b>			縮尺	
				建築士氏名		<u> </u>			
			検図	製	設 計	ā	S知且建筑 目 八 +	<b>共建築部公営住宅</b> 調	E.
			図	図	○年○月	2	z.州州建架同公3	x 年来 印公呂 住 七部	K

項	<b></b> 目	特 記 事 項
~	【取壊し工事】	■ 1章 各章共通事項■
<共通事項1.1.1		<ol> <li>この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</li> <li>1)愛知県財務規則</li> <li>2)工事請負契約書</li> <li>3)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)</li> <li>4)関係法令及び諸工事基準</li> <li>5)愛知県建築工事品質管理要領</li> <li>2.特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</li> <li>3.設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。</li> </ol>
1. 1. 2	用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書 1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏 又は名を記すだけでもよいものとする。
1. 1. 3	官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
1. 1. 4	工事実績情報の登録	*請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICが様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1. 1. 8	疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定 によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び 「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)
1. 1. 9	工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
<工事関係 1.2.2	系図書> 施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の
1. 2. 2	爬工时 四百	方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画 書を作成し、監督職員に提出する。(平成22年7月23日付22建企第332号建設企画課長通知)
1. 2. 3	工事の記録 情報共有システム	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体 (CD-R又はDVD-R) 2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時 (中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 1)電子媒体 (CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 2)「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1)着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2)工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタルカメラの撮影者子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 3)完成時:工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。 *発注方式: 発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。 **※受注者希望方式 本工事は、号注者が希望する場合、整督員と協議のうま、受注者の
<工事現場	易管理>	※受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の 費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子やットワーク上で行うことができる。  1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 を実現するシステムのことをいう。  2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html)  3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsul-kikaku/kenchiku-kijyun.html)  4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。  5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。
1. 3. 1	施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日 改正)によるものとする。
1. 3. 3	電気保安技術者	* 電気保安技術者: ・配置する ※配置しない
1. 3. 5	施工条件	* 施工日・施工時間 制限 : ・無 ※有 ( ) * 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間 ・40日 ※ ( ) 休日 (年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ ( ) その他作業不能日 ・ ( : 日) ※図示による

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 L事車両の駐車場所 場所制限: ※有(駐車場所: ※敷地内 資機材置場所 置場制限 ※有(置き場所: ※敷地内・( 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 ・受注者希望 その他 建築工事における调休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時 1.3.6 施工中の安全確保 情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に 対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確 認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行うこと 工事施工にあたっては、騒音、埃、運搬等により付近住民に迷惑を及ぼさないよう、対策を十分講ずること。 工事用車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑をかけないよう配慮すること。 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無・有(詳細は図面による) 解体作業は、原則として破砕工法とし、騒音、振動等に十分に配慮すること。 1.3.9 施工中の環境保全等 騒音·振動対策 「健設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械 ついては、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機 械を使用する。 建設機械名: 作業名: 作業名 建設機械名: : 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし 排出ガス対策型建設機械\* (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1 (1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制を 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 抑制に努めるものとする 和制に劣めるものとする。 を発きれ、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油を いう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められ た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 特定特殊自動車の燃料 に関係法令等を遵守させるものとする。 1.3.10 発生材の処理 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料、( 現場において再利用を図るもの: 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 引渡し等 棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと 〈石綿含有建材の調査> .4.1 事前調査 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること 図面による・ 有( )・無 調杏節囲 調査報告書の貸与 ※ 行わない 行う(調査範囲: 石綿含有分析調査 分析方法: 〈施工調査> 1.5.2 施工数量調査 <施工> 調査: ※行わない ・行う(・調査範囲( ) 調査方法( ) ・図面による) 技能士 適用する技能検定の職種及び作業の種別 ( <工事検査及び技術検査> 工事完了前に、整地後地盤高(5 m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、 A 1 判又は A 2 判で作成し、監督職員に提出する。 工事検査 1.7.2 技術検査 中間技術検査: ・行わない ・行う(実施回数: **宝施時期** · 完成図のCADデータ ※提出する (・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない ■その他■ 本工事による動力用水等の手続き及び費用はすべて受注者負担とする。 ・本工事により道路を破損した場合は原型復旧し、維持管理等の一切の費用は受注者負担とする。 ・電気、給水及びガス等設備の切断復旧は、本工事とする。 管類の閉塞位置を抗等で表示すること。 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐 久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努 法定外の労災保険の付保 常備図書 \* 工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 \* 工事現場には次の図書を常備する。 建築物解体工事共通仕様書〔令和4年版〕(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

設 計

〇年〇月

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

	項目	特 記 事 項
		工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。
	各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力 しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、
	特定住宅瑕疵担保責任	本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: ・要する ※要しない
	工程表·請負代金內訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。) は、種目別 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。
	施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公
	工事の下請負	<ul> <li>衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。</li> <li>*受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</li> <li>1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</li> <li>2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</li> <li>3)下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</li> <li>4)下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</li> </ul>
	施工体制	5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き (案)」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
	現場代理人等	* 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。
		* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.htmlを参照)
	事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 やかに提出すること。
	石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。
	契約後VE	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP (下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を (伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する
	再生資源の利用の指定	変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事目的物をVE提案の対象としない場合] ・ (
	CCUSの活用	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、 COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp 愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・同様式] * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで
<騒音、 2.2.1	粉じん、足場等> 騒音・粉じん等の対策	に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■ 2 章 仮設工事 ■ * 騒音・粉じん等の対策方法:図面による
0.00	ㅁ.ld ᄷ	工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 * 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等: ※図面による・・() * 解体養生は、監督職員が飛散防止に必要と認めた箇所ができたときは受注者の責任で速やかに対処処置する。
2. 2. 2	足場等	* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.6・0.9・1.2 m) 手すり先行工法 * 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドラインについて」(令和5年12月26日厚生労働省

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 労働基準局長基発1226第2号) に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立で等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器目に対した。1 年1年25月間代金属生産第11月) 器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) によるものとする。
 工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。
 なお、出入口の位置等は仮設計画書を作成し、監督職員の承諾を得る。
 仮囲いの構造:・成型鋼板(高さ:3.0m) ※解体養生シート(高さ:※3.6m ・5.4 m)
 仮囲いの位置: 図面による
 仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: <仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等 監督職員事務所:・設ける ※設けない : 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 : 標準仕上げ 設備、備品等 監督職員事務所の標準備品:机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、 墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、 消火器、湯沸器、掃除具 消水器、湯沸器、掃除具 監督職員事務所の選択備品:・パソコン・プリンター ・FAX ・複写機 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 工事に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、 仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 建設現場標識の設置 建設現場標識: ※設ける ・設けない 《建設現場標識 (例)》 工 事 名 〇〇住宅取壊し工事 期 〇〇年〇〇月〇〇日まで 発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇建築設計事務所 工事施工者 〇〇建設株式会社 <山留め> 1.4.3 山留めの撤去 鋼矢板等の抜き跡の処理 ※直ちに砂で充填する • ( ■3章 解体施工■ <事前措置> 5.2.1 事前措置 <基礎及び杭> 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等: ※事前回収し、洗浄、消毒等を行う・( \* 杭の撤去: ・撤去(解体) する(工法: ※引抜き工法 ・破砕する) ※残置する(位置は図面による) → 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生したときは、監督職員と協議する。 \* 引き抜いた杭の処理: ※分別解体する ・ ( ) ...9...2 杭 <工作物(建築物以外のもの) さく、照明設備等の付属物\* さく、照明設備等の付属物の解体 ※ 図示のものを撤去 ・ 残置(位置、種別等は図面による) 〈構内舗装、樹木等> .11.1 構内舗装、樹木等 樹木等の伐採抜根、移植 ※図面による 地下埋設物及び埋設配管> <地下理設物及い埋政配官/3.12.1 地下埋設物等は図面による)
3.12.1 地下埋設物及び埋設配管
地下埋設物等: ※図示のものを撤去する ・残置する(位置、種別等は図面による)
→ 図面以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。 (解体後の整地> 3.13.1 埋戻し、盛土及び整地 埋戻し、盛土種類: ・山砂の類 ・根切り土の中の良質土 ・他現場の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 工法: ※機器による締め固め及び良質土以外は水締めも行う 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認: ・ 行う [確認方法等:図面又は監督職員の指示による] ・ 行わない ■4章 建設廃棄物の処理■ 〈共通事項> \* 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 ・引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 ・ 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計 表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物 の内訳(tまたはm³)、マニフェスト返却日又は運搬・処分・最終処分終了日が記載され、受注者の記名があるも のとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 .3.1 運搬、処分の委託 (再資源化等及び最終処分> . 4.1 再資源化等 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・ () また、鉄骨・建具・ダクト・配管・機器等の金属類については、積極的に再資源化を図ること。 (1)水銀使用製品産業廃棄物 : ※再資源化する (2)硬質ポリ塩化ビニル管及び継手: ※再資源化する 再資源化しない 再資源化しない : ※再資源化する 木材を指定建設資材廃棄物として縮減: ※しない(再資源化施設へ搬出) ・する 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

7	頁 目		特	<b>≅</b> ⊒	事	項	
4	я Н	* 建铅卤森栅	特 を再資源化し、現場で利用:	・する(	尹	リ ・しない	1
	特定建設資材の再資源化等	* 建設工事に作 ・ 建設工事に作 ・ に基づお、本 ・ 設定しでがまして確認を ・ の変更のない。 ・ 第18条第11 ・ (注)別表4	で円貨がにして、必物で利用する 素名資材の再資源化学等を開けま 寺定建設資材の分別解解体等及 のが、工事請負契約事の「解 されたものであるため、発注 としない。ただし、現場実践 としない。をだるは、特定建設 質に基づく報告として、、監督 ほこのいては積算上の条件明 では、おいても、 である。	る法律 { (平成12年 で再資源年 を が別解体等・再資 体工事 が要する を を を を を を を を を を を を と 条 と 等 、 る 等 、 る 等 り 別 解 体 等 す る の 変 り 別 別 第 と に と 上 条 と に と と と と と と り り り 別 り り り り り り り り に り し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し	施について適 源化等について適 用」等に定め の責によるも 再資源化等が 要報告書」を となって を指定する。	以下「建設リー 正な措置を講っては、別表1: る事項と別の方法 のではない事項と別の方法 のでしたときる 提出すること。	サイクル法」という。} ずることとする。 ずることとする。 または3の積算条件を 締結時に発注者と受注者 まであったは、この限 は、建設リサイクル法
		別表1 建築物	物に係る解体工事				
		工	工 程	作業内容		分別·解体等	の方法
		程 及毎	· 建築設備、内装材等	<ul><li>・有・無</li></ul>	<ul> <li>手作業</li> </ul>		と機械作業の併用
		びの 解作	<ul><li>屋根ふき材</li></ul>	· 有 · 無	<ul> <li>手作業</li> </ul>		と機械作業の併用
		体業	<ul><li>外装材、上部構造部材</li><li>・ 財体・財体がい</li></ul>	· 有 · 無 · 有 · 無	<ul> <li>手作業</li> </ul>		と機械作業の併用
		方内 法容	<ul><li>基礎、基礎ぐい</li><li>その他(</li></ul>	· 有 · 無	<ul><li>手作業</li><li>手作業</li></ul>		と機械作業の併用と機械作業の併用
		別表3 建築4	<b>勿以外のものに係る解体工事</b>	又は新築工事等(			
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	工 程	作業内容	7 m = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	分別·解体等	の方法
		工程	- 佐 ・ 仮設	· 有 · 無	<ul> <li>手作業</li> </ul>		と機械作業の併用
		及毎	· 土工	· 有 · 無	<ul> <li>手作業</li> </ul>		と機械作業の併用
		びの 解作	・基礎	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	· 手作業	<ul> <li>手作業</li> </ul>	と機械作業の併用
		体業	· 本体工事	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	· 手作業	· 手作業	と機械作業の併用
		方内 法容	• 本体付属品	· 有 · 無	<ul> <li>手作業</li> </ul>		と機械作業の併用
			<ul><li>その他(</li></ul>	· 有 · 無	• 手作業	• 手作莱	と機械作業の併用
		別表 4 再資	原化等をする施設の名称及び 	所在地 施設の名利	<i>.</i>	所 在	地
		・コンク		ルビスマンイロヤ	,	//I 1L	<b>2</b> С
			ヾコンクリートから成る建設w ゛ァルト・コンクリート	資材			
		<ul> <li>木材</li> </ul>	) 70 P - 20 9 9 P				
	建設副産物	及び「建設」 産物リサイクルが 1. 事前に より出 ① 再生 2. 工事完	いては、「廃棄物の処理及び 工事に係る資材の再資源化等 イドライン実施要網」(以下「リ 建設副産物情報交換システム 力される、「リサイクルガイドライン」 (資源利用計画書(実施書) 了時に「リサイクルガイドライン」に2 事を作成し、監督職員に提出	に関する法律」そ サイクルガイドライン」と (以下「COBRIS」 に定める計画書 (様式1) ② 『 をめる実施書(①、	の他関係法令 いう。) に基 と言う。) に (①、②) を 野生資源利用(	の規定を遵守 づき、適正にな 登録及び必要 監督職員に提出 足進計画書(実	し、「愛知県建設副 処理する。 事項を入力し、COBRIS  する。  施書) (様式2)
4. 4. 2	産業廃棄物広域認定制度	要* 産業廃棄物の	の広域的処理に係る特例によ	る建設廃棄物の処	理:・行う	※行わない	
4. 4. 3	最終処分		: れは設計積算上の条件明示で				
	主意を要する建設廃棄物	ŋ >	は、監督職員と協議すること				
4. 5. 1	建設廃棄物	* ひ素・カド * 4.5.1(イ)(a)	を要する建設廃棄物の処理: ミウム含有せっこうボードの 、(b)以外のせっこうボードの ;理産業廃棄物の処理■	処理:・製造業	ずに処分を委託	<ul><li>・管理型最</li></ul>	:終処分場で埋立処分
<共通事項5.1.2	施工計画調査		業廃棄物の搬出時には、監督 業廃棄物の分析調査: ・行				
<特別管理 5. 4. 1	理産業廃棄物の処理等> 特別管理産業廃棄物 の処理等	* 撤去した機 * 微量PCBG * 次の物品は 昭和474 平成元4 上記以外に * 廃酸・廃ア/	PCBの混入が疑われるため 耳以前の建築物:ポリサルプ 耳以前の製造機器:蛍光灯安 変圧器( はいても、PCB混入の恐れ :※焼却処分または中間処理、 レカリの処分:※中和処理、 /類のサンプリング調査:	F月日わない 大・専門の分析オーンを記載 、ア定器が、アウリー・ ・ア 定器がは、ア 定器を ・ では、ア では ・ では ・ では ・ では ・ では ・ では ・ では ・ では ・	フストを作成し に依頼し、そ ルル)系コーキ 、リアクトル 5mg/kg以と協議 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	して発注者へ提 の有無を確認 ング 、コンデンサリ ものは対象外) の上、確認す	する。 用放電コイル、 ること。
/ #泽声*	百〜	■6章 石綿含	有建材の除去及び処理■				
<共通事項 6.1.1	損> 一般事項		上法に基づき、適正に対応す う石綿含有吹付け材、石綿含		綿含有成形板	の仕様等	※図面による
6. 1. 3	石綿粉じん濃度測定	吹付け石約	事の有無にかかわらず、粉じ 帛除去工事がある場合 ※ 連材の処理を行う場合・・	別途指定(図示)	による ・	表1による	<b>よ</b> る。

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 石綿含有成形板の処理のみの場合、または石綿含有建材の処理がない場合 ※ 表 1 のうち①及び④を実施・() 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/Lを超えた場合は作業 を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。 【表 1】 測定時期 測定場所 測定箇所数 備 考 処理作業前 ① 施工区画周辺又は敷地境界 4 方向各 1 点 注 1 ) 空気の流れを確認 セキュリティーゾーン入口 1点 注1) 集じん・排気装置 処理作業中 集じん・排気装置の排出口 1点 の性能確認 (処理作業室外の場合) 注1) ④ 施工区画周辺又は敷地境界 4 方向各 1 点 注 1 ) 処理作業後 ⑤ 処理作業室(隔離された区域)内 注3) 隔離シート撤去前 (注)1 速報値で10 f /L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 (注) 2 各施工箇所ごとの室面積が10m以下は1点、50m以下までは2点、300m以下までは3点とする。300m を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 (注) 3 粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、 石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち、 粉じん濃度測定結果報告書の提出部数: ※2部・( 部) <除去工事共通事項> 監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。 6.2.8 保護具等 6.2.9 保護衣、作業衣 <石綿含有吹付け材の除去> 除去工法: ※粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去 (除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置: ※湿潤化 ・固定化 6.3.2 工法 6.3.3 除去した石綿等の 保管、運搬、処分等 石綿含有吹付け材の処分: ・6.3.3(x)(a)による ・6.3.3(x)(b)による <石綿含有保温材等の除去> i.4.1 石綿含有保温材等の除去\*除去方法: ・6.4.1(7)による ・6.4.1(4)による 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置: ※湿潤化 ・固定化 6.4.3 除去した石綿等の 石綿含有保温材等の処分: ・6.3.3(x)(a)による ・6.3.3(x)(b)による 保管、運搬、処分 <石綿含有成形板等の除去> 6.5.1 石綿含有成形板等の除去 ・養生シート: ・使用する ・使用しない 6.5.3 除去した石綿等の 石綿含有成形板の処分: ・6.5.3(x)(b)①による ・6.5.3(x)(b)②による 保管、運搬、処分 <石綿含有仕上塗材の除去> 6.6.1 石綿含有仕上塗材の除去\*除去方法: ・6.6.3(7)による ・6.6.3(イ)による 6.6.4 除去した石綿等の 汚泥としての処理の必要有無 • 無 • ( 保管、運搬、処分 ■7章 特殊な建設副産物の処理■ (共通事項> . 1. 3 施工計画調査 分析調査: ・行う ・行わない ・ ( ) (特殊な建設副産物の処理等> 7.3.1 特殊な建設副産物の 特定物質の処理等: ※図面による・( 処理等 ■その他■ 1) 杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について: 図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2) 災害及び公害の防止: 次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出 (騒音規制法第6条、振動規制法第6条) 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出(愛知県公害防止条令第20条第2項)、 特定建設作業の実施の届出(騒音規制法第14条、振動規制法第14条) 3)解体後の整地工事完了時の掘削等による確認: ※適用する(確認方法等: 図面又は監督職員の指示による) ・適用しない 4)・石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等については、平成29年 5月31日 基安化発0531第1号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の ・石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策については、平成29年5月30日環水大大発 新705301号「石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策について」によること。 ・既存仕上塗材層の処理方法に関する事項は、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築物仕上塗 材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人 建築研究所)」によること。 「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

	項	目		特	記	事	項	
Ī			* 建設発生土の有無	・有	• 無			
			* 建設発生土の処理		(関係法令等	に従い適切に処理	里)	
				(片道運搬	3 称 (所在地) 股距離(km):	)	(片道運搬時間(	) 時間): )
				(搬出条件	‡(土質試験、 ·	その他建設発生	土の発生抑制や通	道正処分に必要な情報) )
			建設発生土を構外へ搬出	する場合は、	搬出先等の承	(諾を得たうえで	、搬出先及び処分	
			わかる写真並びに運搬を証 * 水道メーター、ガス、電気	明する番類♥ メーターにつ	身を監督職員に ついては、工事	- 促出する。 『着手前に監督職	員の指示を受ける	5.
Ĺ								

		•						2024年9月	1日改定
項	目		4	寺	記	事	項		
1									
1									
1									
1									
1									
								I	
				設計事務所名			工事名称		図面番号
				建築士登録番号	÷			縮尺	
				建築士氏名					
			検図	製	設計	a	愛知県建築局公:	共建築部公営住宅調	
			図	図	○年○月		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	CONTRACT LIN	•

	項	<b>=</b>		特	記	事	:	項				
	【電気	設備工事】	■ 1編 一般共通事項■									
			■1章 一般事項■									
<総 」 1.1.1	則 > 適 用		1. この特記事項以外は下記 1) 愛知県財務規則 3)公共住宅事業者等連絡 4)関係法令及び諸工事基 2. 特記事項は、○印のつい ○印と、○で囲まれた※ 3. 本工事に使用する資材は 4. 設計図書の優先順位は、 1)質問回答書(2)から 2)現場説明書 3)特 4)図面 5)公	2) 2 協議会編 5) 3 たものを電気がする。 印のある気がある。 い、「の1 に対する。 が、の1 に対する。 では、次の1 に対する。 では、次の1 に対する。 では、次の1 に対する。	E事請負契約書 公共住宅建設工事 受知県建築工事品 ける。⊙印のない は、共に適用する。 正事指定資材」に 5)までの順番の	共質場 よと	土様書 里要領 は、※ ) とす	(令和 4 ) 印のつV る。	年度     たもの	反) Dを適用		
1. 1. 2	用語の	定義	* 公共住宅建設工事共通仕様 「書面」とは、発行年月日: 又は名を記すだけでもよい	が記載され、言							名を併記せ	ず、氏
1. 1. 3	官公署	等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に	当たり、関係官	官公署その他の関	係組綿	哉への	必要な履	届出手 <b>約</b>	売等を遅	滞なく行う。	0
1.1.4	工事実	績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の に、工事実績情報の登録を に従って)受けた上、行う。 を、監督職員へ提出する。	、その内容につ	ついて監督職員の	確認る	⊵ (JA	CICの様	式「登	録のため	の確認のま	る願い」
1. 1. 7	関連工	事等の調整				7-51	orth.	AA   18	ы	Arr.		
			項目		工事区分	建		給」ガ排		汚水処理		
				H #	7#	築 ※	気	水ス	構	場 ※		
				用 基 水		* *		*		<u>**</u>		
			竪 樋 (横 き フロアードレイ	引き管	共 )	*				<u>*</u>		
			照明器具穴			*				*		
			化粧キャクーラー		ッ ト - ブ	*		*				
			居室・浴室・			* *			H			
			杭 頭 処 理		甫 強	*	397	\*/ \*/		\*/		
					新 入 な 補 強	*	*	* *		<u>*</u> *		
			設 備 ス リ ー	・ブ防水	処 理	*		*		*		
			水槽(高架)設備関係取合		架 台 盟	*	*	* * *	*	*		
			機械室床の穴開			*				*		
			液面電極棒フ	ロートスイレ ー 及	<sup>1</sup> ッチ び 盤		*	*	$\vdash$			
			水道用集中					*				
			同上結線		周 整			*				
			エレベーター			*	*		H			
			この項に該当しないもの及	び明らかに区分	うされるものは別途		する。					
			1):昇降路築造工事、各F ピット内防水工事及で 2):動力用照明用の電源: 昇降路の煙感知器設情	び排水設備工事 引込み工事及び	のことをいう。 結線工事昇降路ピ	ット内	1点検月	用コンセ	ント設値	備工事、		
1.1.8	疑義に	対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、 * 設計図書について監督職員 によるほか「愛知県建設局 「愛知県建築局設計変更ガ (https://www.pref.aichi.	と協議を行った ・都市・交通局 イドライン」に	と結果、設計図書 局・建築局設計変 こ定めるところに	の訂I 更事程 よる。	E又は 务取扱	変更を行 要領」	う場合 (令和3	合の措置		
1.1.9	工事の に係る	一時中止 事項	* 工事の一時中止の場合の措 1)契約約款第21条の規定 管理等に関する基本計 なお、基本計画書には 器具等の確認に関する 2)工事を一時中止する場	により工事の- 画書」(以下 、中止時点にお こと及び工事野	一時中止の通知を 「基本計画書」と おける工事の出来 見場の維持・管理	受け <sup>†</sup> いう。 高、関	た場合 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	は、「コ 提出し、 体制、労 本的事項	工事一時 発注者 労働者数 夏を明ら	寺中止に 皆の承諾 数、搬入	伴う工事現 を得るもの 材料及び建	とする。
<工事 1.2.1	関係図書> 実施工			三 月 日		√u.4//0``(	- MI	. / ఎ	- 0			
1. 2. 4	工事の	記録等	A. 本工事は電子納品の対象 B. 対象となる成果品の作成 管理情報基準(案)」(htt) 電子納品チェックリスト C. 成果品の提出部数につい D. 受注者は、電子納品に必 完了検査)に写監督職員 E. 仕様書に基づき監督職員 監督員の媒体(CD-Rま 1)電子媒体(CD-Rま 1) 電み媒体	については、 ps://www.pref については、作 ではないでは、集存 ではない機器を行う にはそのにはそのにはそのにはなり なしなしなしなしなしたはものとしま	. aichi. jp/site/d 也の書類に同様の 本 (CD-R又は ドソフト環境の整 自備する。 5 書面で電子デー よる。 ス) で完了検査時	cals/ 内VI 開を行 を に こ に こ に こ に こ に に に に に に に に に に に	densi を記載 Dーなう よる 提出	nohin.h した場合 ) 2部と 。また、 のについ する。	tmlを参 合、する。 ご 受 は、	参照)に基 各できる 皆は、検 以下を	いっとする。 ものとする。 査時(中間) 基本とする	ごし、。 検査、 が、

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 おける情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい 又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル 工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 本1yun: ntalitaを参ぶ。 3)竣工時: 外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 発注方式: ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。 情報共有システム ※受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の 費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html)
3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス テム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref. aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) ・ 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとする 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。 <工事現場管理> 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 1.3.1 施工管理 という。) の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日 改正) によるものとする。 1.3.2 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.3 施工条件 施工日·施工時間 制限 :・無 ※有( (中未年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ (日) ※図示にトス 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間・30日 ※( その他作業不能日・( でなった。 部位別の施工順序 : ※無 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有( 資機材置場所 置場制限 : ※有( : ※無・有( 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 受注者希望 その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) .3.9 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること へいた。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法: ) 現場において再利用を図るもの: 現場において再利用を図るもの:
《引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。
《引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。
《PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。
《次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。
昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング
取出三年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング
取出三年以前の創造器と、後継に写文器・コンデンサールを入りまた。コンデンサールでありまた。 引渡し等 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること 上間が、近日は、1000円である。 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進 に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、 建設副産物 「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。 事前に建設副産物情報交換システム (以下「COBRIS」と言う。) に登録及び必要事項を入力し、COBRISより 出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書 (①、②) を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書 (実施書) (様式2) ② 再生資源利用促進計画書 (実施書) (様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書 (①、②) の内容をCOBRISに登録及び工事登録証 明書を作成し、監督職員に提出する。 ・建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

]	頁 目	特 記 事 項
	再資源化	乗物税が課税されるので適正に取り扱うこと。  * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( )  * 以下の資料は次の咿から入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki jyun.html
<機器及 1.4.1	分別収集 非飛散アスベスト処分 び材料>	[建築工事事務の手引・関連様式]  *「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。  * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。  * 非飛散アスペスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: )  *「愛知県環境物品等調達方針」 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1. 4. 2	機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホ
	再生資源の利用	・ ボルムハルノと下来接着別でボルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着別及でホルムアルデヒド系接着別及でホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。  * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。  * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。  * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。  1) あいくる材使用状況報告書(様式8)  2) あいくる材使用実績集約表(様式9)  あいくる材配定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
<施 工 1.5.3	> 施工の検査等	* 見本施工: ※実施しない ・実施する ( )
1. 5. 7	化学物質の濃度測定	* 濃度測定: ・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(平成15年6月6日付事務連絡)、「室内空気中化学物質の室内濃度指針値について」(平成31年1月17日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発0117第1号)により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。測定時期: ( ) 測定対象の化学物質 : ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン測定方法 : アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定方法 : ま設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。
<完成図 1.7.1		* 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ ( )
1. 7. 2	完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A 1 判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 ( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりA 3 版 2 つ折り製本 (合本作成) 及び第二原図 (PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品) A 3 版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図 (変更設計図を含む) 2) 完成図 C. 完成図のC A D データ ※提出する (・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない
1.7.3 <その他		* 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用( )部 ・( )部
	提出書類 火災保険等	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材 (機材) 一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。 (特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。) 保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。
	法定外の労災保険の付保 常備図書	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。  * 工事現場には次の図書を常備する。  公共住宅建設工事共通仕様書〔令和4年度版〕 (「機材の品質・性能基準」を含む。)  公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和4年版) (以下「標準図」という)
	建設業退職金共済制度	* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。
	工事中の安全管理	工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確
	各種調査への協力	認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。
	光熱水費	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力 しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、 本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。
		* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: ・要する ※要しない * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。
	騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工 する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械 については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機 械を使用する。

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 建設機械名 作業名 建設機械名 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし 排出ガス対策型建設機械 br山ハハ州本土を以取めて過れ - ボョッ ・なし (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 抑制に努めるものとする。 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特定特殊自動車の燃料 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油 (ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められ た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 施工体系図の掲示 衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する ポルス・ソ・ルック (以四いなど) (は何かりる)。 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 工事の下請負 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でな 14日 6 正列向下 3 公司によっている。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者であること。 施工体制 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術 現場代理人等 者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたときも同様とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理 技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請 負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置 要件について」のとおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.htmlを参照) 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 やかに提出するこ 石綿含有仕上塗材の 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去 工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 既存壁等への作業 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事)とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 契約後VE 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。「工事全体をVE提案の対象とする場合」 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事目的物をVE提案の対象としない場合]
・ ( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] CCUSの活用 に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 (仮設工事> 、ILI 一般事項 <縄張り、遣方、足場等> ※ この節は、公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)2章「仮設工事」による。 足場その他 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅: ・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き 方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 設 計

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

項目	特 記 事 項
	器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) によるものとする。
	* 仮囲い : ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m)
	仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設:
監督職員事務所等	A. 監督職員事務所
	* 監督職員事務所: ・設ける ※設けない * 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度
	* 標準仕上げ
	2)壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等
	監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。
	1)標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
	2) 選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。
	B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、
	仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板: ・設置する ※設置しない
	* 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督 職員に提出する。
建設現場標識の設置	* 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない
	《建設現場標識 共同設置の例》
	工事名 OO住宅建築工事(第O工区) OO住宅電気工事(第O工区)
	エ 期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
	発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇〇〇〇
	エ事施工者 〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社
	<u> </u>
	■電気編 1編 一般共通工事■
<土工事>	■電気編 2章 共通工事■
2.2.1 一般事項	* 埋め戻し及び盛士 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・( ) [表3.2.1] 工法 ・水締め ・機器による締固め
	* 建設発生土の利用指定: ※無 ・有( ) からの建設発生土を利用する
建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無・有・無
	* 建設発生土の処理 ・ 構内処理 ・ 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理)
	(搬出先名称(所在地): (片道運搬距離(㎞): )(片道運搬時間(時間): )
	(搬出条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報) :
	建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
<塗装工事> 2.7.1 一般事項	* 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露出配管は
	原則として塗装する。 * 色合等: ・( ) ・図面による
	* 塗料の種別、塗り回数: ※表2.7.1による ・ ( ) ・図面による * 容融亜鉛めっきの種別: ※HDZ35 ・ ( )
<スリーブ工事> 2.9.1 一般事項	* スリーブの材料及び仕様: ・表2.9.1による ・図面による ・ ( )
<インサート>	* 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるスリーブ及び防水鋳鉄管: ・図面による ・ ( )
2.10.1 一般事項	* インサートの許容引抜荷重: ※表2.10.1による ・図面による ・ ( )
	■電気編 2編 電力設備工事■
<電線保護物類>	■電気編 1章 機 材■
1.2.6 プルボックス	* 形式等: ・標準図 (電力44) による ・ ( ) ・図面による * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図面による ・ ( )
1.2.7 金属ダクト	* 形式等: ・標準図 (電力46) による ・ ( ) ・ 図面による
	* 接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図面による ・ ( )
1.2.9 ケーブルラック	* 形式等: ・標準図 (電力47~49) による ・ ( ) ・図面による * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図面による ・ ( )
<照明器具> 1.4.1 一般事項	* 記号及び形式: ・標準図 (電力1~18) による ・ ( ) ・ 図面による
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

								2024年9月	11日改定
ij	頁 目		4	寺	記	事	項		
1. 4. 2	構造一般	* 3.0kgを超えるダウンラ * 照明用ポール: ・配続							
1. 4. 4	光 源	* 光源色: ※相閑色温度 * LED照明器具の平均演色		: <b>※</b> ^゙−スライ	形器具は		ライト形及び高ラ	天井形器具は70以	上
	照明器具>		<b>.</b>	,	,				
1.5.1 <照明制御	一般事項 『装置>	* 形式等: · 標準図(電	[力1、2、9~	12) による	• (	) •	図面による		
1. 6. 2. 1	照明制御器	* 形式等: ・標準図(電	[力2、8) に。	はる・(	)	<ul><li>図面に。</li></ul>	<b>よる</b>		
1. 6. 3. 1	共通事項	* 機器構成: ・図面によ	:る・(	)					
1. 6. 3. 2	照明監視制御装置	* 表1.6.1において基本機 ・図面による ・照明			.制御 •	連動制御 ・	強制制御 ・	管理機能	
1. 6. 3. 4	監視操作装置	* 外部出力端子の種別:	※図面による	3 · (	)				
	照明制御器	* 微動検知人感センサ: * 人の通り抜けと滞在を						• ( )	
<分電盤> 1.7.1	> 一般事項	* 形式等: ・標準図(電	(力35) による	3 · (	)	・図面による	3		
1.7.2	構造一般	* ガタースペースの寸法	: •標準図	(電力36) に	よる ・	( )	<ul><li>図面に、</li></ul>	よる	
1. 7. 3	キャビネット	* 屋内用キャビネット種 その他、特に腐食等を * 接地端子座の形状等:	考慮すべき場	所での使用:			( )		
1. 7. 6	器具類	* 積算計器: ※計量法に * 低圧用SPD 低圧用	ISPDクラスⅡ		表1.7.12ほ	こよる ・ (	)		
		* 電力計測装置 計測回 * 集中監視部 信号回 信号程	]路数 ]線数	が住能: ※ : ※図面によ : ※図面によ : ※図面によ	る・(		,		
		外部出 * 変成器 定格電 * 表示器: ・設ける ・ * 住宅用分電盤 過電流	流 設けない		る・(	) ) 	)		
<耐熱形分 1.8.1	}電盤 > 一般事項	* 形式: •標準図(電力					,		
<oa盤> 1.9.1</oa盤>	〉 一般事項	* 形式: ·標準図(電力	137) による	• (	) • 🗵	国面による			
1. 9. 2	構造一般	* 端子盤部の寸法: ・標	準図(通信3	、4) による	• (	) .	図面による		
1.9.3 <実験盤>		* 端子盤部: ・通気口部	せ置 ・冷却	印用ファン設	置 •	図面による			
	一般事項	* 形式: ・標準図(電力	138) による	• (	) • 🛭	国面による			
	一般事項	* 形式: ·標準図(電力	139) による	• (	) • 🗵	面による			
		* 形式等: ・標準図(電	1 力40~42) ↓	こよる ・ (	)	<ul><li>図面に。</li></ul>	<b></b> よる		
1. 12. 3	キャビネット	*屋内用キャビネット種 その他、特に腐食等を 設置端子座の形状等:	考慮すべき場	所での使用:			( )		
1. 12. 6	器具類	* 低圧用SPD 低圧用SI	Dクラス¶の	性能 ※表	£1. 12. 19 <i>k</i>	こよる ・	( )	・図面による	
11110	III 27.794	低圧用SI * 主要器具の表示: ・標	PDクラス I の 薬準図 (機器の	性能・ の図記号及び	( 文字記号)	) ・図 の文字記号	面による		
<電熱装置		_					<ul><li>図面によ</li></ul>	ত	
1. 15. 1	一般事項	* 形式: ・標準図(電力 * 過昇温防止機能: ・	143) による 設ける ・	・ ( 設けない	) · ·図面に	図面による よる			
1.15.3 <雷保護等	発熱線等 #置>	* 発熱線: • 第2種発熱	線 ・第4種多	発熱線 ・図	面による				
		* 突針の支持管: ・標準	図(電力50)	による ・	(	) ・図[	面による		
		* 形式等: ・標準図(電							
	導線の接続金物	* 引下げ導線の構造体へ	の接続金物:	•標準図(	電力52)に	こよる ・ (	)	・図面による	
<接 地> 1.17.1		* 形式等: ・標準図(電	(力55) による	3 · (	)	<ul><li>図面による</li></ul>	3		
1. 17. 2	接地鋼板	* 形式等: ・標準図(電	(力57) による	3 · (	)	・図面による	3		
				設計事務所名			工事名和		図面番号
				建築士登録番号				縮尺	
				建築士氏名	設計				
			検 図	製図	〇年〇月		愛知県建築局	公共建築部公営住宅	課

I	頁 目	特 記 事 項
1. 17. 3	接地棒	* 形式等: ・標準図 (電力58) による ・ ( ) ・図面による
1.17.4	接地極埋設標	* 形式等: ・標準図(電力59)による ・ ( ) ・図面による
1. 18. 6	マンホール、ハンド ホール及び埋設標	* 形式等: ・標準図 (電力60~64) による ・ ( ) ・図面による * がッケッケー・ル及びゲッケー・ケー・クート・クート・クート・クート・クート・クート・クート・クート・クート・クー
<機材の記 1. 19. 1	試験 > 試 験	* 過電流警報装置の試験:
4 IL NZ -tra	et .	■電気編 2章 施 工■
<共通事 <sup>3</sup> 2.1.1	唄> 電線の接続	* 屋外の高圧架橋ポリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策: ・行う ・行わない ・図面による
2. 1. 10	電線等の防火区画等の貫通	* 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細: ・標準図(電力23)による ・ ( )
2. 1. 11	管路の外壁貫通等	* 構造体を貫通し、直接屋外に通ずる管路の処置: ・標準図(電力68)による ・ ( )
2. 1. 13	耐震施工	* 機器の水平震度及び鉛直震度: ・図面による ・ ( ) * 横引き配管等 耐震支持(標準図(30)): ・SA種 ・A 種 ・B種 ・ ( ) 施設分類: ・特定の施設 ・一般の施設 (表2.1.2] * 垂直配管等 施設分類: ・特定の施設 ・一般の施設 (表2.1.3] * 建物引込部の配管の耐費処置を行う配管の措置 : ・標準図(電力31~34)による ・ ( ) * 建物のエキスパンションジョイント部の配線の措置: ・標準図(電力31~34)による ・ ( )
<金属管理 2.2.7	記線> - 位置ボックス及び	* 位置ボックス及びジョイントボックスの種別
	ジョイントボックス	* 位直がダイス及びショイントがダダスの種が 天井スラ゙内: ・図面による ・大型四角、八角コンクリートボックス75又は54 ・ ( ) 二重天井内: ・図面による ・中型四角アウトレットボックス36 ・ ( ) コンクリート壁内: ・図面による ・中型四角アウトレットボックス36 ・ ( ) 木造壁内、内装が、砂壁内: ・図面による ・スイッチボックス30、中型四角アウトレットボックス36 ・ ( )
<合成樹原 2.3.7	指管配線 (PF, CD管) > 位置ボックス及び ジョイントボックス	* 位置ボックス及びジョイントボックスの種別 天井スラブ内: ・図面による ・大型四角、八角コンクリートボックス75又は54 ・ ( ) 二重天井内: ・図面による ・中型四角アウトレットボックス36 ・ ( ) コンクリート壁内: ・図面による ・中型四角アウトレットボックス36 ・ ( ) 木造壁内、内装バネル壁内: ・図面による ・スイッチボックス30、中型四角アウトレットボックス36 ・ ( )
	クト配線> バスダクトの敷設	* エキスパンションバスダクト: ・設ける ・設けない ・図面による ・( )
<ケーブ/ 2.10.4.2	ル配線> ケーブルの接続	* 屋外のEM-高圧架橋ポリエチレンクープル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策:
2. 10. 4. 5	ちょう架配線	* ちょう架配線: ・標準図 (電力25) による ・ ( ) ・ 図面による
2. 10. 4. 6	二重天井内配線	* ケーブルを二重天井内に敷設する場合: ・標準図(電力26)による ・( ) ・図面による
	垂直ケーブル配線	* 垂直ケーブル: ・標準図(電力27)による ・ ( ) ・図面による
<地中配約 2.12.3	帰> マンホール及び ハンドホールの敷設	* マンホール、ハンドホールの構造及び性能: ・標準図(電力62~64)による ・図面による ・( ) 鉄蓋の構造及び性能:中耐重型(ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする) * ふたの材質: 鋳鉄製
2. 12. 4	管路等の敷設	* 管と建物との接続部 : ・標準図 (電力68) による ・ ( ) ・図面による * 架空配線からの引込み: ・標準図 (電力70) による ・ ( ) ・図面による * 地中配線の標識シート等: ※設置する ・設置しない ・図面による
	ケーブルの敷設	* 埋設標の敷設: ・標準図 (電力69) による ・ ( ) ・図面による
<接 地) 2.13.9		* C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ [配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合] 雷保護設備において内部雷保護の等電位ボンディングを行う場合: ・8mm2以上 ・ ( ) ・図面による
2. 13. 12	その他	* 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設: ・行う ・行わない ・図面による
2.13.14 <電灯設化	設置極位置等の表示	* 接地極埋設標: ・標準図 (電力59) による ・ ( ) ・図面による
2.14.1	配線	*屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線: ・標準図(電力21~23)による・・( )・図面による
	機器の取付け及び接続	* 吊ボルト等による支持点数:・標準図(電力2)(背面形式)の器具取付穴ボルト用の数 ・製造者の標準の背面形式 * ダウンライト器具の取付け: ・標準図(電力23)による ・ ( )・図面による
<動力設( 2.15.1	配線	* 電動機への配線のうち電動機端子箱に直接接続する部分: ・標準図 (電力28) による ・ ( ) ・ 図面による ・ ( ) ・ 図面による
<雷保護 2.17.2	設備> 受雷部	* 突針支持管及び取付金具の取付け: ・標準図 (電力50) による ・ ( ) ・図面による * 受雷部の構成部材相互及び引下げ導線との接続: ※標準図 (電力51) による ・ ( )
2. 17. 3	引下げ導線	* 鉄骨及び鉄筋との接続等: ※標準図(電力52)による (・溶接 ※ボルト接続 ・ボルト接続 (クランプ))
		・図面による * 溶接による接続: ・行う ・行わない ・図面による
2. 17. 4		* 板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極 (水平接地極): ・標準図 (電力54) による ・ ( ) * 環状接地極及び網状接地極 : ・標準図 (電力54) による ・ ( ) * 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 : ・行う ・行わない ・図面による
	立会い及び試験> 施工の試験	*接地抵抗測定(構造体接地極、環状接地極、網状接地極、基礎接地極の場合): 測定時期 ( ) 回数 ( ) ・図面による

			T						2024年9月	1日改定
J	項	目			寺	記	事	項		
			* 照度測定(一般照明):	※行う・	行わない					
			■電気編 3編 受変電設備	<b>備工事</b> ■						
<キュー	ビクル式配?	電盤>	■電気編 1章 機 材■							
	キャビネ		* キャビネット: ※鋼板	〔製 ・ステン	ンレス製・	図面による	1			
1. 1. 5	器具類		* 積算計器: ※計量法に * 盤に取付ける器具の表え	示: •標準E	図((機器の	図記号及び	(文字記号)		・図面による 呉番号 ・ (	)
1. 1. 6	高圧機器			絶縁方式: 絶縁方式: 最大許容電流	<ul><li>油入 ・乾</li><li>・油入 ・モ</li><li>が高調波条</li></ul>	式 ・図面 ールド ・	iによる 図面による	5	<ul><li></li></ul>	
<高圧ス 1.2.1	イッチギヤ! 一般事項	>	* 引込柱: ・避雷器内臓 * 高圧スイッチギヤ:	・避雷器	<b>ド内臓</b> ・図		<ul><li>図面に</li></ul>	・トス		
1. 2. 1	構造一般		* 運転連続性喪失区分及	び仕切板等級	: · LSC1	· LSC1-		SC2B-PI .	図面による	
			* 高圧スイッチギヤの形							
1. 2. 4	導電部		* JIS C 62271-200による * JEM 1425による高圧ス。			定格 定格	·電流: ·短時間耐電 ·電流: ·短時間耐電		<ul><li>・図面による</li><li>・図面による</li><li>・図面による</li></ul>	
<22/33kv	V特別高圧ル 一般事項	ſッチキ <sup>*</sup> ヤ>	* 22/33kV特別高圧スイッチギ	†: • IIS	C 62271-200			図面による		
1. 3. 2	構造一般		* 運転連続性喪失区分及 * スイッチギヤの形: ・	で仕切板等級	: • LSC1	· LSC1-PI	· LSC1-PM		·LSC2B-PM · ∑	図面による
1. 3. 4	導電部		* JIS C 62271-200による	22/33kV特別	高圧スイッチギ゚	の導電部	定格電流	ī:	<ul> <li>図面</li> </ul>	による
			* JEM 1425による22/33kV	/特別高圧スイッ	チギヤの導電	部	定格電流	時間耐電流: 抗: 時間耐電流:	<ul><li>図面</li><li>図面</li></ul>	による
<低圧ス 1.5.2	イッチギヤ: 構造一般	>	* 低圧スイッチギヤの形	: · C X形	·CS形	· CW形	• FW形			
1. 5. 4	導電部		* 定格電流:	<ul><li>図面に</li></ul>	よる	定格短時間i	耐電流:		<ul><li>図面による</li></ul>	
<絶縁監	視装置> キャビネ	ット	* キャビネット: ※鋼板	€製(厚さ1.6	imm以上)	・ステンレ	ス鋼板製(	厚さ1.2mm以上	:)	
1. 8. 5	性能		* 低圧回路の監視性能				- 無			
<試 験 1.9.1	>		* キュービクル式配電盤、				••••	性能計職 :	・行う ・行わ <i>t</i>	21/7
1. 0. 1	p-V 19/2		■電気編 2章 施 工■	. 同左次0日	231H1/III.	<i>&gt;</i>	<u>уш/</u>	III III III III III III III III III II	117 1142.0	
<据付け 2.1.1		クル式配電盤	* キュービクル式配電盤: 水平震度及び鉛直震: 基礎(コンクリート製の基礎 * キュービクル式配電盤: 基礎(コンクリート製の基礎	度: ・( を地上に設 <i>に</i> 等の屋外配電	) ける場合): :盤の据付		(受変電1)			図面による
2. 1. 2	特別高圧	スイッチギヤ	水平震度及び鉛直震	<b>変</b> : ・ (	)	·図面(	こよる			
			■電気編 4編 電力貯蔵	設備工事■						
			■電気編 2章 機 材■							
2. 1. 7	器具類		* 盤に取付ける器具の表						・図面による :具番号 ・ (	)
	停電電源装 一般事項		* UPSの方式: ・常時イン							,
2. 2. 7			* 停電補償時間:		温	度条件:	. 25℃ .	図面による		
	発電装置> 一般事項		* 太陽光発電装置: ※系 自立運転: ・行	: 統連系形 ・ う ・ 彳	・ ( 行わない	) ・図 ・図面に	面による  よる			
1. 7. 2	太陽電池	アレイ	* 公称出力: ※図面によ	る・(	)					
1.7.3	接続箱		* PV直流用SPD: PV直流用SPDク PV直流用SPDク	ラスⅡの性能	: ※表1.7	7.2による	• (		図面による	
					設計事務所名	ı		工事名	称	図面番号
					建築士登録番	를	1		縮尺	
					建築士氏名	1				
				検 図	製図	設計 ○年○月		愛知県建築局	· · · · · · · · · · · · · ·	果

項目	特 記 事 項
	* 交流出力電圧: ・100V ・200V ・図面による * 出力電気方式: ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図面による * PV直流用SPD: ・設ける ・設けない ・図面による PV直流用SPDクラスIIの性能: ※表1.7.2による ・( ) ・図面による PV直流用SPDクラスIの性能: ・( ) ・図面による * 計測表示項目の遠方監視用端子: ・設ける ・設けない ・図面による
	■電気編 6編 通信・情報設備工事■
<配線器具>	■電気編 1章 機 材■
1.3.2 光コネクタ	* 光ファイバ接続コネクタ: ※SCコネクタ ・LCコネクタ ・ ( )
1.3.3 BNCコネクタ	* 同軸ケーブ ル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの (テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備以外) ( )
1.3.4 電話用コンセント	* 電話用コンセント: ・6極2心用モジュラジャックを用いた自動落下式ふた付きコンセント ・ ( ) * 電線接続: ・差込み式 ・ ( )
<端子盤・機器収納ラック等> 1.4.2 端子盤等	* 形式等: ・標準図(通信1、3、4)による ・ ( ) ・図面による * 端子盤及び集合保安箱(屋内用キャビネット): ※鋼板 ・ステンレス鋼板
1.4.4 端子類	* 端子板: ・標準図(通信2)による ・ ( ) * UTPパッチパネル モジュラ形 横一連のポート数 : ※24ポート ・ ( ) * 光ファイバパッチパネル 光コネクタ 横一連のポート数: ※12ポート ・ ( )
<誘導支援装置> 1.10.1 一般事項	* 形式等: ・標準図(通信29~35)による ・ ( )
1.10.2 音声誘導装置	* 検出部 検出方式:
1.10.4 テレビインターホン	* 撮像範囲を調整する機能 (親機) : ・設ける ・設けない * 撮像範囲を調整する機能 (子機) : ・設ける ・設けない
1.10.6 トイレ等呼出装置	* 呼出表示器 通話機能: ・設ける ・設けない * ブザー付呼出表示灯: ・設ける ・設けない
1.10.10 住宅情報盤装置 <テレビ共同受信装置>	* 住宅情報盤装置の品質及び性能: ・図面による ・ ( )
1.11.1 一般事項	* 形式等: ・標準図(通信33~40)による ・ ( ) ・図面による * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能: ・ カテゴリC2 ・ カテゴリC1 ・ ( ) ・図面による
1.11.2 機器	* アンテナ (UHF、BS、110度CS) の品質及び性能 : ・図面による ・ ( ) * 分岐器、分配器、混合 (分岐) 器の品質及び性能 : ・図面による ・ ( ) * 直列ユニット、テレビ端子の品質及び性能 : ・図面による ・ ( ) * 増幅器の品質及び性能 : ・図面による ・ ( )
1.11.3 アンテナ及びアンテナマスト <テレビ電波障害防除装置>	* UHFアンテナ: ・全帯域用 ・ ( )
1.12.1 一般事項	* 形式等: ・標準図(通信41、42)による ・ ( ) ・図面による
1.12.3 ^ッドエンド、機器収容箱 <自動火災報知装置>	* 屋内に設置する機器収容箱: ・鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による * 屋外に設置する機器収容箱: ・合成樹脂製 ・アルミジイキャスト製 ・鋳鉄製 ・鋼板製 ・図面による
	* 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等の種別: ・図面による ・ ( )
1.18.1 一般事項 <機材の試験>	* 非常放送装置での緊急地震放送の実施: ・図面による ・ ( )
1.21.1 試験	* FMアンテナの試験       : 図面による ・ ( )         * 住宅情報盤装置及び電気制御式宅配ボックスの試験       : 図面による ・ ( )         * アンテナ (UHF, BS, 110度CS) の試験       : 図面による ・ ( )         * 分岐器、分配器、混合 (分岐) 器の試験       : 図面による ・ ( )         * 直列ユニット、テレビ端子の試験       : 図面による ・ ( )         * 増幅器の試験       : 図面による ・ ( )
<地中配線>	■電気編 2章 施 工■
2.11.3 管路等の敷設 <構内情報通信網設備>	* 地中配管への標識シート等の設置: ※図面による ・ ( )
2.13.2 機器の取付け <誘導支援設備>	* 複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合の電波干渉調査等: ・行う ・行わない ・図面による
2.18.2 機器の取付け <テレビ共同受信設備>	* 電気制御式宅配ボックス装置の据付け:
2.19.2 機器の取付け	* アンテナマストの取付け: ・標準図 (通信40) による ・ ( ) ・ 図面による
2.19.3 受信調査 <テレビ電波障害防除設備>	* 最上階床コンクリート打設直後の受信調査: ※行う (チャンネル ( ) ) ・行わない
2.20.2 事前調査 <監視カメラ設備>	* 事前調査を行う箇所数: 調査を行うチャンネル:
2.21.2 機器の取付	* カメラを設置している旨の表示: ・行う ・行わない
	■電気編 その他■
	* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を 用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ 化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の 確認を得るものとする。

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものと 計 測 項 目 通常状態での試験(常態試験) 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化前後での変化率(硬さ、比重、 熱老化試験 引張強度、伸び) 圧縮永久ひずみ試験 圧縮による残留歪み 外観、寸法、性能 製品検査 ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明 した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。 \* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。} に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を請ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を 設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者 の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更 の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1 項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、 建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としたい。 特定建設資材の再資源化等 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。 別表1 建築物に係る解体工事 作業内容 分別・解体等の方法 有 ・ 無 手作業手作業と機械作業の併用 建築設備, 内装材等 及毎の解作 ・ 有・ 無 屋根ふき材 手作業手作業と機械作業の併用 外装材、上部構造部材 有 ・無 手作業手作業と機械作業の併用 体業 基礎、基礎ぐい 有 ・無 手作業 手作業と機械作業の併用 ・ 有・ 無・ 手作業 別表 2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替) 分別・解体等の方法 作業内容 造成等 ・ 有 ・ 無・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用 及毎びの 基礎、基礎ぐい ・ 有 ・ 無・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用 上部構造部分、外装 · 有 · 無 手作業手作業と機械作業の併用 屋根 体業 建築設備、内装等 有無 手作業 ・ 毛作業と機械作業の併用 その他( ・ 有 ・ 無・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等) 分別・解体等の方法 工 程 作業内容 仮設 ・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用 及び解体 ・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用 · 土工 基礎 有 ・無 手作業手作業と機械作業の併用 本体丁事 ・ 有・ 無 手作業 手作業と機械作業の併用 方 法容 本体付属品 ・ 有 ・ 無・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用 ・ 有・ 無 ・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用 別表 4 再資源化等をする施設の名称及び所在地 施設の名称 所 在 地 廃棄物の種類 ・コンクリート ・鉄及びコンクリートから成る建設資材 ・アスファルト・コンクリート 木材 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

照明類	項	3		特	記事	項
東京任司を書き、「長田原刊版」 (本田原刊版) (本田原政権) (田原政権) (田原政政権)			《電気設備工事指	f定資材》		
世界の			分 類	指定資材	適用範囲	品質性能基準
正上四回明報に (				蛍光灯用の安定器(高周波点)	    丁専用形蛍光灯電子安定器	評価名簿登載品
1 の1.E D 周明陽 1 (					- KE Z	
関明新神経監察 (1975年 1975年					CHX(O)	★1のLED照明器具(一般屋内用に限る。)の評価
南京田藤縣田インバーク装置						
#常用無明朝具			照明類			評価名簿登載品
議場打 (刊日本報度協会 (諸男子審を委員会)の 解付されたもの 解付されたもの 解析されたもの 解析・ 計無重線 社団形人類複談を含むり がいます (別日本 所)の設備を (文日本 所)の表情 (別日本 所)の設備を (文日本 所)を (別日本 所)の表情を (別日本 所)を (別日本 所)の表情を (別日本 所)を (別)を (別名本 所)を (別名本 所)を (別名本 所)を (別名本 所)を (別名本 所)を (別名本 所				非常用照明器具		(財)日本建築センターの防災性能評定マークの表示が 貼付されたもの または (一社)日本照明工業会の 田II 適合マークが貼付されたもの
報知・   おから物・   お花・   お花・   お花・   お花・   お花・   お花・   お花・   おおい				誘導灯		(社)日本電気協会 (誘導灯審査委員会) の認定証票が
労権を			電線類	耐火・耐熱電線		社団法人電線総合技術センター(JECTEC)の 認定を受けたもの
(中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の)						評価名簿登載品
(本) (1975) (1			盤類	消防防災用制御盤		(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付 されたもの
高圧文(選別等)			III.794			評価名簿登載品
高正検問といって、						
高圧機器 高圧変圧器 特定機器 評価合層登載品 高圧変圧器 特定機器 評価合層登載品 高圧変圧器 特定機器 評価信息 表				高圧交流遮断器		評価名簿登載品(★2)
高圧食圧器 特定機器) 評価合善整載品 高圧蛋圧器			<b>京広₩</b> 即			
高圧歯密器			向上機能	高圧負荷開閉器		評価名簿登載品
電話問問器類 電話問問器、接触器 大2の遮断器即引移信名簿登載メーカーの 総経監視装置 野価名簿登載品 医流性 医视力 (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				高圧避雷器		評価名簿登載品
本工事(校園)   日本日の新の経験監視装置				電磁開閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品
審電池   調解子式即置於蓄電池   評価名簿登載品   接置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池   評価名簿登載品   接面差面少かル・カドミウムアルカリ蓄電池   評価名簿登載品   接面差薄登載品   近流電源装置   部が設備用   新電池設備部と変員会の認定証票が貼付さ、   対応名簿登載品   を充電装置   部が設備用   新電池設備部と変員会の認定証票が貼付さ、   対応名簿登載品   を込まれたもの   表別光電装置   技術名簿登載品   を込まれたもの   技術交換装置   交換機、主装置、電話機 (4)) 電気通信端末機器審査協会の認定表示   変換カメラ装置   成知器、発信器、 日本清助検定協会の確定格器票が貼付さ、   上海側側接置   中央監視別測装置   中央監視別測装置   中央監視別測装置   中央監視別測装置   中央監視別測装置   中本活助検定協会の認定を特証票が貼付き、   中央監視別測装置   中本活助検定協会の認定合格証票が貼付き、   中央監視別測装置   中本活助検定協会の認定合格証票が貼付き、   中央監視別測装置   日本消助検定協会の認定合格証票が貼付き、   中央監視別測装置   日本消助検定協会の認定合格証票が貼付き、   中央監視別測装置   日本消助検定協会の認定を受けた   中央監視別測装置   日本消助検定協会の認定を受けた   中央監視別測装置   日本消助検定協会の認定を受けた   技術会格証票が貼付き、   中一ジ保護デバイス   低圧用SPD   評価名簿登載品   日本活助検定協会の認証を受けた   中一ジ保護デバイス   低圧用SPD   評価名簿登載品   日本活助検定協会の認証を受けた   手術名等登載品   上上、   計価名簿登載品   上、   上、   上、   上、   上、   上、   上、   上			絶縁監視装置			
下価心   下面心   下面				ベント形据置鉛蓄電池		評価名簿登載品
近流電源装置   清市政備用			蓄電池	据置ニッケル・カドミウムア		
安茂無停電電源装置			直流雲涧壮墨		ムアルカリ蓄電池	
大陽光発電表     されたもの					簡易型を除く	評価名簿登載品
大陽光発電装置/パワーコンディショナ及び系統連系保護装置   評価名薄登載品   押点欠換装置   探書を   ない。表示灯、起動装置   日本消防検定協会の検定合格証票が貼付さまから   日本消防検定協会の検定合格証票が貼付さまから   日本消防検定協会の検定合格証票が貼付さまから   投書を   日本消防検定協会の検定合格証票が貼付さまから   投書を   日本消防検定協会の検定合格証票が貼付さまから   投書を   日本消防検定協会の検定合格証票が貼付さまから   投書を   保書を   R書を   Randon   Rand			自家発電装置			(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付 されたもの
「銀知 大 東			太陽光発電装置//			評価名簿登載品
自動火災報知装置   中継器、受信機					父偰磯、主装置、電話機	(財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの 評価名簿登載品
自動閉鎖装置   自動閉鎖装置					中継器、受信機	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの
#常放送 消防設備用 日本消防検定協会の認定合格証票が貼付き 受信機、中継器 日本消防検定協会の認証を受けた 検定格格証票が貼付きれたもの 検知器 (財)日本ガス機器検査協会の認証を受けた 高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付き、 海圧力を収載した。 神ージ保護デバイス 低圧用SPD 評価名簿登載品 注)本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建 共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1 (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設 等 (「評価名簿登載品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該 所が含まれる場合に限る。 2 (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(B L 部品)。ただし、現場においてB L マーク表示 できるものに限る。 3 その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承 られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービ 体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」 書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて			通信設備	自動閉鎖装置		(一社)日本火災報知機工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マーク が貼付されたもの
受信機、中継器 日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの 検知器 (切り由・ガス機制を強金の設証を受けた 高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの 海田 サージ保護デバイス 低圧用SPD 評価名簿登載品 計価名簿登載品 注)本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建 共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1)(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設等(「評価名簿登載品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該所が含まれる場合に限る。 2)(一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示できるものに限る。 3)その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービ 体制についても医階職員に承諾が得られること。) なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて						日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの日本消防検定協会の翌定会終証票が貼付されたもの
検知器				<b>升市</b>		
中央監視制御装置 サージ保護デバイス  注 本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅を事業者等連絡協議会編集の公共住宅建共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1 (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設等 (「評価名簿登載品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該所が含まれる場合に限る。 2 (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービ体制についても監督職員に承諾が得られること。)なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて				ガス漏れ警報装置	検知器	(財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたものまたは
サージ保護デバイス   低圧用SPD   評価名簿登載品   注)本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建			中央監視制御基置			高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの 郵価名簿発載品
共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設 等(「評価名簿登載品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該 所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示 できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承 られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービ 体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」 書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて				ス	低圧用SPD	
		1 2	共通社会 (一年社) (一年社) (一年社) (一年社) (一年社) (年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	工事特記仕様書、図面で指 築協会の「建築材料・設施 等級を報品る。 リビングが認定した優良住 リビングが認定した優良住 現性仕期的なメステナンスられ も監知策量報は、(一社) も監知策量を は、その計 が得一社) により、その計 がは、その計 がは、その計 がは、その計 がは、その計 がは、その計	定された品質、性能を表 器材等品質性能評価事 に、評価書の「納入地」 宅部品(BL部品)。 験方法に適合すること 必要になる機材についること。 公ととし、 公ととし、 公共建築協会の「建築	有するもの及び以下のものとする。 業」により評価を受けた建築材料・設備機材 区及びアフターサービス地区」に当該工事場 ただし、現場においてBLマーク表示が確認 が証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得 では、メンテナンス(アフターサービス)の 材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 建築士氏名 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

○年○月

(記述本・好ス資価工事)  ■ 1 素 一般年現画    1 1 素 一般年現画   1 1 元	
1.1.1 適用 1. この特記事項以外は下記に弾懸する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1.1 参加県財務限制 3. 公共化で事業者等連絡協議会職員、公共化で観数工事共通仕様書(令和 4 年度版) 4. 物保計会及で諸工事基準 ( 2. 特定事項は、0 ののついたものを適用する。0 のののいまからまり。	
2. 特部事項は、○印のついたものを適用する。○印のたい場合は、奈印のついたものを適用すの印と、〇円書また水野のある場合は、共に適用する。     3. 本工事に使用する資材は、「稜峡改備工事指定資材」による。     4. 設計図書の後先類位は、次の1 から 5. に対するもの) 1 質問回答者(2) から 5. に対するもの) 2 現場環境 3 ) 発生化基金 4 )図面 5 ) 公共化平域区工事共通仕様書 4 )図面 5 ) 公共化平域区工事共通仕様書 4 )図面 5 ) 公共化平域と工事共通仕様書 4 )図面 5 ) 公共化平域で工事共通仕様書 4 )図面 5 ) 公共化平域で工事共通仕様書 1 を 6 で 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7	
「書面」とは、発行年月日が記載され、配名された文書をいう。なお、配名においては、氏名 又は名を記すだけでもよいものとする。   1.1.4	
1.1.4 工事実績情報の登録	名を併記せず、氏
1.1.7 関連工事等の調整	滞なく行う。
理	りの確認のお願い」
項目	
# 水 特 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
整 植 ( 横 引 き 管 共 ) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
化 粧 キャ ビ ネット   ※	
居 室・浴 室・換 気 レジスター   ※	
旅頭 処理 及び補強 ※※※※※※※ ※ ※   設備 スリーブ 箱 入 ※※※※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
設備スリーブ痛強体補強※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ 前での ボール が できない できない できない できない できない できない できない できない	
設備スリーブ防水処理   ※   ※   ※   ※   水槽(高架、受水)架台   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※	
水 槽 (高 架 、受 水 ) 架 台 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ 接 備 関係 取 合 せ 部 内 装 穴 開	
機 被 室 床 の 穴 開 け 及 び 穴 埋 め 工 事 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
液面電極棒フロートスイッチ   ※	
水 道 用 集 中 検 診 配 管 配 線   ※	
同 上 結 線 及 び 調 整   ※   ※   ※     エレベーター 関連 工事(建築)*1   ※   エレベーター 関連 工事(建築)*1   ※     エレベーター 関連 工事(建築)*2   ※	
エレベーター関連工事(建築)*1 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。 1): 昇降路築造工事、各階出入口の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ビット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。 2): 動力用限明の電源引込み工事及び結線工事月降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。  1.1.8 疑義に対する協議等 * 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日に「愛知県建築局設計変更がイドライン」に定めるところによる。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)  1.1.9 工事の一時中止に係る事項  * 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところにより、契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に付管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾をなお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入本なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入本	
1): 昇降路築造工事、各階出入口の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ビット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。 2): 動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ビット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。  1.1.8 疑義に対する協議等 * 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置によるほか「愛知県建築局設計変更が不らうところによる。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki,jyun.html)  1.1.9 工事の一時中止に係る事項 * 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところにより、契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に借管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書)という。)を提出し、発注者の承諾をなお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入を	
2):動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、 昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。  1.1.8 疑義に対する協議等  * 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。  * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置にによるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki.jyun.html)  1.1.9 工事の一時中止に係る事項  * 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところにより、契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に任管理等に関する基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾をなお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入を	
* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日に「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)  1.1.9 工事の一時中止に係る事項  * 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところにより、契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾をなお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入を	
に係る事項 1)契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に任管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾をなお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入を	
器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。	伴う工事現場の維持 を得るものとする。 材料及び建設機械
<工事関係図書>       * 概成工期: •有( 年 月 日) ※ 無	
A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県ラ管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるもC. 成果品の提出部数については、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるもC. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基監督員の指示がある場合はその指示による。 1)電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 2)「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築	きづく。ただし、 ものとする。 査時(中間検査、 基本とするが、

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 おける情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい 又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル 工事写真の小黒板情報電子化について」 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照) により行うことができる。 本1yun: ntalitaを参ぶ。 3)竣工時: 外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 発注方式: ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。 情報共有システム ※受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の 費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html)
3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス テム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref. aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) ・ 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとする 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。 <工事現場管理> 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 1.3.1 施工管理 という。) の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日 改正) によるものとする。 1.3.2 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.3 施工条件 施工日·施工時間 制限 :・無 ※有( (中未年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ (日) ※図示にトス 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間・30日 ※( その他作業不能日・( でなった。 部位別の施工順序 : ※無 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有( 資機材置場所 置場制限 : ※有( : ※無・有( 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 受注者希望 その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) .3.9 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること へいた。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法: ) 現場において再利用を図るもの: 現場において再利用を図るもの:
《引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。
《引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。
《PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。
《次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。
昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング
取出三年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング
取出三年以前の創造器と、後継に写文器・コンデンサールを入りまた。コンデンサールでありまた。 引渡し等 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること 上間が、近日は、1000円である。 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進 に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、 建設副産物 「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。 事前に建設副産物情報交換システム (以下「COBRIS」と言う。) に登録及び必要事項を入力し、COBRISより 出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書 (①、②) を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書 (実施書) (様式1) ② 再生資源利用提高書) (様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書 (①、②) の内容をCOBRISに登録及び工事登録証 明書を作成し、監督職員に提出する。 ・建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項	Į I	特 記 事 項
	再資源化	乗物税が課税されるので適正に取り扱うこと。  * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 ( )  * 以下の資料は次のIPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [確築工事事務の手引・関連様式]
<機器及で 1.4.1	分別収集 非飛散アスベスト処分	*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法:  * 「愛知県環境物品等調達方針」 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や 耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1. 4. 2	機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤を用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤
	再生資源の利用	及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/ uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データ を監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手 することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
1.4.6 <施 工>		* 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材 ( )
1. 5. 4	施工の検査等	* 見本施工: ※実施しない ・実施する ( )
1. 5. 8	化学物質の濃度測定	* 濃度測定: ・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(平成15年6月6日付事務連絡)、「室内空気中化学物質の室内濃度指針値について」(平成31年1月17日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発0117第1号)により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。測定時期: ( ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )
<完成図等 1.7.1	等> 完成時の提出図書	* 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ ( )
1.7.2	完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 1)配置図 2)平面図・求積図 3)その他( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本(合本作成)及び第二原図(PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。 1)設計図(変更設計図を含む) 2)完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による)・提出しない
1. 7. 3	保全に関する資料	* 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用( ) 部 ・( ) 部 * 保守指導書(共用部分): ※提出する ・提出しない * 保守指導書(ガス設備): ・提出する ※提出しない
<その他>	· 提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。
	火災保険等	1)使用資材 (機材) 一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの *保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。 (特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考、2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。
	法定外の労災保険の付保常備図書	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書 [令和4年度版] (「機材の品質・性能基準」を含む。) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) [令和4年版】 (以下「標準図」という)
	建設業退職金共済制度	* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。
	工事中の安全管理	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確
	各種調査への協力	認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実能調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 * 本工事はないようよが日本が日間のに見思する。
	工事コスト調査の協力	* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
	光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: ・要する ※要しない
	工程表·請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。

2024年9月1日改定 項 目 事 項 騒音·振動対策 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工 する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械 については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機 作業名 · 建設機械名 建設機械名: 作業名: ・排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) 排出ガス対策型建設機械 (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領 国土交通省総合政策局)の別表1 (1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 貨物自動車等の車種規制 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 発達者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油を 特定特殊自動車の燃料 いう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められ た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 施工体系図の掲示 衆が見やすい場所 (仮囲いなど) に掲示する。 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 工事の下請負 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でない。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者であること。 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事 施工体制 項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人等 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術 者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたときも同様とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理 支佐者は、王に以帰すにかりてたない。 技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置 <u>無性</u>技術者の派に安け寺については、「建成業第20末第3項にたじ音の死たの週刊を支ける監性技術を 要件について」のとおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.htmlを参照) 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 事故報告 工学ルエザー等版が完全とに参っては、直らに証量報貨に超報りるとともに、季政光主報も音を監量報貨に基 やかに提出すること。 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去 工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 石綿含有仕上塗材の 除去•補修. 既存壁等への作業 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の 契約後VE (※ 対象工事・契約に対象が250万円未満及びガス工事の場合を除く) ・ 対象外工事 )とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。 [工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事 目的物をVE提案の対象としない場合] ( ) 「その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が 主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 CCUSの活用 ■4章 関連工事■ (仮設丁事> ※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。 (縄張り、遣方、足場等> 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 た直する足物、伐橋、クノト寺の改直: ※建集工事 ・ 本工事 ・ が突が工事 足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

```
項
             目
                                                 記
                                                         事
                                                                 項
                    方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。
* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。
* 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)
                     工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設:
〈仮設物>
. 3. 1 監督職員事務所等
                    A. 監督職員事務所
                     監督職員事務所:・設ける ※設けない
                     規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度
                     (お手は上い)
1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り
2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り
                     5. 文任有事務別でい他
・建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、
仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。
                     こ工事PR看板:・設置する ※設置しない
設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督
                    * 敬良にのにつくは「公百日七年収上手に示る」「私有収収息について」によ
職員に提出する。
* 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない
      建設現場標識の設置
                       《建設現場標識 共同設置の例》
                       工 事 名 〇〇住宅建築工事(第〇工区)
                               〇〇住宅電気工事(第〇工区)
                       エ 期 〇年〇月〇日から
                               〇年〇月〇日まで
                        発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課
                        工事監理者 〇〇〇〇〇
                        工事施工者 〇〇建設株式会社
                               〇〇設備株式会社
                    ■機械編 2編 共通工事■
                    ■機械編 1章 一般事項■
〈総合試運転調整等>
                    * 総合試運転調整する項目: ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・飲料水の水質の測定
・室内気流及びじんあい測定 ・騒音測定 ・雑用水の水質の測定
 3.3 総合試運転調整
                    ■機械編 2章 配管工事■
<配管材料>
                     : 管材 : ※図面による ・(
: 継手の種類: ※図面による ・(
                     2.1.2.4冷媒用 多湿箇所等に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さ: ※図面による・ (
<配管付属品>
2.2.1 一般用弁及び栓
                     仕切弁 (ポンプに付属するものを含む): ※JIS 10K ・ (
                     屋外埋設の弁 (呼び径754以上のもの) の使用区分:
※水道用仕切弁 ・水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 ・水道用ソフトシール仕切弁 ・水道用合成樹脂製ソフトシール弁
・図面による ・ ( )
                     衝撃吸収式逆止弁: ・表2.2.10注9による ・図面による
2.2.7.1 鋼管用
                     鋼管用伸縮管継手の種類: ・ベローズ形 (JIS B 2352) ・スリーブ形 (SHASE-S003)
2.2.12.1 異種金属接触防止用
                    * 設置箇所及び仕様: ※図面による ・ (箇所:
                                                        什様·
2.2.14 蒸気トラップ
                     蒸気トラップ の材質(ベローズ式、フロート式、バケット式、サーモダイナミック式、サーモスタチック式の場合): ・ステンレス製
2.2.16 量水器
                    * 計量方式: ・現地表示式(直読式) ・遠隔表示式 ・図面による
                     緊急遮断弁装置:・適用する・適用しない
2.2.22 緊急遮断弁装置
                     遮断弁の駆動方式: ・電気式 ・機械式
                     : 本体: ※合成樹脂製 ・アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼製
2.2.23 水栓柱
                     寸法: ※図面による ・約70mm角で全長約1,300mm ・ (
2.2.24 不凍水栓柱
                     化粧ケーシング寸法: ※図面による ・全長約1,500mm ・ ( )
2 2 27 スリーブ
                    * スリーブ: ・2.2.27(1)(2)による ・図面による ・ (
〈計器その他〉
.3.6 遠隔油量指示計
                     遠隔油量指示計: ・抵抗変化式液面計 ・磁歪式液面計 ・図面による
```

							4	024年9月	1 口以止
項	<b>E</b>				12	事	項		
	瞬間流量計 [の一般事項>	* 流量計: ※固定形 ·	着脱可能形	<ul><li>図面によ</li></ul>	る・(	)			
	一般事項	* 建築物導入部配管で不	等沈下のおそ	れのある部分	(排水、通		) の施工方法:		
		<ul><li>・図面による ・標</li><li>* 建築物エキスパンションジョイン</li></ul>				・図 でよる ・図	面による ・ (	)	
		* 給水、給湯、開放系の							)
2. 4. 7	給水配管	* 揚水ポンプ廻りの配管	要領: ・標注	<b>進図(施工70</b> .	71) による	5 • (	) ・図面	iによる	
	THE PARTY OF THE P	* タンク廻りの配管要領	: •標章	準図(施工11	、69) による	5 • (	) ・図面	iによる	
		* 屋外給水管の管材料が * さや管ヘッダー配管シ						• (	)
		* さや管ヘッダー配管シ						)	
2. 4. 8	排水及び通気配管	* 排水及び通気配管要領	: ·標準図	(施工68) に	よる・ (	)	<ul><li>図面による</li></ul>		
0 4 10	344 1 - m 1 665	a. 沙(1434) (プロロー 1 7回	n a risk misk	- +m >#s 521	(## T70) ):	z - 7 (	,	岡子にトフ	
2.4.10 <管の接合	消火配管 }>	* 消火ポンプユニット廻	りの配官安良	1: * 惊平凶	(旭上12) (	-ro . (	, .	図面による	
2. 5. 3	塩ビライニンク ´鋼管、 耐熱性ライニング鋼管等	<ul><li>* 塩ビライニンク ´鋼管の</li><li>・標準図 (施工2) に</li></ul>					る場合:		
	町 然1主ノイ ーンク 調官 も	保华区(旭工2)(	-40 . (	,	· 区间(C 3	r 3			
2. 5. 7	ステンレス鋼管	* 呼び径60Su以下の継手 * フランジの接合方法:	の種類: ・ ・ 梗 淮 図 ( t	図面による a エッ) に トス	• (	)	図面による		
					,	,	MM(-8-0		
2. 5. 9	ビニル管	* 給水管の接合: ※接着  * 排水管の接合: ※接着							
0.5.40	10.11				L± A				
2. 5. 10	ポリエチレン管	* 管の接合方法: ・電気 * 異種管との接合部に設			<b></b>				
		・標準図 (機材6) によ			)				
2. 5. 11	架橋ポリエチレン管	* 管の接合方法: ・電気	(融着接合 )	※メカニカル	接合				
2, 5, 12	ポリブテン管	* 管の接合方法: ・熱層	h 美	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	× 1 +1 - 1	九中人			
2. 0. 12	ハリノノン目				ベノルーム	7 / 1 1 女 口			
2. 5. 14	耐火二層管	* 伸縮継手の設置箇所:	※図面による	5 · (	)				
2. 5. 15. 6	開先加工	* 開先形状及び接合部形	状: ・標準図	図(施工24、	25) による	• (	) ・図面に	よる	
2, 5, 15, 12	溶接部の検査	* 溶接部の非破壊検査:	<ul><li>実施しない</li></ul>	<ul><li>・実施す</li></ul>	る(検査の種	重類	)		
	110011111111111111111111111111111111111			こよる ・ (			ŕ		
2. 5. 15. 13	非破壊検査の適用	* 放射線透過検査の判定:	基準:・図詞	面による ・	(	)			
	範囲と判断基準								
2. 5. 16. 1	鋼管とS鋼管、銅管と鋼管	* 鋼管とステンレス鋼管	、銅管と鋼管	の接合要領:	•標準図	(施工3) によ	:る・(	)	
< 勾配、 F 2.6.1	吊り及び支持> 一般車項	* 機器廻り配管(呼び径)	80以下の配答	- 空气調和料	≦乃7ドタシカ	新に接続す <i>る</i>	(配答)		
2. 0. 1	7X + - X	形鋼振れ止め支持施	工要領: ・村	票準図(施工	10、11)によ	<b>・図面</b>	による ・ (	)	
		* 屋上配管の支持要領:	<ul><li>標準図(b</li></ul>	<b>極工9) による</b>	• (	) •	図面による		
2. 6. 3	吊り及び支持	* 施工要領: •標準図							
<地中配管	<b>节</b> >	* 表2.2.20の形鋼振れ止	め文持个要菌	所の 7 5 特証	こにより必要	とする場合の	)文狩削隔:		
2. 7. 1	一般事項	* コンクリート管以外の管を土 * 埋設給水本管の分岐、					<ul><li>再生砂(</li><li>・(</li></ul>	)	
		* <sup>生</sup> 政和小平官の分岐、 * 屋外地中配管の分岐及					• (	)	
<貫通部の 2.8.1		* 不燃材料以外の配管が	佐水区画等を	貫通する場合	の施工亜領	· • 梗淮図	(施丁1) にトス	<ul><li>図面に上</li></ul>	· **
<試 験>	>		ックへ 四門 守で	<b>火地 7 少勿口</b>	・・/ 旭 上 女 唄	· 坛平囚	(WETT) (C40)	四国によ	
2. 9. 3	給水及び給湯配管	* 水質試験 試験項目:							
2 /II VII	ir v	■機械編 3章 保温、塗	装及び防錆工	事■					
<保温工事	+/	* 給水管及び排水管(SGP)	)のコンクリ-	ート貫通部分	及び土中部分	)は、防食テ	ープ巻(1/2重ね	12回巻)とす	-る。
		* ガス管のコンクリート	貫通部分は、	硬質塩化ビニ					
		テープ巻(1/2重ね2)	<u>□台/</u> を施す。						
3. 1. 4	空気調和設備工事の保温	* 共同溝の保温種別: * 暗渠内の空調用ドレン	管の保担・	<ul><li>行う</li></ul>	行わかい	・図番に 1	- A		
		* 保温化粧ケース(冷媒	管の保温外装	): ・使用す	~る・使		·»		
		* 外装材の種別(冷媒管 * 暗渠内のダクトの保温				によろ			
		* 表2.3.2 注11(7)~(4)	のダクト等の	うち保温を行	うもの:	0. 0			
		* 表2.3.2 注12(ア)~(カ) * 表2.3.2 注13(ア)~(コ)				うもの:			
		* 冷媒管の保温化粧ケー	スの材質:				h 1 h / -0\		
		* 管及び機器の保温施工 * ルームエアコンドレン						)	
		* 住宅用換気ダクト(室内用						5㎜) ※図面	iによる
				設計事務所名			工事名称		図面番号
				建築士登録番号				縮尺	凶則番牙
								MH/	
			44	建築士氏名	設計				
			検図	製図	○年○月	3	愛知県建築局公共建	築部公営住宅課	果
				l	ンサンガ	<u> </u>			

	項目	特 記 事 項	
3. 1. 5	給排水衛生設備工事の保	* 共同溝の保温種別: ・ ( ) ・ 図面による * 鋼板製タンクの保温(ふたの部分は保温不要): ※行わない ・ 行う ( ) * 表2.3.5注5(ア)~(火)の管・弁・フランジ等のうち保温を行うもの:     P S 内樹脂管(給水管、絶揚管、追焚き管(高断熱型ペアチューブを使用したものを除く)) * 表2.3.5注6(ア)~(エ)の機器等のうち保温を行うもの: * 表2.3.6 管及び機器の保温施工種別aの場合: ※a1 (シートタイプ) ・ a2 (ジャケットタイプ)	
	保温材の厚さ び防錆工事> 塗料種別	* 保温材の厚さ (空調、給排水衛生設備工事) 寒冷地等で表2.3.7によらない場合:  * 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料: ※JIS K 5516 1種 ・ ( ) アルミニウムペイント塗り塗料: ※JIS K 5492 ・ ( )	
<土工事 4.2.1		■機械編 4章 関連工事■  * 埋戻し及び盛土:・山砂の類 ※根切土の中の良質土 ・他現場の発生土の中の良質土 ・再生コンクリート4  * 建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無 ・ 構内処理 ・ 構内処理 ・ 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称 (所在地): ) (片道運搬時間(時間): ) (搬出条件 (土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報)	砂
	リート工事> 一般事項	: ) 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。 * 設計基準強度: ・18N/mm2 ・ ( ) ※図面による	š
<鋼材工 4.6.2		* スランプ : ・15cm ・18cm ・ ( ) ※図面による  * 屋外部分の鋼材の仕上: ※溶融亜鉛めっき(2種35) ・溶融亜鉛めっき(2種50) ・ステンレス鋼製(SUS 304)  ■機械編 3 編 空気調和設備工事■	)
<住宅用 1.17.2	換気設備> 換気扇類及び換気口等	■ 版域機 3 機 全球品中の取開工学■  ■機械編 1 章 機 材■  * 換気扇類及び換気口の品質・性能: ※図面による ・ ( )  * 換気「部品 (ベントキャップ、パイプフード) の過給気防止機能: ※無 ・ 有 ( )	
1. 17. 3 1. 17. 4	管(ダクト)類継手類	* 換気設備に使用する管 (ダクト) 類の管材: ※図面による ・ ( ) * 換気設備に使用する継手類の種類: ※図面による ・ ( )	
	の製作及び取付け> 一般事項	■機械編 2章 施 エ■  * シールの方法: ・標準図 (施工47、48) による ・図面による  * 多湿箇所の排気ダクトの水抜管: ・設ける ・設けない ※図面による	
<衛生器	具>	* フランジ押さえ金具の取付け:・標準図 (施工44~46) による ・図面による ■機械編 5編 給排水衛生設備工事■ ■機械編 1章 機 材■	
1.1.1	一般事項	* 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び附属部品の品質・性能: ※図面による・・() * 衛生器具の区分及び種類:  区 分 種類 類 備 考  洋風光落とし筋水 I 形便器	
		洗面器     平付洗面器 (大型)       平付洗面器 (小型)       平付手洗器 (大型)       平付手洗器 (小型)       隅付手洗器 (大型)       隅付手洗器 (小型)	
		湯水混合       **シングルレバー式         ・2ハンドル式       **シングルレバー式         ※シングルレバー式       **シングルレバー式         ・2ハンドル式       **シングルンドル式         ・ミキシング式       **・ミキシング式	
		浴室用     ※サーモスタット式     シャワー:※有・無       ・2 ハンドル式       洗面化粧 ユニット     ※一般型       ・洗髪型     鏡、照明、コンセント及び棚付き	
j		* 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部: ・ニッケルークロムめっき仕上げ(JIS H 8617による2級以上) ・樹脂製 ・ステンレス製	

1) 種類: B L 長寿社会対応型 (・A 型 ※B 型) 2) 形状 - 対法 (小法: 外 法: ※B L 1 2 1 6 型 ※B L 1 4 1 6 型 (身障者タイプ) 3) 材質: 下記によるほかメーカー仕様による。 (ただし、身障者タイプに図面による) 4 横成部品仕様 : 下記によるほかメーカー仕様による。 (ただし、身障者タイプに図面による) 天井バネル : メーカー仕様: 点後口 (600×600) 付 壁パネル : ドア神 : アルミアルマイト処理 : ドア : 非常時後出肝戸子又は内囲戸・備島ロック付 浴槽 : F R P 製學用沿槽 (取替可) 要排入治槽・追焚用・塞付 : 追焚用・室中 : 1 1 9 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	I	頁 目		#	寺	記	事	項		
大便器ユニット     大便器ユニット     大便器ユニット     大便器ユニット     大便器ユニット     大便器ユニット     大便器ユニット     大便器    大度	1. 1. 2	衛生陶器及び付属品	* 大便器用便座: ・温水 ・温水電 ・温水電 ・温水電 ・温水電 ・温水電 ・温水電 ・温水電 ・	<ul><li>K洗浄機</li><li>機機</li><li>機機</li><li>機機</li><li>機機</li><li>と</li><li>と</li><li>で</li><li>で</li><li>か</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い<li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li>い</li><li></li></li></ul>	<ul><li>・ きいけい できます できます いきまり できます いきない いきない いきない いきない いきない いっぱい いきない いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっ</li></ul>	・図面方式による (加熱方が加い ※付かが ※付かが ※付けがかい ※付けがかい ※付けがある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	瞬間式) ※		
1.1.3.3 法國器ユニット * 先面器の種類: ※図画による・( ) 結場管:・要 ・不要 * 売間器の種類: ※図画による・( ) * 記憶が : ※図画による * ( ) * 記憶が : ※図画による * ・	1. 1. 3. 1	大便器ユニット	* 大便器の種類及び洗浄 * 配管材 給水管: ※5 通気管: ※5 排水管: ※4	弁の組合せ: 図面による 図面による 国面による 国で排水管	※図面によ ・ ( ・ ( ・ 図面による	る・( ) )	)	)		
1.1.3.4 業績型内物流しニング。	1. 1. 3. 2	小便器ユニット	* 小便器の種類及び節水	装置の組合せ	: • (	)	<ul><li>図面に</li></ul>	よる		
1.1.3.5 その他のユニット	1. 1. 3. 3	洗面器ユニット			(	)	給湯管: •	要 • 不要	要	
	1. 1. 3. 4	壁掛型汚物流しユニット				用水栓及び給液	湯方式: ※	図面による	• (	
1	1. 1. 3. 5	その他のユニット				手洗器コ	ニット: ※	(図面による		
1.1.7 自動水栓 * 電源種別: ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 手動スイッチ: ・有 ・無 * 操作方式: ・手動式 ・電気開閉式 (・センサー式 ・タッチスイッチ式) * ・	1. 1. 4	浴室ユニット	1)種類: BL長寿法 2)形状 (内法 3)材質: Trail (内法 3)材質 : Trail (利 3)材質 : Trail (利 4) 特質 : Trail (利 4) 特別 (利 5) 対策 (利 5) 对策 (利 5) 对策 (利 5) 对策 (利 5) 对策	( 1 1 カース サーラ サーラ ・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・ 2 1 位	型) ** B L 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6型(身障者) (身障者) (身障者) (身障者) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力	プは図面によ り り 焚用・蓋付 用 1 個 型 L=500 2本	イプは図面によう	<b>ప</b> )
1.1.8 大便器用洗浄弁 1.1.14 浴槽 (ポンプ) 1.2.1 揚水用ポンブ(横形) 1.2.2 揚水用ポンブ(横形) 1.2.3 小形給水ポンブユニット ※ 神傷品 フート弁呼び径:・( ) ※図面による 1.2.3 小形給水ポンブユニット ※ 神傷品 フート弁呼び径:・( ) ※図面による 24時間強制ローテーション機能:・有 ・無 ・ 神傷品 フート弁呼び径:・( ) ※図面による 1.2.4 水道用直結加圧形 ポンプユニット ※ 本道用直結加圧形 ポンプユニット ※ 大道用直結加圧形 ボンプユニット ※ 大道用直結加圧形 ・ 大道用主結加圧形・ ※ 図面による ・ ( ) ※図面による ・ ( ) ※図 ・	1. 1. 6	水栓	* こまを組込む水栓の種	類:・(	)	※図面による				
1.1.14 浴槽	1. 1. 7	自動水栓	* 電源種別: ・AC電源	原 ・乾電池	・自己発電	i f	動スイッチ	: • 有	•無	
(ペポンプ)       1.2.1 揚水用ポンプ(横形)       * 付属品 フート弁呼び径:・( ) ※図面による         1.2.2 揚水用ポンプ(立形)       * 付属品 フート弁呼び径:・( ) ※図面による         1.2.3 小形給水ポンプユニット * 制御方式:・吐出し圧力一定制御・末端圧力推定制御・図面による * 運転方式:・( ) ※図面による 24時間強制ローテーション機能:・有 ・無 * 付属品 フート弁呼び径:・( ) ※図面による 1.2.4 水道用直結加圧形 * 水道用直結加圧形ポンプユニット ※ 水道用直結加圧形ポンプユニット ※ 水道用直結加圧形 ※ 水道用直結加圧形 ※ 水道用直結加圧形 ※ 水道用直結加圧形 ※ 水道用直結加圧形 ※ 水道面による ・ ( ) ※図面による	1. 1. 8	大便器用洗浄弁	* 操作方式: ・手動式	• 電気開閉式	弋(・センサ	ー式 ・タッ	チスイッチ	式)		
1.2.1 揚水用ボンブ(競形)       * 付属品 フート弁呼び径:・( ) ※図面による         1.2.2 揚水用ボンブ(立形)       * 付属品 フート弁呼び径:・( ) ※図面による         1.2.3 小形給水ボンブユニット * 制御方式:・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図面による	1. 1. 14		* 浴槽 品質及び性能:	₩JIS A 553	2 (浴槽)	• (	)			
1.2.3 小形給水ポンプユニット*制御方式: ・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図面による *運転方式: ・( ) ※図面による 24時間強制ローテーション機能: ・有 ・無 * 付属品 フート弁呼び径: ・( ) ※図面による * 水道用直結加圧形 * 水道用直結加圧形ポンプ・エット 逆流防止装置 設置位置: ※吸込側 ・( ) ・図面による * 圧力計、連成計: ※図面による ・( ) ※図面による (低水位用電極及び制御ケーブルの長さ: ・( ) ※図面による (低水位用電極及び制御ケーブルの長さ: ・( ) ※図面による * 木道井戸用水中モーターボンフ * 付属品 揚水管の材質: ・( ) ※図面による (低水位用電極及び制御ケーブルの長さ: ・( ) ※図面による * 木中ケーブルの長さ: ・( ) ※図面による * 大中ケーブルの長さ: ・ ( ) ※図面による * ・下C150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による * 建築土登録番号 * 建築土登録番号 * 建築土登録番号 * 建築土登録番号 * 建築土登録番号 * ・関面番号 * ・アロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	< ボンフ . 1. 2. 1		* 付属品 フート弁呼び	径:・(	)	※図面によ	る			
* 運転方式: ・ ( ) ※図面による 24時間強制ローテーション機能: ・有 ・無 * 付属品 フート弁呼び径: ・ ( ) ※図面による	1. 2. 2	揚水用ポンプ(立形)	* 付属品 フート弁呼び	径:・(	)	※図面によ	る			
ポンプユニット * 圧力計、連成計: ※図面による ・ ( )  1.2.5 深井戸用水中モーケーボンフ * 付属品 揚水管の材質: ・ ( ) ※図面による 低水位用電極及び制御ケーブルの長さ: ・ ( ) ※図面による 水中ケーブルの長さ: ・ ( ) ※図面による	1. 2. 3	小形給水ポンプユニット	* 運転方式: • (	) ※[	図面による	24時間	引強制ローテ	ーション機能	::・有・・	Ħ.
低水位用電極及び制御ケーブルの長さ: ・ ( ) ※図面による	1. 2. 4						吸込側 ・	( )	・図面による	
設計事務所名     工事名称       建築士登録番号     縮尺       建築士氏名     数計       愛知県建築局公共建築部公営住宅課	1. 2. 5	深井戸用水中モーターポンフ	低水位用電極	及び制御ケー	ブルの長さ	: • (	) <u></u> %	図面による		
図面番号	1. 2. 7	汚水、雑排水及び汚物用	* ケーシングの材質:	• FC150以	上、CAC406、	SUS304又は	SCS13 · 合	成樹脂製 •	図面による	
建築土登録番号     縮尺       建築士氏名     設計     愛知県建築局公共建築部公営住宅課					設計事務所名	1		工事名称		図面番号
検 製 設計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課				3	建築士登録番号	<b></b>			縮尺	
快					建築士氏名	an				
							6	愛知県建築局公	共建築部公営住宅課	Ŗ

	項目	特 記 事 項
	水中モーターポンプ	* 羽根車の材質 : ・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による * 水中形三相誘導電動機: ・油封式 ・乾式 * 電動機の極数 : ※4極 ※6極 ・( ) * 着脱装置 :・適用する ※適用しない ・図面による ・( ) * 付属品 ストレーナー : ・要 ・不要 ・図面による 水中ケーブル長さ: ・( ) ・図面による
1. 2. 8	消火ポンプユニット	* 付属品 フート弁呼び径: ・ ( ) ・図面による
1. 2. 9	試 験	* ポンプ機器類の騒音測定 測定場所: ※ポンプ室内 ※ポンプ室出入口付近 ※直近住戸 ・ ( )
1. 2. 10	加圧式給水システム	* 品質及び性能: ・ ( ) ※図面による * 圧力制御方法: ※ポンプ回転数制御方式 (インバーター方式) ・圧力水槽制御方式
< タンク 1.4.1	> 一般事項	* 設計用水平震度: ※図面による ・ ( ) * 鋼板製一体形タンク、ステンレス鋼板製パネルタンク、FRP製一体形タンク、FRP製パネルタンク及び貯湯タンク 形状、寸法その他: ※図面による ・ ( ) * タンク (水槽) 品質及び性能: ※図面による ・ ( ) * 鋼板製タンクの塗装 塗料種別     合成樹脂調合ペイント塗り塗料: ※JIS K 5516 1種 ・ ( ) アルミニウムペイント塗り塗料: ※JIS K 5492 ・ ( )
1. 4. 2. 3	鋼板製一体形タンク	* 乾燥方法: ※加熱硬化 ・ ( ) ・図面による * 給水栓用配管の接続口: ・設ける ・設けない ・図面による
1. 4. 2. 4	ステンレス鋼板製パネルタンク(	* 電極棒の切替等によりタンクの容量制限を行う場合の気相部の水位レベル:・( )・図面による * タンク外部の保温 : ・施す ・施さない ・図面による * 給水栓用配管の接続口: ・設ける ・設けない ・図面による
1. 4. 2. 5	ステンレス鋼板製パネルタンク(	* 電極棒の切替等によりタンクの容量制限を行う場合の気相部の水位レベル:・( )・図面による * タンク外部の保温 : ・施す ・施さない ・図面による * 給水栓用配管の接続口: ・設ける ・設けない ・図面による
1. 4. 4	給湯用膨張・補給水タンク	* 給湯用膨張・補給水タンク 乾燥方法: ※加熱硬化 ・ ( ) ・図面による
1. 4. 6	消火用充水タンク	* 本体の材質: ・鋼板製 (エボキン樹脂ライニング) ・ステンレス鋼板製 (SUS304、SUS316又はSUS444) ・FRP製 ・図面による * 付属品 鋼製はしご: ・要 ・不要 ・図面による
<消火機 1.5.1	器> 一般事項	* 屋内消火栓箱(1号消火栓、易操作性1号消火栓)、屋内2号消火栓箱(2号消火栓、広範囲型2号消火栓、補助散水栓)、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱形状、寸法その他: ※図面による ・ ( )
1. 5. 3. 1	送水口	* 送水口: ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 ・図面による * 型式 : ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図面による
1. 5. 3. 2	放水口	* 呼称: ・65 ・50 ・図面による 材質: ・青銅製 ・ステンレス鋳物製 ・図面による
1. 5. 4. 1	屋外消火栓開閉弁	* 材質(地上式): ・鋳鉄製(要部青銅製) ・ステンレス鋳物製 ・図面による
1. 5. 4. 2	屋外消火栓箱	* 材質: ※鋼板 (1.6mm厚以上) ・ステンレス鋼板(1.5mm厚以上) ・図面による * 形状: ※自立形片流れ屋根付き ・ ( )
1. 5. 5	スプリンクラー	* 共同住宅用スプリンクラー設備:  ・「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第17号) ・( )
1. 5. 5. 1	スプリンクラーヘッド	* 閉鎖型スプリンクラーヘッドの種別: ・ ( ) ・図面による
1. 5. 8. 1	泡消火薬剤	* 泡消火薬剤: ※水成膜泡消火薬剤 ・合成界面活性剤消火薬剤 ・図面による
1. 5. 8. 3	感知用ヘッド	* 形式: ・図面による ・ ( )
1. 5. 10. 1	散水ヘッド	* 形式: ・開放型散水ヘッド ・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・図面による
1. 5. 10. 3	送水口	* 送水口: ・青銅製 ・ステンレス製 ・図面による * 型式 : ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図面による 1 の送水区域の散水ヘッド数が 4 以下のもの: ※単口形 ・ ( ) ・図面による
<排水金 1.7.6	具> 排水金物	* 排水共栓: ※ステンレス製 ・黄銅製 ・ ( ) ・図面による
1. 7. 7	通気金具	* 防錆処理(見え掛かり部がねずみ鋳鉄製の場合): ※溶融亜鉛めっき・( )
1. 7. 8	グリース阻集器	* 本体材質: ※ステンレス鋼板製 ・強化プラスチック製(FRP) ・図面による
1. 7. 9	洗濯機用防水パン	* 品質及び性能: ・( )・図面による
	ディスポーザー 排水処理システム	* 投入方式及び粉砕方式: ・ ( ) ・図面による * 排水処理槽の材質 : ・ ( ) ・図面による
<桝及び 1.8.1	一般事項	* 桝等の形状、寸法等: ・標準図 (機材56~63) による ・ ( )
<給排业	衛生機器>	■機械編 2章 施 工■
	一般事項	* 基礎の形式 : ・標準基礎 ・防振基礎 ※図面による 大きさ : ・図面による ・ ( ) 高さ、配筋要領等: ・標準図 (施工26) による ・図面による ・ ( )

2024年9月1日改定 項 目 項 防振基礎のストッパーの形状及び取付要領: ・標準図 (施工29) による ・図面による ・ ( 機器の固定方法: ・標準図 (施工26、29) による ・ ( ) 設計用震度 : ・ ( ) ・2.2.1(4)(7)~(4)による ・図面による 設計用震度 : • ( : 揚水用ポンプ(横形)及び小型給水ポンプユニット、消火ポンプユニットの基礎: 2.2.2.1 揚水用ポンプ(横形)及び ・標準図(施工26、29)による・( 振動絶縁効率: ※95%以上・( 小形給水ポンプユニッ ポンプ周りの配管要領: ・標準図 (施工70) による ・ ( - 揚水用ポンプ (立形) の基礎: ・標準図 (施工26、29) による ・ ( ポンプ周りの配管要領 : ・標準図 (施工71) による ・ ( 2.2.2.2 揚水用ポンプ(立形) ポンプ周りの配管要領: ・標準図 (施工72) による ・ ( 2.2.2.7 消火ポンプユニット 2.2.3.10 風呂がま 給湯器ユニットのALC板への取付方法: ・( ) ※図面による 2.2.4.1 FRP製、鋼板製及び \* FRP製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンクの基礎:・標準図(施工26)による ※図面による ・ ( ) 2.2.4.2 貯湯タンク \* 貯湯タンクの基礎: ・標準図(施工26)による · ( 2.2.4.3 給湯用膨張・補給水タンク\* 給湯用膨張・補給水タンクの基礎: ・標準図 (施工26) による · ( 給湯用密閉形隔膜式膨張タンクの給湯配管に溶解栓を取付ける場合: 2.2.4.4 給湯用密閉形隔膜式 ・標準図 (施工62) による ・ ( 膨張タンク 2.2.4.5 消火用充水タンク 消火用充水タンクの基礎: ・標準図 (施工26) による ・ ( \* 床又は壁に固定する機器: ※図面による ・ ( ) \* 厨房機器の据付け : ・標準図 (施工75) による ・ ( 2.2.6 厨房機器 ■機械編 6編 ガス設備工事■ ■機械編 2章 都市ガス設備■ <機 材> 2.1.1 管及び継手 管材: ※図面による ・( [表6.2.1] 2.1.3 ガス漏れ警報器 外部出力端子: ・有 ・無 ・図面による 計量方式 : ・実測式 ・パルス式 (直読式にパルス発信器を備えたもの) ガスメーターユニット: ・ユニットとしない ※図面による 2.1.7 ガスメーターその他 計量方式 <施 工> 2.2.3.1 一般事項 地中埋設標の設置箇所: ※図面による・( ■機械編 3章 液化石油ガス設備■ 〈機 材> 3.1.1 管及び継手 : 管材: ※図面による ・( ) [表6.3.1] 3.1.3.1 充てん容器 配管要領: ・標準図(施工73)による ・図面による ・( (施工)
3.2.1.4 その他の設備の取付け 充填容器廻りの施行: ・標準図(施工74) ・図面による 3.2.2 管の接合 鋼管の接合溶接部の非破壊検査:・行う(表6.2.3による。種類及び抜取率: )・行わない ■機械編 その他■ 東洋ゴム化工品(株) スピーッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものと 通常状態での試験(常態試験) 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化前後での変化率(硬さ、比重、 埶老化試驗 引張強度、伸び) 圧縮永久ひずみ試験 圧縮による残留歪み 外観、寸法、性能 製品検査 ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明 した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。 特定建設資材の再資源化等 特定建成員的の行員派に等金融工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を 設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

○年○月

ŗ	Į.	目		特	記	事	項		
			の間で確認されたものである	るため、発注者な	バ積算上条件	明示した別表	の事項と別の力	<b>5法であった場合で</b>	も変更
			の対象としない。ただし、	現場条件の変更等	等、受注者のす	責によるもの	ではない事項に	こついてはこの限り	でない。
			また、受注者は、特定建設	設資材の分別解体	本等・再資源化	Ľ等が完了し	たときは、建設	没リサイクル法第18	条第1
			項に基づく報告として、監督	督職員に「再資源	原化等報告書」	を提出する	こと。「再資源	原化等報告書」は、	
			建設企画課のホームページ	https://www.p	ref.aichi.jp	/soshiki/ke	nsetsu-kikaku	/kenchiku-kijyun.h	ıtml
			「建築工事事務の手引・関連	■様式]から入手す	可能。				

(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

# 別表1 建築物に係る解体工事

工	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
程 及毎	<ul> <li>建築設備、内装材等</li> </ul>	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
びの	<ul><li>屋根ふき材</li></ul>	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
解作 体業 方容	<ul> <li>外装材、上部構造部材</li> </ul>	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
	<ul><li>基礎、基礎ぐい</li></ul>	<ul><li>有</li><li>無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
	<ul><li>その他( )</li></ul>	<ul><li>・有・無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>

# 別表 2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替)

т	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
程 及毎	• 造成等	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
	<ul><li>基礎、基礎ぐい</li></ul>	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
びの 解作	<ul> <li>上部構造部分、外装</li> </ul>	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
体業	<ul> <li>屋根</li> </ul>	<ul><li>有</li><li>無</li></ul>	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
方内 法容	<ul><li>建築設備、内装等</li></ul>	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
12.47	<ul><li>その他( )</li></ul>	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>

### 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)

т	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
程	<ul> <li>仮設</li> </ul>	<ul><li>有 ・ 無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
及毎びの	<ul><li>土工</li></ul>	<ul><li>有</li><li>無</li></ul>	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
解作	<ul> <li>基礎</li> </ul>	<ul><li>有</li><li>無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
体業	· 本体工事	<ul><li>有</li><li>無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
方内 法容	• 本体付属品	<ul><li>有</li><li>無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
12.47	<ul><li>その他( )</li></ul>	<ul><li>有</li><li>無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>

### 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所	在	地	
・コンクリート					
・鉄及びコンクリートから成る建設資材					
・アスファルト・コンクリート					
<ul><li>木材</li></ul>			•		

項目		特記	事 項	
	《機械設備工事指	定資材》		
	分 類	指 定 資 材	適 用 範 囲	品質性能基準
		鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー		評価名簿登載品
	ボイラー	鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー		評価名簿登載品
		鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー		評価名簿登載品
	<u> </u>	鋼製ボイラー 真空式温水発生機		評価名簿登載品 評価名簿登載品
	温水発生機	無圧式温水発生機		評価名簿登載品
		チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット		評価名簿登載品
	冷凍機	吸収冷温水機		評価名簿登載品
		吸収冷温水機ユニット 遠心冷凍機		評価名簿登載品 評価名簿登載品
	冷却塔	冷却塔		評価名簿登載品
		ユニット形空気調和機		評価名簿登載品
		ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機		評価名簿登載品 評価名簿登載品
	空気調和機	パッケージ形空気調和機	圧縮機用電動機の出力7.5kw以上	評価名簿登載品
		マルチパッケージ形空気調和機		評価名簿登載品
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	冷房能力28kwを超えるもの(マルチ形除く)	評価名簿登載品
		エアフィルター (パネル形・折込み形)		評価名簿登載品
	空気清浄装置	(パネル形・折込み形) 自動巻取形エアフィルター		評価名簿登載品
		電気集じん器		評価名簿登載品
	全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)		評価名簿登載品
		全熱交換ユニット 遠心送風機(多翼形送風機)	-	評価名簿登載品
	AM, pros torr store	是心达風機 (多異形达風機) 斜流送風機		評価名簿登載品 評価名簿登載品
	送風機類	軸流送風機		評価名簿登載品
		消音ボックス付送風機		評価名簿登載品
	ポップ類	横形遠心ポンプ	(活水田。雄排水田、汗肺田)	評価名簿登載品
	ポンプ類	水中モーターポンプ 立形遠心ポンプ	(汚水用・雑排水用・汚物用)	評価名簿登載品 評価名簿登載品
	がカト仕屋口	吹出口・吸込口		評価名簿登載品
	ダクト付属品	風量ユニット(定風量・変風量)		評価名簿登載品
	自動制御	自動制御システム		評価名簿登載システム
	衛生器具ユニット	衛生器具ユニット		JISマーク表示品または 評価名簿登載品
		FRP製パネルタンク		評価名簿登載品
	タンク	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用	1)	評価名簿登載品
		ステンレス鋼板性パネルタンク(溶接組立形)		評価名簿登載品
		ステンレス鋼板性パネルタンク(ボルト組立形) スプリンクラー消火システム		評価名簿登載品評価名簿登載システム
	消火装置	不活性ガス消火システム		評価名簿登載システム
		ハロゲン化物消火システム		評価名簿登載システム
	厨房機器	厨房システム		評価名簿登載システム
	鋳鉄製ふた	マンホールふた・弁桝ふた		評価名簿登載品
	共通仕様書、工 等(「社会共産権 等(「地区大会社会 ビス地区で、地区で、地区で、地区で、地区で、地区で、地区で、地区で、地区で、地区で、	3仕様書の仕様規定及び試験方法に適 定期的なメンテナンスが必要になる。 監督職員に承諾が得られること。) 1名簿登載品」は、(一社)公共建築協 1することにより、その評価を受けた	質、性能を有するもの及び以下のも性能評価事業」により評価を受けたいう)。ただし、評価書の「納入地 L部品)。ただし、現場において日 合することが証明書等で確認でき、 機材については、メンテナンス(ア 会の「建築材料・設備器材等品質性	のとする。 建築材料・設備機材 2区及びアフターサー Lマーク表示が確認 監督職員の承諾を得 フターサービス)の :能評価事業」の評価
		設計事務所名建築生登録番号	工事名称	図面番号
		建築士登録番号	工事名称	
		建築士登録番号 建築士氏名	工事名称	

	項目	特 記 事 項
	【EV設備工事】	■ 1編 一般共通事項■
		■1章 一般事項■
<総 則	> 適用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、②印のついたものを適用する。②印のない場合は、※印のついたものを適用する。②印と、〇で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。 4. 設計図書の優先順位は、次の1) から5) までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2) から5) に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1. 1. 2	用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏 又は名を記すだけでもよいものとする。
1. 1. 3	官公署等への届出手続等	等*工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
1. 1. 4	工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1. 1. 8	疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)
1. 1. 9	工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
<工事関 1.2.4	「保図書> 工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。
	情報共有システム	B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CDーR又はDVDーR)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督負の指示がある場合はその指示による。 1) 電子媒体(CDーRまたはDVDーR)で完了検査時に1部提出する。 2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影・お配けると共に、特に施工後隠ペい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 2) 工事・1①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影・おの。②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタル工事写真の小県板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小県板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小県板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事享の小県板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小県板情報電子化とついて」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うととがきる。 3) 竣工時:外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 ※発注方式: 発注者指定方式 本工事は、管理教育を電子ネットワーク上で行うことができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子からに交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システム」とは、監督職員及び受注者が高望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の参加・本工事は、「情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上を行うことをいう。 ※受注者が高望する場合を電子ネットワーク上を行うことをいう。 ※受注者を関うの情報を電子を引し、丁を施工のよりに表する。表述監督員を指示することにより業務効率化を実現するシステムは、「対域の情報、電子納品等を電子ネットワーク上を行うことができる。 3) 竣工時に対すると表には、「対域の情報、電子納品等を電子ネットワーク上を行びから手続ないる手続は、「対域の情報、電子がよりまする。表述は、「情報、表述を表述している。表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表
<工事現 1.3.1	出場管理> 施工管理	場合は、その指示による。  * 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日
1. 3. 2	電気保安技術者	改正) によるものとする。 * 電気保安技術者: ・配置する ※配置しない

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 .3.3 施工条件 施工日・施工時間 制限 ・無 ※有( 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: ・ 3 年 7 . ) 休日 (年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ ( : 日) ※図示による 準備期間 · 30日 ※( その他作業不能目 ・ ( : ※無 ・有( 部位別の施工順序 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有( 資機材置場所 置場制限 : ※有( その他・ ( 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 • 受注者希望 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法: ) 1.3.9 発生材の処理等 現場において再利用を図るもの: 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡し等 引渡しを要しないものは、すべて場外に締出し、関係法規に従い適正に処理する。 引渡しを要しないものは、すべて場外に解出し、関係法規に従い適正に処理する。 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・ 製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 ※位子が日本に親したこれを1万分とに任事 10年11分の物品はPCBの混入が最われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド (チオコール) 系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。

1.解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。

2. 事前に建設副産物博報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(②。②)を監督職員に提出する。

① 再生資源利用計画書(実施書)(様式)

② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式)

T事会了には「リサイクルガイドライン」に定める実施書(② ②) の内容をCOBRISに来發展が「事務場所 建設副産物 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リッイクル伝来92米別1項の別家建政工事に該当りる工事は、持貨原化等か元」したとき、同法第18年第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 ・産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト 集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、 廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、 マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、 受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 1. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の取終処分場に嵌入する産業廃棄物につい 棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( 以下の資料は次のIPから入手することができます。 再資源化 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資 材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 撤去時等のフロン等の取扱\*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 分別収集 非飛散アスベスト処分 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: 機器及び材料> 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 .4.1 環境への配慮 .4.2 機材の品質等 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努 めるものとする。 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「 $F \diamondsuit \diamondsuit \diamondsuit \diamondsuit$ 」、「接着剤 等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 及びがルムアルアと下を放散とない物料度用」のいうればとする。 ・リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/ uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 ・「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 ・工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データ 再生資源の利用 1) あいくる材使用状況報告書 (様式8) 2) あいくる材使用実績集約表 (様式9) あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ \* 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材( .4.6 機材の検査に伴う試験 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

○年○月

<施 :	項	目			特	記	事	項			
1.5.4	施工	の検査等	* 見本施工: ※3	<b>尾施しない</b>	<ul><li>実施する(</li></ul>	)					
1. 7. 1	完成	時の提出図書	* 提出図書: ※5	尼成図 ※保全	に関する資料	※設計図	(変更設計図を	と含む)	• (	)	
1.7.2	完成	図等	A. 完成図の種類 1)配置図 B. 次の図面を監サンド和紙 1)設計図(変 C. 完成図のCA ※提出する(・	2) 平面図・ 督職員の指示に 同等品) A 3 版 更設計図を含む Dデータ	・求積図 こよりA3版2 反を作成し、監 g) 2)	<ol> <li>その他 つ折り製本 督職員に提 完成図</li> </ol>	( (合本作成) 出する。	) 及び第二原図	PPC.		
1.7.3		に関する資料	* 保全に関する資	料 提出部数:	※発注者用 2	2部+入居者	新用( )	*	( )	部	
くての1		書類	* 次の書類を監督				~ 71 fm) - 1				
	火災	保険等	1)使用資材( *保険の期間は、 する。)保険の り、保険金受取	工事の目的物の 種類は、建築J	)引渡し日まで 二事事務の手引	とする。 ( き 参考.2		い限り契約上			
		外の労災保険の付係 図書	<ul><li>* 本工事において</li><li>* 工事現場には次</li></ul>	、受注者は法定	E外の労災保険 ⊢る。	に付さなけ					
	建設	業退職金共済制度	* 本工事に関わる を提出しなけれ	自社及び下請負	会社の中にこ	の制度を使	用する者があ	る場合は、同	制度に加		納書
	工事	中の安全管理	工事完成後、速 * 南海トラフ沿い 情報」が発表さ 対し、必要な安	の大規模な地震 れた場合、受済 全対策措置がま	₹発生の可能性 注者は、継続的 ₹施されている	が平常時と に地震関連 かの確認、	比べて相対的 情報の収集に	に高まった旨 努め、工事中	の「南海」の建築物	及び仮設物等に	に
	工事	調査への協力 コスト調査の協力 水費	認を行うなど、 * 本工事が、公共 * 本工事が低入札 しなければなら 本工事の一部を * 施設管理開始ま	事業労務費調査 価格調査制度の ない。なお、コ 下請けする場合	至、共通費実態 )調査対象工事 コスト調査にお けは、下請負者	調査等の対 となった場 ける作業内 についても	合は、工事完 容等について 工事コスト調	了時に県が行 は別途、監督 査等の協力を	なう工事 職員の指 得ること	コスト調査に 示による。ま; 。	た、
		住宅瑕疵担保責任	* 「特定住宅瑕疵 ・要する	担保責任の履行	<b>丁の確保に関す</b>						<i>⊲</i> °
	工程	表・請負代金内訳書	* 愛知県公共工事 内訳、科目別内 健康保険、厚生	請負契約約款第 訳まで作成し、 年金保険及び履	第3条第1項に 工事請負契約 雇用保険の法定	締結後14日 福利費を明	以内に監督職 示すること。	員に提出する	こと。な	お、内訳書に	は、
	騒音	・振動対策	* 愛知県公共工事 * 「建設工事に伴 する。また、騒 については、「 械を使用する。 作業名:	う騒音振動対策 音規制法、振動	き技術指針(建 助規制法の規制	設大臣官房 の対象とな の指定に関	技術審議官通 る作業(特定	達)」及び関 建設作業)及	連法規の び下記に	規定を厳守し 指定した建設	施工 機械
	LH. 111	>> 1.1 Are TO 1.7-b =0.1 1/4 1.	作業名:	7±=0.4%1.4 ~ ~ 7=0	- v+n	建	設機械名:				
			(対象規制	ックホウ、車輌 類、ホイルクレ 値:排出ガスネ	会式トラクター レーン(いずれ 対策型建設機械	ショベル、 もディーゼ 指定要領 (	ルエンジン出 国土交通省総	力7.5~260KW	7) )		
	貨物	目期単等の単種規制	* 貨物自動車等の (https://www. * 工事場所が「自 使用抑制等に関 抑制に努めるも	pref.aichi.jp 動車NOx・F する要綱」(愛	/soshiki/onda PM法」の規制	nka/000003 対象地域内	4411.html) においては、				
	特定	特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽さい。 を注者は、 軽さい を いっした 場合、 提示した 場合、 提示した 関係法令等を	を燃料とする特 作等に関する事 なければならな なければならな	■業者または団 はい。また、監 はい。なお、軽	体が推奨す 督職員から	る軽油(ガソ 特定特殊自動	リンスタンド 車に使用した	等で販売 燃料の購	されている軽 入伝票を求め	油を られ
		体系図の掲示	* 下請契約を締結 衆が見やすい場	する場合におい 所(仮囲いなと	ヽては、下請金 ご)に掲示する	0	,				び公
	上事	の下請負	5) 下請負者は	工事の施工につ、 、当該下請負工 、建設業法に基 愛知県の競争ノ 間中でないこと	Dき総合的に企 上事の施工能力 基づく営業停止 人札参加資格者 こ。 前う調達契約か	画、指導及 を有するこ の期間中で である場合	び調整するも と。 ないこと。 には、愛知県	のであること 建設工事等指	名停止取	扱要領に基づ	
	施工	体制	<ul><li>* 施工体制につい</li><li>* 建設業法第24条 項に変更が生じ</li></ul>	ては「施工体制 の8第1項の規	側の適正化に向 見定により作成 ffたに作成され	した施工体 たものを含	制台帳(同項 む。)の写し	の規定により	記載すべ		た事
	現場	代理人等	* 現場代理人(現 者においては、 * 契約約款第11条 書)により、監	場責任者)にま 受注者との直接 に規定する現場	3いては、受注 後的かつ恒常的 場代理人、主任	者との直接 な雇用関係 技術者(監	的な雇用関係 があること。 理技術者)の	通知は、所定	の様式(	現場代理人等	通知
			技術者を定めた * 受注者は、主任 技術者務語でいる 事契約締結後5 者に提出するこ	技術者について 同施行令第28第 場合にあってに 日以内に、現に と。	「建設業法施行 ◆及び第29条の は、所定の様式 ご施行中の工事	規定に基づ により兼務 については	き監理技術者 届を作成の上 原則兼務期間	補佐を専任で 、新たに契約 の始期より前	配置することでは、配置することでは、監督	ことにより他のについては工職員を通じて	の工 事請 発注
			* 監理技術者の兼 要件について」 (https://www		5.						3置
			(110 cps · / / www.	р. от. итОпт. ЈР.	, SSSHIMI / NUIS	CODG NINGN	a, naronigijy	a coao janosei	11 UIII 1	~ > m/	

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 事故報告 I 事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 やかに提出する? 石綿含有仕上塗材の 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去 工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 除去・補修、 既存壁等への作業 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)・対象外工事)とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 契約後VE 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。 [工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事 目的物をVE提案の対象としない場合] ・ ( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] ・ ( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで CCUSの活用 に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 〈仮設工事> ※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。 (縄張り、遣方、足場等> 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き 方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、 建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 定が1Fボロ、1827回1、宝玲型隊で入事のた物及い表開機性を改直する。 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用 器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) 仮囲い : ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: 〈仮設物> A. 監督職員事務所 \* 監督職員事務所: ・設ける ※設けない \* 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 2.3.1 監督職員事務所等 1)床: 合板張り又はビニル床シート張り 2)壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 日 | 保事哺品・ ・ パン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機 ・ インターネット設備 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 \* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、 佐設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 工事PR看板:・設置する ※設置しない 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督 \* 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない 建設現場標識の設置 《建設現場標識 共同設置の例》 工 事 名 〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) エ 期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇〇〇 工事施工者 〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 . . . . . 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

т		特 記 事 項
	ж г	■機械編 9編 昇降機設備工事■
		■機械編 1章 一般事項■
<総則> 1.1.1	一般事項	* 回生電力備蓄システム: ・使用する ・図面による
		■機械編 7章 住宅用エレベーター■
	マシンルームレス型エレヘ 一般事項	
1.2.1	73. 7 . 7.	形 式 積載量 定員 定格速度
		<ul> <li>※RU-9-2S-45 (T,W,Q,F)</li> <li>600kg</li> <li>9名</li> <li>45m/min (10階以下)</li> <li>・RU-9-2S-60 (T,W,Q,F)</li> <li>600kg</li> <li>9名</li> <li>60m/min (11階以下)</li> </ul>
7 0 0	甘士仕梓	
7. 2. 2	基本仕様	* 運転操作方式 : ※方向性乗合全自動乗捨て方式 ・群乗合全自動方式 (2 台併設時) ・全自動群管理方式 (3 台以上併設時) * 基準階帰着機能:・付加する ※付加しない ・図面による
		* 耐震施工 耐震安全性の分類(耐震クラス): ※A14 ・S14
		*電源盤・制御盤 設置位置 : ※昇降路内 ・乗場
		高調波対策 : ※図面による ・適用する 動力計測用電力量計: ※図面による ・設ける (パルス発信機能付き) ・設けない
		制御装置の機能 : ※図面による ・表9.2.2による * かご かご内正面の幅木: ・設置する ※設置しない ・図面による * 恋 が かご内正面の幅木: ・設置する ※設置しない ・図面による * 恋 は かんと * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
		* 乗場枠の仕上 : ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ・図面による ※メーカー仕様による
		* 乗場の戸の仕上: ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ・図面による ※メーカー仕様による
		* 電気配線・配管 保守遠隔監視用(電話回線)配管・配線: ※図面による ・ ( )
7. 2. 3	付加仕様	* 基本仕様にオプションを設ける場合: ※図面による ・ ( )
		* 停電時救出運転装置 帰着階 : ※図面による ・最寄り階 ・避難階 * 火災時管制運転装置 火災報知設備との連動: ※行う ・ 行わない ・ 行わない
		* エレベーター内防犯カメラシステム: ※設置する(仕様:下記による) ・設置しない 1) 撮影機能: 広角レンズ付きデジタルカメラ、解像度25万画素以上
		<ul> <li>2) 録画機能: デジタルハードディスク等記録装置、記憶容量30GB以上</li> <li>3) その他: 外部接続端子(モニター、レコーダー、コンピューター等を接続すれば画像の確認及び抽出</li> </ul>
		画像のバックアップが可能なもの)、防犯カメラ設置表示ステッカー (乗降口及びかご内) 4)フリッカ補正機能の有無: ※図面による ・有 ・無
		* 中間ビーム: ・図面による ・ ( ) * 各階強制停止装置: ※適用する ・適用しない
		作動時間: 0:00~6:00(外部からの呼びでも機能すること) 次の夜間各階停止運転表示板を建物出入口階EVホール及びかご内に設置する。
		夜間各階停止運転について 乳白色アクリル板5 t このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運 表面より文字刷込
		転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り 替わります。目的階へ行くのに多少遅れます 点字付き
		が、ご協力ください。 (各階停止運転を行う時間)
		深夜0:00~午前6:00
		監督職員の指示する期間、養生力バー (マグネット式)及び保護マットを施す。 * 自動診断仮復旧運転:・適用する・適用しない・図面による
		* その他: 下記の事項を適用する
		かご内操作盤上部に取付ける。昇降かごの上部に、作業上便利なように運転停止用スイッチを取付ける。
7. 2. 4	福祉型仕様	* 専用乗場ボタン : ※適用する ・適用しない * かご内専用操作盤: ※適用する ・適用しない
		* かご内手すり : ※適用する ・適用しない * かご内鏡 : ※適用する ・適用しない
		* かご出入口検出器: ※適用する ・適用しない * キックプレート : ※適用する ・適用しない
		* 視覚障害者用装置: ※適用する ・適用しない
7. 2. 6	別途工事	建築工事 電気工事
		昇降路築造工事         ※           各階出入口の穴明け工事         ※
		乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事 ※ ピット内防水工事及び排水設備工事 ※
		動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事 ※ 昇降路ビット内点検用コンセント設置工事 ※
		昇降路の煙感知器設置工事 ※
		1) 別途工事については、各工事関係者と十分な打合せ等を行い、本工事を遺漏なく完了する。
		2) 電源引込み工事については、動力用及び電灯電源の制御盤の一次側までの引込み工事及びアース工事(配管配線並びに受電用一次端子への接続まで)とする。
		3) 戸か一仕様の都合により制御盤の電気工事の追加施工が必要となる場合は、エレベーター工事にて施工する。 4) 追加のインターホン工事に必要な配管・配線はエレベーター工事にて施工する。
	7.00	5) 昇降路内の機器の配置と突出物に対する保護措置はエレベーター工事にて施工する。
	その他	* 乗用エレベーターに要する設備一切をなすものとして、監督職員の指示に従い遺漏なく期日までに、手続き、 施工、試験並びに官公庁の竣工検査の一切を完了する。また、設計図又は仕様書において、これらの手続き
Ь		等を完全に果たし得ない疑義を発見した場合には、直ちに監督職員と協議の上でその指示を受ける。

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 各部の製作図面及び意匠仕上げの見本を監督職員に提出し、承認を得て着手する。 ・本工事に使用する材料は、日本工業規格に適合するものとする。 機械レール及びブラケット等の据付にあたっては、運転時の騒音防止に特に留意する。 : インターホンは組込型とする。 : カゴ内コンセント(100V)を設置する。 ペーパーン に、「NOVI/C ax E 19 30。 巻き上げ機は建物最下階 F L よりも上部に設置する。 かごの戸 : ※防犯窓有(ガラス表面とかごの戸と段差0mm) ・窓無 トランク部: 内に積載容量を表示する。 : 所要照度は平均水平面照度501x以上とする。 : 照明 : 所要照及は十級小平間照及の以及してする。
: 乗場の戸 : ※防犯窓有(ガラス表面とかごの戸と段差0mm) ・窓無
: インターホン連絡箇所: 図面による(設置高さは、1m以下とする。)
エレベーターの故障でかご室内で缶詰状態になった場合に、外部インターホンと連絡するか、万一連絡でき ないときは電話回線により自動的に保守会社に連絡して通話(通報)できるシステムを取付可能な仕様とする。なお、この場合電話回線の開設及び維持は、保守契約に含む。 エレベーター安全装置設置済マークを表示すること。 表示: 次のプレートを取付ける。 エレベーターの安全な使い方 I エレベーターの中では 1.操作盤は必要なもの以外はさわらないようにして 透明アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み後 1. 探げ強は必要なもの以外はさわらないようにしてください。 2. エレベーター内で跳んだり、はねたりしないでください。途中とじこめられることがあります。 Ⅱ エレベーターの扉は 1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり 面白色塗装 点字付き 1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしめたりしないでください。
2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください。
Ⅲ エレベーターが故障とか停電のときには
1. 途中で止まってとじこめられてもあわてることなく又無理に外に出ようとしないでください。
(停電の場合非常灯がつきます)
2. ブザーが鳴っている場合はエレベーターは故障です。エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください。
W エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください。 エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡してください。 会社名 電 話 平 日 夜間·休日 【かご内注意銘板】 ご利用の皆様にお願い

1. インターホンボックスの中のベルが鳴ったときはエレベーターに異常が発生したときです。

2. ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけインターホンをお取りください。

3. かごの中の人と話し、ただちに下記サービス会社まで連絡してください。 乳白色アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 上まで連<sup>2</sup> -会社名 電 話 平 日 夜間・休日 【インターホン取扱注音銘板】 (インターホンBOX設置階に限る) 非常時通話(通報)管理システム

非常時通話(通報)システムを契約する場合、電話回線申込手続き及び毎月の利用料金を含めた必要な経費を その保守管理契約に含むこと。

### ■機械編 その他■

東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を 用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ 化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の

試 験 名	計 測 項 目					
通常状態での試験 (常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び					
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、 引張強度、伸び)					
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み					
製品検査	外観、寸法、性能					

ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明 た場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではな

設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 縮尺 建築士氏名 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 〇年〇月

Ŋ	•	目		特	記	事		項			
<共通事項1.1.1		F]	■ 1章 一般共通事項■  1. この特記事項以外は下記 1) 愛知県財務規則 3) 公共住宅事業者等連絡 4) 関係法令及び諸工事と 2. 特記事項は、〇印のつい、〇の印と、〇で囲まれた※ 3. 本工事に使用する資材は 4. 設計図書回答書(2) から 2) 現場説明書 3) 特 4) 図面 5) 公	2) 工事 協議会編集 公乗知 を 5) 愛知 たものを適用合は たものる気設備工事 、、「電気から5) に対するもの もがある。	請負集 集生 東東 東東 東東 東東 東京 東京 東京 東京 東京 東京	共通仕 質管場 場合は がい がおり	様書(要談し、 機設に 機設に とまれる とまれる とまれる とまれる とまれる とまれる とまれる とまれる	(令和 4 印のつい 備工事指 る。	年度版たもの	页) のを適用する。 け」による。	
1. 1. 2	用語の定義	Š.	* 公共住宅建設工事共通仕様 「書面」とは、発行年月日 又は名を記すだけでもよい	が記載され、記名							ず、氏
1. 1. 3	官公署等へ	の届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に	当たり、関係官公	署その他の関	係組織	<b>への</b> 。	必要な届	出手続	売等を遅滞なく行う。	
1. 1. 4	工事実績情	<b>育報の登録</b>	*請負代金額が500万円以上の に、工事実績情報の登録を に従って)受けた上、行う を、監督職員へ提出する。	、その内容につい	て監督職員の	確認を	(JAC	CICの様:	弌 「登針	録のための確認のお	願い」
1. 1. 7	関連工事等	その調整	# 整 種 ( 横 i フロアードレ 4 照 明 器 キャーターラー	明及び補       ビスリース       集気レジ補       一プ構造水       ブラトス       けのトス	イン 強トプタ強 入確理 開 エチ	樂 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	気 :	給 ガ 排 水 ス ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	構	 	
			同 上 用 リ 水 道 用 集 中 同 上 結 線 中 同 上 結 線 エレベーター! エレベーター! この項に該当しないもの及 1): 昇降路築造工事、各! ピット内防水工事及: 動力用照明用の電源 昇降路の煙感知器設!	検 診 配 管	整 *1 *2 れるものは別途 事、乗場関係 とをいう。 ま工事昇降路ピ ンデナンス用	協議す 機器取り ツト内の 電話配	※ つる。 付後の 点検用 で	ヨンセン 己線工事の	/ト設備 )ことを	龍工事、 という。	
1. 1. 8	疑義に対す	る協議等	* 設計図書に関する疑義は、 * 設計図書について監督職員 によるほか「愛知県建設局 「愛知県建築局設計変更ガ (https://www.pref.aichi	と協議を行った結 ・都市・交通局・ イドライン」に定	果、設計図書 建築局設計変 めるところに	の訂正 更事務 よる。	又は?	変更を行 要領」	う場合 (令和34	かけ置は、契約書の	
1.1.9	工事の一時に係る事項		* 工事の一時中止の場合の措 1) 契約約款第21条の規定 管理等に関する基本計 なお、基本計画書には 器具等の確認に関する 2) 工事を一時中止する場	により工事の一時 画書」(以下「基 、中止時点におけ こと及び工事現場	中止の通知を 本計画書」と る工事の出来 の維持・管理	受けた いう。 高、 関す	場合( ) を ) 員の( る基)	は、「エ 提出し、 体制、労 本的事項	事一時 発注者 働者数 [を明ら	宇中止に伴う工事現場 その承諾を得るものる な、搬入材料及び建調	とする。
<工事関係	系図書> 実施工程表	ş		こ 月 日)	※ 無	<i>&gt;□1111</i>	rn I	, , ,	U		
1. 2. 4	工事の記録	•	A. 本工事は電子納品の対作成 ・ 対象となる成果品の作成 ・ 管理情報基準(案)」(htt 電子納品チェックリフトン ・ の、 ・ の、 ・ の、 ・ に、 ・ の、 ・ に、 ・ に 、 ・ に 、 に 、 に 、 ・ に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 ・ に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に	工事とする。 については、「 ps://www.pref.ai ps://www.pref.ai については、健体(ソ ではな、一 になな、関策等を行により にはそのVD-R) がイドライシ」に がエアの手もの がよりを がよりを がよりを がよりを がよりを がよりを がよりを がよりを	知県電子納品ichi, jp/site/t 書類に同様のCDーR又は フする面。で電子 で完子検査時とで完了検査時と で現地するにおけ	cals/d 内 V V D M	lensir lensir に した なる 提格を も 出納参	nohin. ht した 1 した 2 またい この まっと でいる かっと がった。	mlを省る注は「は。	会照)に基づく。ただるできるものとする。 所は、検査時(中間相以下を基本とするが と対象を基本とするが	うし、 検査、

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 3. 上来ナスペン取取ペワ州、バン谷、 なめ寺は「正のしこおりとう る。
1) 着工前: 工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。
2) 工事中: ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ペい
又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。
記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日
②監督職員の指示により、適宜提出する。 ○監官喊員∪相示により、週且提出する。
※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。
※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照) により行うことができる。
3) 竣工時:カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 3) 竣工時:カフーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。

\* 発注方式: ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、
文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。
※受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の
費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、
文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。

1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 情報共有システム 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス テム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある 場合は、その指示による。 <工事現場管理> .3.1 施工管理 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 という。) の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」 (令和6年3月26日 改正) によるものとする。 1.3.3 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.5 施工条件 施工日・施工時間 制限 : ※無 ・有( 部位別の施工順序 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有( ) ・無 資機材置場所 置場制限 : ※有( 週休2日制工事 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 • 受注者希望 その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 1.3.10 施工中の環境保全等 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関す る条例」による措置・無・有(詳細は図面による) 1.3.11 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物:・有(処理方法: ) 現場において再利用を図るもの: 現場において再利用を図るもの:
引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。
引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。
PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 引渡し等 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)
上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
.解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。
. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)と登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。
① 再生資源利用計画書(実施書)(様式))
② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2)
工事会で時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の次をCOBPISに登録のバエ事務総称 建設副産物 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証 明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること 頃に基つく報告として、監督職員に「再貨源化等報告書」を提出すること。 ・産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト 集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、 廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、 マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、 受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

J	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	特 記 事 項
	<u> </u>	5.本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。
	再資源化	* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 ( )  * 以下の資料は次のIIPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp
	増土性質のフェン質の取り	再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/stoc/dicte/、com/do inteps://www.kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] *「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。
<材 料:	分別収集 非飛散アスベスト処分	* 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: )
1. 4. 1	環境への配慮	*「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や 耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1. 4. 2	材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。
	再生資源の利用	* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 *「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの窓定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 *工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データ
<完成図	Actr <	を監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手 することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
1.7.1	完成時の提出図書	* 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図 (変更設計図を含む) ・ ( )
1.7.2	完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 1)配置図 2)平面図・求積図 3)その他 ( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本 (合本作成)及び第二原図 (PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。 1)設計図 (変更設計図を含む) 2)完成図 C. 完成図のCADデータ
<その他)		※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない * 保守指導書(共用部分): ※提出する ・提出しない
	提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材 (機材) 一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの * 東洋ゴム化工品(株及びニッタ加工品(株で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。
		試験名 計測項目 通常状態での試験(常態試験) 硬さ、比重、引張強度、伸び
		熟老化試験 熱老化前後での変化率(硬さ、比重、 引張強度、伸び)
		圧縮永久ひずみ試験     圧縮による残留歪み       製品検査     外観、寸法、性能
	火災保険等	ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明 した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間と する。)保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」によ
	法定外の労災保険の付保 常備図書	り、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。
	建設業退職金共済制度	公共住宅建設工事共通仕様書〔令和4年度版〕(「機材の品質・性能基準」を含む。) * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書 を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。
	工事中の安全管理	工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全分策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認と伝えない。
	各種調査への協力	認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。
	工事コスト調査の協力	* 本工事におりる不利利用が似に保助する制量に協力をすること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
	光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	** 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。  * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託:  ・要する ※要しない
	工程表·請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。) は、種目別 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。
	騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 建設機械名 作業名 建設機械名 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし 排出ガス対策型建設機械 (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 抑制に努めるものとする。 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特定特殊自動車の燃料 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油 (ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められ た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 施工体系図の掲示 衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する ポルス・ソ 小の川 (以四いなど) (土肉かりる)。 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 工事の下請負 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有するこ。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でな 14日 6 正列向下 3 公司によっている。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者であること。 施工体制 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術 現場代理人等 者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたときも同様とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理 技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請 負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置 要件について」のとおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.htmlを参照) 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 やかに提出するこ 石綿含有仕上塗材の 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去 工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 既存壁等への作業 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事 (契約金額が250万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事 ) とする。 契約後VE 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。「工事全体をVE提案の対象とする場合」 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事目的物をVE提案の対象としない場合]
・ ( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] CCUSの活用 に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 〔縄張り、遣方、足場等> 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ・建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 2.2.4 足場等 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による定場の組立(等の作業に関する基準」の2の(1)手すり始直で 方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、 建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用 器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) トスものとする 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号 設 計

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

項目	特 記 事 項
∠ I = 31, 4L >	* 仮囲い : ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設:
< 仮設物 > 2.3.1 監督職員事務所	等 A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所: ・設ける ※設けない * 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 * 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り
建設現場標識の	* 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1)標準備品:机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2)選択備品:・パソコン・プリンター・FAX・複写機・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板:・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする)・設けない
	《建設現場標識 共同設置の例》
	工 事 名 ○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) ・・・・・ ・・・・・  工 期 ○年○月○日から ○年○月○日まで 発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 ○○○○ 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○設備株式会社
	■建築編 3章 土工事■
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	
3.2.5 建設発生土の処	理 * 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 * 建設発生土の処理 * 構内処理 ・ 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称 (所在地): (
	建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
- Int - Int -	■建築編 5章 鉄筋工事■
<材料> 5.2.1 鉄筋	* 鉄筋 ※JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・図示による * 種類の記号 ・SR235 ・SR295 ・SD295 ・SD345 ・SD390 ・図面による
5.2.2 溶接金網 <加工及び組立>	* 鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※図面による ・ ( )
	* 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.2 加工	* 90°未満の折曲げ内径直径:
5.3.4 継手及び定着	* 鉄筋継手: ※ 重ね継手(D16以下) ※ガス圧接継手(D19以上) ・機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法: ※折り曲げ定着方法 ※図面による ・機械式定着 ・ ( ) * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ。 <ガス圧接>	及び間隔*鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ : ・表5.3.6による ・図面による ・( )
	第の試験 * 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が 発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。 * 抜取試験: ※超音波探傷試験 ・引張試験
<共通事項>	■建築編 6章 コンクリート工事■
6.1.2 基本要求品質	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「圇マークを取得 切に実施できる工場から選定しなければならない。 <コンクリートの種類及び品質> 6.2.1 コンクリートの種類 適用箇所及び施工時期: ※図面及び監督職員と協議による 気乾単位容積質量による種類: ※普通コンクリート ・軽量コンクリート 国土交通大臣認定コンクリート (建築基準法第37条第2号): 設計基準強度(Fc): ・普通コンクリート ( ) N/mm2 ・軽量コンクリート ( ) N/mm2 ・図面による (設計基準強度の基準値:普通コンクリート48N/mm2以下、軽量コンクリート27N/mm2以下) 6.2.2 コンクリートの強度 6.2.4 ワーカヒ゛リティー及びスランプ゜ : コンクリートの荷卸し地点によるスランプ: ※表6.2.2による ・( ・合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別: ・A種 ※B種 ・C種 6.2.5 構造体コンクリートの仕上り [表6.2.4] コンクリートの仕上がりの平たんさの種別: ・a種 ・b種 ・c種 [表6.2.5] <コンクリートの材料及び調合> 6.3.1 コンクリートの材料 セメントの種類: ・普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種) - 高炉セメントA種 ・シリカセメントA種 ・フライアッシュセメントA種 ・エコセメント 適用箇所 高炉セメントB種: (すべて) フライアッシュセメントB種: 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材: ・ 使用する ※ 使用しない・ 使用する ※ 使用しない 銅スラグ細骨材: 電気炉酸化スラグ骨材: ・ 使用する ※ 使用しない 再生骨材H: ・ 使用する ※ 使用しない \* 構造体強度補正値(S): ・図面による ※表6.3.2による \* 6.3.2(4)(f)①~③以外の混和材料: 使用方法( ) 使用量( ) 6.3.2 コンクリートの調合 <コンクリートの品質管理> 6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量\* アルカリ総量: 3.0kg/m3以下とする。 <コンリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め> 6.6.4 打継ぎ \* 目地寸法: ( ) mm < 養 生 > 6.7.2 湿潤養生 <型 枠 > 普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間: ( ) 日以上 3.8.1 型枠一般 \* 外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む)の打増し厚さ: ※図面による \* ひび割れ誘発目地: 位置( ) 形状( ) 寸法( ) …… ・せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 : ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示によるコンクリート打放し仕上げ以外の場合: ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による 6.8.2 材料 ブ以外の場合: ※コンクリートの品質を確保できるもの : ・6.8.2(2)(ア)によるもの ※6.8.2(2)(イ)によるもの ・ ( せき板 合板の場合 種別 : ※12mm ・ ( ) mm : ・使用する (使用箇所: ( 合板の厚さ ) ・使用しない) ※使用しない 断熱材を兼用した型枠材 : ・使用する(使用箇所: ( MCR工法用シート (軽量コンクリート> 6.10.1 一般事項 軽量コンクリートの適用箇所: ※図面による 6.10.2 種類及び品質 軽量コンクリートの種類:・1種・2種 気乾単位容積質量: [表6.10.1] スランプ: ※21cm ・図面による ・ ( <寒中コンクリート> 6.11.1 一般事項 適用期間: ※JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」・( 6.11.2 材料及び調合 構造体強度補正値(S): ※6.11.2(3)(7)による ・積算温度を基に定める( (無筋コンクリート>6.14.1 一般事項 ・コンクリートの種類: ※ 普通コンクリート ・図面による ・ ( \* 設計基準強度: ※18N/mm2 · ( )

\* 次ランブ: ※15cm ※18cm · ( )

\* 適用箇所: ※図面による · ( ) ■建築編 21章 排水工事■ <屋外雨水排水> 21.2.1 材料 \* 材種、種類・記号、呼び径等: ・図面による ・( [表21.2.1] \* 側塊の形状、寸法 : ・図面による ・ (\* 排水桝、ふたの種類等 : ・図面による ・ ( ) 設計基準強度: ※18N/mm2 図面による スランプ : ・15cm ・18cm ・ 鉄筋の種類等: ・SD295A 図面による 図面による 凍上抑制層の材料: 砂の粒度試験:・行う 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 縮尺 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

○年○月

項	目	特 記 事 項	
		* 埋戻し材料種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土	[表3.2.1]
21. 2. 2	施工	* 現場打ち排水桝の足掛け金物の材料: ・ ステンレス製(幅400mm、径22mm) ・ 鋼製(径22mm、防錆 ・ 合成樹脂被覆加工を行ったもの(径19mm) ・ 図	
		* 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・ () * 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・ () * 継手: ※接着剤 ・ゴム輪 * 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による	囲にみ の
<街きょ、 21.3.1	縁石及び側溝> 材 料	* 縁石の種類、形状、寸法等 : ・図面による ・ ( ) * 側溝の種類、形状、寸法等 : ・図面による ・ ( )	[表21.3.1]
21. 3. 2	施工	* 砂利地業の厚さ: ・100㎜ ・図面による ・ ( )	
<路 床>		■建築編 22章 舗装工事■	
		* 路床 (1) 凍上抑制層 : ・適用する(厚さ ) ※適用しない (2) 透水性舗装に用いるフィルター層: ※適用する(厚さ: 図面による) ・適用しない (3) 路床安定処理 : ・適用する(厚さ 方法 ) ※適用	しない
22. 2. 3	材料	* 盛土種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 * 凍上抑制層に用いる材料: * 透水性離装のフィルター層に用いる材料: 図面による * 砂の粒度試験: ・実施する ・実施しない * 路床安定処理用添加材料 種類: ※普通ポルトラント゚セメント B種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号	[表3. 2. 1] [表22. 2. 1]
22. 2. 4	施工	* 添加材料による路床安定処理:・( ) ・図面による	
	試 験	* 路床土の支持力比 (CBR) 試験: ・実施する ・実施しない * 路床締固め度試験: ・実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施) ・実施しない * 現場CBR試験: ・実施する ・実施しない	
<路盤> 22.3.2		* 路盤の厚さ: ・ 図面による ・ ( )	
22.3.3	材 料ルト舗装>	* 路盤材料: ※RC-40 (透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 ・ ( )	[表22.3.1]
		* アスファルト舗装の構成及び厚さ: ・図面による ・ ( ) * 平坦性: ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ ( )	
22. 4. 3	材料	* 再生アスファルトの種類 : ・60~80 ・80~100 ・図面による	[表22.4.1]
22. 4. 4	配合その他	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類: ・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F)	[表22.4.4]
22.4.6 < コンクリ	試 験 ート舗装>	* アスファルト混合物等の抽出試験: ・実施する ・実施しない	
		* コンクリート舗装等の構成及び厚さ、: ※図面による ・ ( ) * 歩行用コンクリート版の厚さ: ※70mm ・ ( ) ・図面による	
22. 5. 3	材料	* コンクリートの種類 : ※普通コンクリート ・( ) ・図面による * オンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法: ・図面による ・表22.5.1による ・( * 早強ボ かうパ さパト: ・使用する ・使用しない ・図面による * 注入目地材 : ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・図面による	) [表22. 5. 2]
22.5.4 <カラー舗		* コンクリート版の目地の種類及び間隔: ※図面による ・表22.5.3による目地を設ける ・ ( * 目地の構造: ※図面による ・図22.5.1による ・ (	)
		* 種類: ・加熱系 ・常温系 ・図面による * 加熱系カラー舗装 構成及び厚さ : ※図面による ・ ( ) 表層に用いる結合材の種類: ※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 * 常温系カラー舗装 : ・図面による ・ ( ) 着色部の下部: ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図面による	・図面による
22. 6. 3	材料	* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石: ・図面による ・ ( )	
22. 6. 4		* 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量: ・図面による ・ ( * ニート工法、塗布工法の配合、その他: ・図面による ・ (	)
		* 舗装構成: ※図面による ・ ( ) 平坦性: ※著しい不陸がないこと ・ (	)
	舗装の構成及び仕上り	* コンクリート平板舗装の目地材: ・砂 ・モルタル ※図面による * 舗石舗装の基層: ・アスファルト混合物 厚さ: ・50mm ・ ( ) ※図面に ・コンクリート版 厚さ: ・70mm ・ ( ) ※図面に * コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材: ・砂 ・空練りモルタル ・図面による * 平坦性: ※平板等間の段差3mm以内 ・ ( )	こよることも
22.8.3		* コンクリート平板 種類、寸法: ※図面による・( )	
22. 9. 2		* 種別 通路: ※A種 ・B種 建物周囲その他: ・A種 ※B種	[表22.9.1]

		1					2024年9	月1日以正
Ą	頁 目	■74.65 € ○○左 4-4			2	事	項	
23. 1. 3	植栽地の確認等	■建築編 23章 植栽、 * 土壌の水素イオン濃度 * 電気伝導度 (EC)試験	(pH) 試験:	・行う	・行わない			
∠ Let +N ±± n	r. <	* 电気伝导及 (EC)試験 * その他の試験	:	・ ・ 行う (試験	・1147ない 験方法:	)	・行わない	
<植栽基盤 23.2.2	E.> 植栽基盤一般	* 植栽基盤の整備(芝及 * 有効土層 整備面積: * 基盤に浸透した雨水排 * 植栽基盤整備工法の種 芝 * 土壌改良材:・使用。	<ul><li>※図面による 水のための暗</li><li>別 樹木: う</li><li>、地被類:</li></ul>	5 ・( ·渠、開渠、排 ※A種 ・B≉	) *水層、縦穴 種 ・C種	厚さ: ※ 排水等の設置 ・D種	表23.2.1による ・ ( :: ※図面による ・ ( [	) ) 表23. 2. 2]
23. 2. 3	材料	* 植込み用土: ※客土 * 客土の材料 (1m3当た さば土: 0.8 4 人工堆肥: 150 固形肥料: 1 kg * 土壌改良材の種類:	り) 4 m3 … 雑物 kg … 有機¶ … 窒素	を含まない山 質 (樹木の皮)	<b>葉等</b> ) のもの	を換気発酵	合としたもの	
23. 2. 4		* 土壌改良材の指定量:	<ul><li>図面によ</li></ul>	る・(	)			
<植 樹> 23.3.2	> 材 料	* 樹木の樹種、寸法、株 * 支柱材の種類: ※丸丸 * 幹巻き用材料: ※幹着	k • (	)	丸太の防腐			)
23. 3. 3	新植の工法	* 支柱: ※図面による	・添え柱形	• 鳥居形	<ul><li>ハツ掛け形</li></ul>	・ 布掛け	形 ・ワイヤ掛け形 ・地位	<b>西</b> 埋設形
23. 3. 4	新植樹木の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間	: ※ 引渡	日から1年間	• (	)		
23. 3. 5	樹木の移植	* 支柱: ※図面による	• 添え柱形	• 鳥居形	<ul><li>ハツ掛け飛</li></ul>	・布掛け	形 ・ワイヤ掛け形 ・地位	<b>西</b> 埋設形
23.3.6	移植樹木の枯損処置 吹付けは種及び地被類	* 移植樹木の枯損処置期	間: ※ 引渡	目から1年間	• (	)		
< 芝張り、 23.4.2		* 芝の種類: ・コウライ * 吹付けは種用種子等		<b>芝類 (23.4.2</b> )	(3)(ア)による		) ※図面による	
		* 地被類 種類、芽立数				,	よる・( )	
23. 4. 3	芝張りの工法	* コウライシバ等の客土 1) 厚さ: 2) 目地張りの目地幅 * 芝張り工法 平地: ※	· 20mm : · 0 · 20	• 50mm		法面:	・目地張り ※べた張り	
23. 4. 7	芝張り、吹付けは種 及び地被類の枯補償	* 芝張り、吹付けは種及	び地被類の枯	補償期間:	※引渡日から	1年間 ·	( )	
<屋上緑(1 23.5.2	植栽基盤	* 土壌層の厚さ: ※図面	面による ・	( )				
23. 5. 3	材料	* 排水層: ・適用しない * 土壌層 植込み用土: * 樹木の樹種、寸法、株 * 見切り材、舗装材、排	<ul><li>人工軽量</li><li>立数、刈込み</li></ul>	ヒ ※改良土 ものの適用及	び数量: ※		• ( )	
23. 5. 4	工法	* 風圧力(平成12年5月3 * 支柱の設置、形式: * かん水装置の設置、種	・図面による	・有(形式	)		<b>#</b>	
	新植樹木、芝及び 地被類の枯補償 レ・擁壁>	* 新植樹木の枯補償期間 * 芝張及び地被類の枯補				)		
23. 6. 2		* 支持力試験: ・実施。 * 石材: ・図面による * 裏込めに使用する透水 * 水抜きパイプの口径: * 水抜きパイプの設置条	材料及び伸縮 ※75mm ・1	目地の材料、 00mm ・ (	厚さ: ※図	目面による		
23. 6. 5	ブロック(張)擁壁	* コンクリートブロック	積み: ・谷和	責み ・ (	)	<ul><li>図面による</li></ul>	3	
23. 6. 6	石積(張)擁壁	* 材 料 割 石: ・花こう岩 雑割石: ・花こう岩 * 工法一般 目地仕上げ方法(雑	割石積み、野	面石積みの練	種みの場合)	) : •図面(		
<修景施設 23.7.3		* 水抜きパイプの口径: * 柱の防腐処理: ・図面			)	<ul><li>図面によ</li></ul>	: 8	
				設計事務所名			工事名称	
			:	建築士登録番号			縮尺	図面番号
				建築士氏名			100	
			検図	製図	設 計	ē,	愛知県建築局公共建築部公営住宅	三課
				[스]	○年○月			

```
項
             Ħ
                                                   記
                                                                   項
 (遊戯施設及びサービス施設)
                      木材の防腐処理方法: ※メーカー仕様による・ (
3.8.2 一般事項
                                                              図面による
                     23.8.3 遊具組立設置
                     コンクリート工作物の品質 : ※図面による・・( 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種、防腐処理など : ※図面による・・( 木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防腐処理など : ※図面による・・( 国工大人の仕上げ
〈管理施設>
23.9.2 柵 丁
                      マット・インスの構成部材の種類、寸法等: ※図面による ・ (ひし形金網の種類、寸法等 : ※図面による ・ (
                     ひし形金網の種類、寸法等
 (建築施設組立>
23.10.2 自転車置場ユニット
                     M 付 は : ※図面による ・製造所の仕様による ・ (
材質、収納台数: ※図面による ・製造所の仕様による ・ (
                     品質及び性能: ・図面による ・製造所の仕様による ・ (
強度区分の種別: ・120型 ・300型 ・450型 ※図面による
23.10.3 物置ユニット
                                                                材質、寸法、形状等: ※図面による
〈グラウンド舗装>
23.11.3 グラウンド舗装
                                   : ※図面による ・ (
                     荒木田土
                     グラウンドのライン : ※図面による ・ (
                      工法 (クレー舗装)
                     荒木田土の高さ、厚さ: ※図面による ・ (
表層安定剤の量 : ※図面による ・ (
                                   : ※図面による ・ (
                     ■電気編 1編 一般共通工事■
                     ■電気編 2章 共通工事■
<塗装工事>
2.7.1 一般事項
                     · 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露出配管は
                                  原則として塗装する。

      色合等: ・( ) ・図面による

      ・塗料の種別、塗り回数: ※表2.7.1による ・( 溶融亜鉛めっきの種別: ※HDZ35 ・ (

                                                             ・図面による
< 耐震処置>
.5.1 耐震処置
                     設計用標準震度:
                     ■電気編 2編 電力設備工事■
                     ■電気編 1章 機 材■
 (電線保護物類>
.4.2 構造一般
<分電盤>
                     照明用ポール: ・配線用遮断器(引外し装置なし)設置 ・カットアウトスイッチ(素通しヒューズ)設置
 .7.3 キャビネット
                     屋内用キャビネット種別: ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による
                     全の他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用:
接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)による ・図面による ・( )
.7.6 器具類
                     積算計器: ※計量法による検定付きとする ・検定付きとしない
                     | 低圧用SPD (低圧用SPDクラスIIの性能: ※接目、7.12による・(

低圧用SPDクラスI の性能: ※図面による・(
 接 地>
. 17.1 接地端子箱
                     形式等: ※図面による ・(
                     ■電気編 2章 施 工■
.1.1 電線の接続
                     屋外の高圧架橋ポリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策:
.1.10 電線等の防火区画等の貫通*金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細: ※図面による ・ (
 (バスダクト配線>
     バスダクトの敷設
                     * エキスパンションバスダクト: ・設ける ・設けない ・図面による ・ (
 (地中配線>
                     ・マンホール、ハンドホールの構造及び性能: ・標準図(電力62~64)による ・図面による ・( )
鉄蓋の構造及び性能:中耐重型(ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする)
・ふたの材質: 鋳鉄製
 . 12.3 マンホール及び
     ハンドホールの敷設
                     : 管と建物との接続部 : ※図面による ・ (
: 架空配線からの引込み: ※図面による ・ (
2.12.4 管路等の敷設
                     地中配線の標識シート等: ※設置する ・設置しない ・図面による
2.12.5 ケーブルの敷設
                     : 埋設標の敷設: ※図面による ・(
                     ■機械編 2編 共通工事■
                     ■機械編 1章 一般事項■
 (電動機及び制御盤>
 . 2.2.2 インパータ用制御、操作盤* インパーター制御を行う場合の制御及び操作盤: ・1.2.2.2を適用する ・適用しない ・ ( )
                     ■機械編 2章 配管工事■
 (配管材料>
                     * 管材 : ※図面による ・ (
* 継手の種類: ※図面による ・ (
```

2024年9月1日改定 項 目 事 項 (配管付属品> 仕切弁 (ポンプに付属するものを含む): ※JIS 10K ・ ( ) 屋外埋設の弁 (呼び径75A以上のもの)の使用区分: ※水道用仕切弁 ・水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 ・水道用クフトシール仕切弁 ・水道用合成樹脂製ソフトシール弁 一般用 4 及び栓 図面による・( 本体: ※合成樹脂製 ・アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼製 寸法: ※図面による ・約70mm角で全長約1,300mm ・ ( 2.2.23 水栓柱 <配管施工の一般事項> 2.4.1 一般事項 建築物導入部配管で不等沈下のおそれのある部分(排水、通気配管 除く)の施工方法: 給水、給湯、開放系の冷温水及び冷却水配管の絶縁継手: ※図面による ・ (設置箇所 什様 <管の接合> 2.5.3 塩ビライニンク 鋼管、 ・塩ビライニンク、鋼管のフランジ接合の場合で、フランジを現場取付けする場合: ・標準図 (施工2) による ・ ( 耐熱性ライニング鋼管等 ) ・図面による : 呼び径60Su以下の継手の種類: ・図面による ・( : フランジの接合方法: ・標準図 (施工2) による ・( 2.5.7 ステンレス鋼管 ) ・図面による 2.5.9 ビニル管 給水管の接合: ※接着接合 ・ゴム輪接合 排水管の接合: ※接着接合 ・ゴム輪接合 管の接合方法: ・電気融着接合 ・メカニカル接合 異種管との接合部に設ける点検用枡: ・標準図 (機材6) による ・図面による ・ ( 2.5.10 ポリエチレン管 2.5.11 架橋ポリエチレン管 管の接合方法:・雷気融着接合 ※メカニカル接合 2.5.12 ポリブテン管 管の接合方法:・熱融着接合 ・電気融着接合 ※メカニカル接合 ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ 〈保温工事〉 給水管及び排水管(SGP)のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻(1/2重ね2回巻)とする。 ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塩化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼鋼管(白)を用いて防食 テープ巻(1/2重ね2回巻)を施す < 塗装及び防錆工事> ・ 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料: ※JIS K 5516 1種 ・ (アルミニウムペイント塗り塗料: ※JIS K 5492 ・ ( 3.2.1.3 塗料種別 ■機械編 5編 給排水衛生設備工事■ ■機械編 1 章 機 材■ (ポンプ> 1.2.4 水道用直結加圧形 水道用直結加圧形ポンプニニット 逆流防止装置 設置位置: ※吸込側 ・ ( ) ・図面による に力計、連成計: ※図面による ( ) ポンプユニット <タンク> 1.4.1 一般事項 設計用水平震度: ※図面による ・ ( ) 鋼板製一体形タンク、ステンレス鋼板製パネルタンク、FRP製一体形タンク、FRP製パネルタンク及び貯湯タンク 形状、寸法その他: ※図面による ・ ( ) タンク(水槽) 品質及び性能: ※図面による・( 鋼板製タンクの塗装 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料: ※JIS K 5516 1種 ・ ( アルミニウムペイント塗り塗料: ※JIS K 5492 <消火機器> .5.1 一般事項 屋内消火栓箱 (1号消火栓、易操作性1号消火栓)、屋内2号消火栓箱(2号消火栓、広範囲型2号消火栓 補助散水栓)、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱 形状、寸法その他: ※図面による ・ ( 1.5.3.1 送水口 送水口: ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 ・図面による 型式 : ・壁埋込型 ・スタンド型 .5.3.2 放水口 呼称: ・65 ・50 ・図面による 材質: ・青銅製 ・ステンレス鋳物製 ・図面による 1.5.4.1 屋外消火栓開閉弁 材質(地上式): ・鋳鉄製(要部青銅製) ・ステンレス鋳物製 ・図面による 材質: ※鋼板 (1.6 mm 厚以上) ・ステンレス鋼板 (1.5 mm 厚以上) ・図面による形状: ※自立形片流れ屋根付き ・ (1.5.4.2 屋外消火栓箱 ■機械編 その他■ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。} に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を 特定建設資材の再資源化等 設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者 の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更 の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

設 計

建設企画問 [建築工事 (注) 別表	the state of the s	記	事項
		w.pref.aichi.jp/s 手可能。	を提出すること。「再資源化等報告書」は、 soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.h ななままするものでけない。
なお	3受注者の提示する施設と異な		
別表 1 列	<b>建築物に係る解体工事</b>		
工程	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
及毎	<ul><li>建築設備、内装材等</li><li>屋根ふき材</li></ul>	<ul><li>・有 ・無</li><li>・有 ・無</li></ul>	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
がの解作	<ul> <li>・ 外装材、上部構造部材</li> </ul>	· 有 · 無	<ul> <li>・ 手作業</li> <li>・ 手作業</li> <li>・ 手作業</li> </ul>
体業 方内	・ 基礎、基礎ぐい	<ul><li>有・無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
上 法容	<ul><li>その他( )</li></ul>	• 有 • 無	<ul><li>・手作業</li><li>・手作業と機械作業の併用</li></ul>
別表2 刻	<b>建築物に係る新築工事等(外構</b>	・増築・修繕・模	<b>菲替</b> )
	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
工程	· 造成等	<ul><li>有 ・無</li></ul>	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
及毎びの	<ul> <li>基礎、基礎ぐい</li> </ul>	· 有 · 無	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
解作 体業	<ul><li>・ 上部構造部分、外装</li><li>・ 屋根</li></ul>	<u>・有 ・無</u> ・有 ・無	<ul><li>・手作業</li><li>・手作業と機械作業の併用</li><li>・手作業</li><li>・手作業と機械作業の併用</li></ul>
方内	<ul><li>建築設備、内装等</li></ul>	· 有 · 無	<ul> <li>手作業</li> <li>手作業と機械作業の併用</li> </ul>
法容	<ul><li>その他()</li></ul>	<ul><li>・有</li><li>・無</li></ul>	<ul><li>手作業</li><li>手作業と機械作業の併用</li></ul>
別表 3 列	<b>は築物以外のものに係る解体工</b>	事又は新築工事等	(外構・工作物等)
I	工程	作業内容	分別・解体等の方法
程 及毎	<ul><li>仮設</li><li>土工</li></ul>	<u>・有 ・無</u> ・有 ・無	<ul><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li><li>・ 手作業</li><li>・ 手作業と機械作業の併用</li></ul>
びの	· 上上 · 基礎	· 有 · 無	<ul> <li>・ 手作業</li> <li>・ 手作業</li> <li>・ 手作業</li> </ul>
解作 体業	<ul> <li>本体工事</li> </ul>	<ul><li>・有・無</li></ul>	<ul><li>・手作業</li><li>・手作業と機械作業の併用</li></ul>
方内 法容	• 本体付属品	• 有 • 無	<ul><li>・手作業</li><li>・手作業と機械作業の併用</li></ul>
別表4 単	・ その他 ( )      	<ul><li>・ 有 ・ 無</li><li>び所在地</li></ul>	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
	クリート びコンクリートから成る建設資材	+	
	ひコンクリードから成る建設員や ファルト・コンクリート		
・木材			

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 建築士氏名 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

]	項目	特 記 事 項
. II \\ \		1 章 一般共通事項■
<共通事 . 1. 1	項> 一般事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1.) 愛知県財務規則 2.) 工事請負契約書 3.) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版) 4.) 関係法令及び諸工事基準 5.) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、⊙印のついたものを適用する。⊙印のない場合は、※印のついたものを適用する。⊙印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。 4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1.) 質問回答書(2)から5)に対するもの) 2.) 現場説明書 3.) 特記仕様書 4.) 図面 5.) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.2	用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏 又は名を記すだけでもよいものとする。
. 1. 3	官公署等への届出手続	等* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
. 1. 4	工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
. 1. 7	関連工事等の調整	工事区分
		項目
		竪 樋 ( 横 引 き 管 共 ) ※ ※
		フロアードレイン・ルーフドレイン   ※       ※   ※       ※   ※       ※   ※     ※   ※     ※   %   %
		化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト
		ク ー ラ ー 用 ス リ ー ブ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
		杭頭処理及び補強※
		設備 ス リ ー ブ 箱 入
		設備 スリーブ 構造 体補強 ※
		水槽(高架、受水)架台 ※ ※ ※
		設備関係取合せ部内装穴開 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ 機械室床の穴開け及び穴埋め工事 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
		液面電極棒フロートスイッチ ※ ※
		同上用リレー及び盤 ※
		水道用集中検診配管配線   ※
		エレベーター関連工事(建築)*1 ※
		エレベーター関連工事(建築)*2 ※
		この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。 1): 昇降路築造工事、各階出入口の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ビット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。 2): 動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。
. 1. 8	疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)
. 1. 9	工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
	係図書>	
. 2. 4	工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CDーR又はDVDーR)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 1)電子媒体(CDーRまたはDVDーR)で完了検査時に1部提出する。 2)「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表名を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。

2024年9月1日改定 項 目 特 記 事 項 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい 又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する スは埋政される部方は、板手呼に幅広ノーノを修えて販売する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル 工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku -ki iyun, htmlを参照) により行うことができる。 - ki Jyun. html を参照)により行うことかできる。
3)竣工時:外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。
\* 発注方式: ・発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。
\* ※受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の 情報共有システム 本上事は、文任もか和主りる物は、血量員と施設の人、文任もか。 費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、 文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス テム運用の手引き(楽)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとする 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある 場合は、その指示による。 <工事現場管理> . 3. 1 施工管理 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和6年3月26日 改正) によるものとする。 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.3 電気保安技術者 1.3.5 施工条件 施工日・施工時間 制限 : ・無 ※有( 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間 · 30日 ※( その他作業不能日 ・ ( 部位別の施工順序 : ※無 · 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有 ( : ※有( 資機材置場所 置場制限 • 無 その他: 週休2日制工事 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 受注者希望 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 ・有(詳細は図面による) 1.3.10 施工中の環境保全等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: 有(処理方法: ) 1.3.11 発生材の処理等 現場において再利用を図るもの: 引渡し等 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に处理する。 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・ 製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する 製造サイトロを記載したリヘトを計成して発生者へ続出する。 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 (絶縁油中の濃度の.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進 に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、 「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https:// 建設副産物 www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.htmlを参照。)に基づき適正に行う。 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。) に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リサイクル伝来9余第1項の対象建設工事に該当りる工事は、共資源化等か売りしたとき、同法第18余第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。
・ 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に表示する 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 棄物税が課税されるので適正に取り扱う 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

	項	目				特	Ē	2	事	項		
	再資源		* []	※コンクリー 人下の資料は) 愛知県建設 soshiki/ker 材一覧 htt 再資源化等等	ート塊 ※アス 欠のHPから入手で 別産物リサイク/ Isetsu-kikaku/r ps://www.pref. 報告書 https:/	ファル すること ルガイド cecycle- aichi.j //www.pr	トコンクリー ができます ライン実施 guideline. jp/site/aic ref.aichi.j	- ト塊 ※ 要綱 http: html、愛知 le/、COBRI; p/soshiki/l	建設発 s://www 県あい S http kensets	w.pref.aichi.jp/ くる材率先利用方st ps://www.recycle. su-kikaku/kenchik [建築工事事務の手	十、あいくる材 jacic.or.jp u-kijyun.htm	
<材 *	分別中 非飛散		* 3	<b>愛知県建設副</b>	用の合理化及び 室物リサイクルス スト建材の処分ス	ガイドラ	イン実施要	綱 別表3	に従い、	、分別収集を行う。	)	
1. 4. 1		の配慮	另	引記2(25)	こ掲げられた一角	投資材、	建設機械等	の選定に当	たってに	ki/kankyokatsudo/ は、事業ごとの特性 準を満足するものを	生、必要とされ	る強度や
1.4.2	材料の	)品質等	* 才 华 기	うるものとす。 エ事におい 等不使用」、 レムアルデヒ	る。 て使用する材料の 「ホルムアルデ I	のホルム ヒドを放 ホルムア	アルデヒド 散しない塗 ルデヒドを	放散量等の 料等使用」 放散しない	適用に 、「非 塗料等(	正である場合には、 関する区分は、「F ホルムアルデヒド系 使用」又は「非ホバ	☆☆☆☆」、 孫接着剤使用」	「接着剤 、「非ホ
		<b>活源の利用</b>	* ! u * a * a * a * a	リサイクル資t ploaded/atta 「愛知県あいっ いくる材の打 二事完了時に、 E監督職員に打 」)あいくる材	オの率先利用をEnchment/242345. くる材率先利用ス 指定があるも材のに もないくる。 と出する。 とは使用状況報告等 に資材一覧、愛好	図 pdf	、「愛知県守 ・照)を遵守 ・3のAAグ 、それ以外 を「リサイ 、8)	あい、 くる材く い、 しルの クル カルカル カルカル カーカル カーカル カーカル カーカル カーカル カ	率先利 A A が A が よ が よ が る が る が る が る の る の る の る の る の る の も る の も る る る し る る し る る し る る し る る も る も る	用方針」(https:/ して認定されている 一で認定で資材を侵場合は、監督職員の 」に定める次の様式 対使用実績集約表 提出書類の様式等の	5資材の利用に を先的に使用する の承諾を要する たに記入し、電 (様式9)	: 努める。 - る。 。 : 子データ
<施 I 1.5.2	- <i>&gt;</i> 技能∃	-			べ面積5,000㎡ 負定の職種及び作				0			
				適用職種	工事種別 鉄筋工事			事の細分 び組み立て	Ì	資格(技能検定にお 1級鉄筋技		
				*	エンクリート			型枠		1級型枠施工		
				* *		工事		ートこて仕.	上げ	1 級左官技	能士	
				* * * *	防水工事	:	シ <sup>、</sup> 童	ート防水 膜防水 ーリング		1級防水施工	技能士	
			* ₹	一の他必要と記	忍められる技能権	倹定の職	種及び作業	の種別 :				
<完成区 1.7.1		持の提出図書	* 技	是出図書: ※	完成図 ※保全	に関する	る資料 ※記	设計図 (変更	更設計図	[を含む] ・ (	,	)
1.7.2	完成図	(1等)	B. 1 C.	<ol> <li>配置図 次の図面を見 サンド和紙</li> <li>設計図( 完成図のC)</li> </ol>	2) 平面図 監督職員の指示に 同等品) A 3 版 変更設計図を含む A D データ	・求積図 こより A 版を作成 む)	3) 3版2つ折 たし、監督職 2)完成	その他( り製本(合: 員に提出す 図	本作成) る。	、監督職員に提出す ) ) 及び第二原図(F 職員との協議による	PPC用ポリエ	
1.7.3 <その他		関する資料			資料 提出部数 共用部分): ※				(	) 部 • (	) 部	
	提出書	<b>李類</b>	* 東 第 写 月 们 研	<ul><li>)使用資材 夏洋ゴム化工品 浸注者は、東済 おいる場合には と工品(株)とう 全認を得るもの</li></ul>	品㈱及びニッタカ 羊ゴム化工品(株 は、同社が製造 資本面・人事面	2 加工品(㈱ ミ)、ニッ するゴム で関係が	タ化工品(株 製品等に対 ない者) に	た製品・材 (表)で製造さ にて請負者 よって作成	料を用いれた製が指定された。		ゴム化工品(株) 頁を提出し、監	)、ニッタ E督職員の
					式 験 名			川 頂				
					)試験(常態試験)		硬さ、比重、 熱老化前後 <sup>2</sup>			比重、		
				熱老化試験			引張強度、何	‡び)	,			
				圧縮永久ひす 製品検査	"み試験		圧縮による系 外観、寸法、			<del> </del>		
					三者による品質詞				認を得る	 た場合であっても、	後に製品不良	と 等が判明
	火災仍	<b>R</b> 険等	* 伊	R険の期間は、 ↑る。)保険の	の種類は、建築	の引渡し 工事事務	日までとす の手引き 参	る。 (特に	定めの	ない限り契約上のデ 至工事に係る火災保		
	法定外	の労災保険の付付			反人(被保険者) て、受注者は法児			さなければ	ならない	N.		
	常備図			[事現場には]	欠の図書を常備で	する。					,	
	建設業	退職金共済制度	*	公共建築設( エ事に関わる と提出しなける	帯工事標準図(橋 る自社及び下請∮ αばならない。制	幾械設備 負会社の 制度を使	工事編) 〔  中にこの制  用しない又	令和4年版 度を使用す は証紙を購	〕 (J る者がる 入しない	性能基準」を含む。 以下「標準図」とい ある場合は、同制度 い場合は、理由書等 しなければならない	ヽう) ぼに加入し、排 穿を提出する。	<b>卜金収納書</b>
	工事中	ロの安全管理	* 🛱	頁海トラフ沿い	への大規模な地類	喪発生の	可能性が平	常時と比べ	て相対的	いに高まった旨の に努め、工事中の質	「南海トラフ地	

2024年9月1日改定 項 目 記 事 項 対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確 認を行うなど、有事に際しての備えを行 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 各種調査への協力 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力 丁事コスト調杏の協力 本工事が低人化価格飼宜的扱い飼宜対象工事となった物口は、工事で1.可に不が口ばってエテーへ、1.両量に加力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 光熱水費 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: 特定住宅瑕疵担保責任 ・要する ※要しない 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別 T程表·請負代金内訳書 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 騒音・振動対策 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工 械を使用する。 作業名· 建設機械名: 作業名: 建設機械名: 排出ガス対策型建設機械 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 貨物自動車等の車種規制 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 使用が同時にありる安納」(麦加森)に基づき、外家地域がからの加入率も古め、平温が同か過日率の使用 抑制に努めるものとする。 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油を いう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められ 特定特殊自動車の燃料 た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 施工体系図の掲示 衆が見やすい場所 (仮囲いなど) に掲示する。 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 工事の下請負 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でな 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者である。 を中に成当しない省との公こと。 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事 施工体制 項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術 現場代理人等 元物に住人 (元物員は有) においては、文は有との直接的な雇用関係、王正以附有(監任以附有)、等门以附 者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 は病者を定めたときも同様とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理 技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置 要件について」のとおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.htmlを参照) 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 やかに提出すること。 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 石綿含有仕上塗材の 除去,補修 既存壁等への作業 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)・対象外工事)とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 契約後VE 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事 目的物をVE提案の対象としない場合] [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

項目	特 記 事 項
CCUSの活用	* V E 提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が 主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■ 2章 仮設工事■
<組張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等	* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き 方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、 建力作業台、渡り廊下、墜落防速さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用 器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) によるものとする。 * 仮囲い (一3.0 m) ・波型カラー鉄板(H=1.8 m) 仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設:
< 仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所  * 監督職員事務所: ・設ける ※設けない  * 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度  * 標準仕上げ  1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り  * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品: ・バソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備  * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他  * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。  * 工事PR看板: ・設置する ※設置しない  * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督
建設現場標識の設置	職員に提出する。  * 建設現場標識 共同設置の例》    工事名
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	■建築編 3章 土工事■  * 埋め戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・( ) [表3.2.1]  工法 ・水締め ・機器による締固め  * 建設発生土の利用指定: ※無 ・有 ( ) からの建設発生土を利用する
3.2.5 建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 * 建設発生土の処理
<試験及び報告書> 4.2.4 地盤の載荷試験	■建築編 4章 地業工事■  * 平板載荷試験: ・実施する ・実施しない  * 試験位置 : ※図面による
4.6.2 材料	* 砂利地業に使用する砂利 : ・再生クラッシャラン ・切込砂利 ・切込砕石 ・ ( ) * 砂地業に使用する砂 : ・山砂 ・川砂 ・砕砂 ・ ( ) * 床下防湿層に使用する材料: ※ポリエチレンフィルム(厚さ0.15mm以上)・図面による ・ ( )
4.6.3 砂利及び砂地業	*厚さ: ・60mm ・ ( ) mm ・図面による

2024年9月1日改定 項 Ħ 特 記 事 項 4.6.4 捨てコンクリート地業 捨コンクリート厚さ : ・50mm 図面による 強度: •18N/mm2 • ( ) N/mm2 スランプ: ・15cm ・18cm 防湿層: ※適用する(範囲:図面による) ・適用しない 4.6.5 床下防湿層 ■建築編 5章 鉄筋工事■ <材 料> : 鉄筋 ※JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 5.2.1 鉄筋 種類の記号 ・SR235 ・SR295 ・SD295 ・SD345 ・SD390 ・図面による 5.2.2 溶接金網 鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※図面による ・( ) <加工及び組立> 90°未満の折曲げ内径直径: 5.3.2 加工 鉄筋継手: ※ 重ね継手(D16以下) ※ガス圧接継手(D19以上) ・機械式継手又は溶接継手 鉄筋の定着方法: ※折り曲げ定着方法 ※図面による ・機械式定着 ・( ) 5.3.4 継手及び定着 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。 5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔\* 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ : ・表5.3.6による ・図面による ・( 各部の配筋: ・図面による ・( 5.3.7 各部配筋 <ガス圧接> 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が 発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。 .4.10 圧接完了後の圧接部の試験\* 抜取試験: ※超音波探傷試験 · 引張試験 〈機械式継手> 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき: ※図面による・( 5.5.3 工法 5.5.5 施工完了後の継手部の試験\*施工完了後の試験・外観試験(試験項目及び試験方法: ※超音波測定試験 (試験項目及び試験方法: 試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による・( <溶接継手> 5.6.3 工法 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき: ※図面による・( 5.6.5 施工完了後の継手部の試験 \* 施工完了後の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法: ※超音波測定試験(試験項目及び試験方法: 試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による・( ■建築編 6章 コンクリートエ事■ 〈共通事項> 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。
(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準できる。 3.1.2 基本要求品質 した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディージストロックリート)に適合するものを用いなければならない。
(2) JISマーク表示認証製品を製造し、⑥マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適 切に実施できる工場から選定しなければならない。 <コンクリートの種類及び品質> 6.2.1 コンクリートの種類 コンクリートの種別: ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 [表6.2.1] 6.2.2 コンクリートの強度 設計基準強度(Fc): ・普通コンクリート ( ) N/mm2 ・軽量コンクリート ( ) N/mm2 ・図面による (設計基準強度の基準値:普通コンクリート48N/mm2以下、軽量コンクリート27N/mm2以下) 6.2.4 ワーカビリティー及びスランプ \* コンクリートの荷卸し地点によるスランプ: ※表6.2.2による ・( ) ・合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別: ・A種 ※B種 ・C種 ・コンクリートの仕上がりの平たんさの種別: ・a種 ・b種 ・c種 6.2.5 構造体コンクリートの仕上り [表6.2.4] [表6.2.5] <コンクリートの材料及び調合> ・セメントの種類: ※普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種) ・高炉セメントA種 ・シリカセメントA種 ・フライアッシュセメントA種 ・エコセメント 6.3.1 コンクリートの材料 適用箇所 高炉セメントB種: (外構 小規模構造物) フライアッシュセメントB種: 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材: 使用する ※ 使用しない 「胃材の使用 ノェローツグルスファ細目材: ・使用する ※ 使用しない 鋼スラグ細胃材: ・使用する ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材: ・使用する ※ 使用しない 再生骨材日: ・使用する ※ 使用しない ・使石、砕砂、細骨材、骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・B ・混和剤 種類:・AE剤 ※AE減水剤 ※高性能AE減水剤 ・( ) ・使用しない ・混和材 種類:・フラグッシュ(I 種)・フラグッシュ(II 種)・フラグッシュ(IV 種)・高炉スラグ 微粉末 ・シリカフェーム ・膨張剤 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

設 計

項目	特 記 事 項
6.3.2 コンクリートの調合	* 構造体強度補正値(S): ・図面による ※表6.3.2による * 6.3.2(4)(f)①~③以外の混和材料: 使用方法( ) 使用量( )
<コンクリートの品質管理> 6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量 <コンクリートの工事現場内運搬並びに 6.6.4 打継ぎ	* 打継ぎの位置 梁及びスラブ: ・図面による ※そのスパンの中央又は端から1/4の付近 ・ ( )
<養 生> 6.7.2 湿潤養生	
<型 枠> 6.8.1 型枠一般	* 外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む)の打増し厚さ: ※図面による * ひび割れ誘発目地: 位置 ( ) 形状 ( ) 寸法 ( ) mm
6.8.2 材料	* せき板の材料 コングリート打放し仕上げの場合 : ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示によるコングリート打放し仕上げ以外の場合: ※コングリートの品質を確保できるもの ・図示による・せき板 合板の場合 種別 :・6.8.2(2)(7)によるもの ※6.8.2(2)(4)によるもの ・( )合板の厚さ : ※12mm ・ ( ) mm ・ (使用する (使用音の (使用音の (使用もの (使用しない * MCR工法用シート :・使用する (使用箇所: ( ) ) ※使用しない
<軽量コンクリート> 6.10.1 一般事項	* 軽量コンクリートの適用箇所: ※図面による
6.10.2 種類及び品質 <寒中コンクリート>	* 軽量コンクリートの種類: ・1種 ・2種 気乾単位容積質量: [表6.10.1] * スランプ: ※21cm ・図面による ・ ( )
6.11.1 一般事項	* 適用期間: ※JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」 ・ ( )
6.11.2 材料及び調合 <暑中コンクリート>	* 構造体強度補正値 (S) : ※6.11.2(3)(7)による ・積算温度を基に定める ( )
6.12.2 材料及び調合	* 構造体強度補正値 (S) : ※ 6N/mm2 ・ ( )
<共通事項> 7.1.3 鉄骨製作工場	■建築編 7章 鉄骨工事■  * 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、㈱日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード: ・S ・H ・M ・R
施工管理技術者	* 施工管理技術者: ※必要 · 不要
<材 料> 7.2.1 鋼材	* 鋼材の材質、形状及び寸法: ※図面による ・ ( ) [表7.2.1]
7.2.2 高力ボルト	* 種類: ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・図面による * ねじの呼び : ※図面による ・ ( )
7.2.3 普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等: ※表7.2.3 ・図面による ・ ( ) * ねじの呼び : ※図面による ・ ( )
7.2.4 アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類: ※図面による ・ ( ) * 建方用アンカーボルトの種類: ※図面による ・ ( ) * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度: ※表7.2.3による ・ ( )
7.2.5 溶接材料	* 溶接棒等 (表7.2.4) 、シールドガス以外の材料: ・図面による ・ ( )
7.2.6 ターンバックル	* 種類 建築用ターンバックル胴 : ※割枠式 ・図面による ・( ) 建築用ターンバックルボルト: ※羽子板ボルト ・図面による ・( ) * ねじの呼び: ※図面による ・( )
7.2.7 床構造用のデッキプレー	* デッキプレートの材質、形状及び寸法 : ※図面による ・ ( ) * (1)以外のデッキプレートの材質、形状及び寸法: ※図面による ・ ( )
7.2.8 スタッド	* 種類等: ※図面による ・ ( )
7.2.9 柱底均しモルタル	* 無収縮モルタル: ※使用する ・使用しない ・図面による * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等: ※7.2.9(2)(7)~(エ)による ・ ( )
7.2.10 材料試験等 <工作一般>	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験: ※実施する ・実施しない
7.3.2 工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等:※図面による・( )
7.3.8 ボルト孔 7.3.10 仮 組	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径: ※ねじの呼び径+1.0mm ・図面による ・ ( ) * 仮組: ・実施する ※実施しない
(1.3.10 仮 組 <高力ボルト接合> 7.4.2 摩擦面の性能及び処理	* 収組: ・実施する ※実施しない * すべり試験: ・実施する ※実施しない * 試験の方法: 試験片の摩擦面の状態:
7.4.7 締付け	* JIS形高力ボルトを回転法で本締めする場合
<溶接接合> 7.6.3 技能資格者	ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量: * 溶接技能者に対する技量付加試験: ・実施する ※実施しない
7.6.4 溶接の準備	* 開先の形状: ※図面による ・ ( )
	1

	2024年9月1日改定
項 目	特 記 事 項
7.6.7 溶接施工	* 鋼製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲: ※図面による ・ ( ) 切断面の仕上げ: ※パラルギー仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、/ッチ深さ1mm程度以下] ・図面による ・ ( ) * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の付合せ溶接 低応力高サイクル疲労を受ける部位: ※図面による ・ ( )
7.6.12 溶接部の試験	スカラップの形状: ※図面による ・ ( )  * 溶接部の外観試験 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等: ・図面による ・ ( ) 「会骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等: ・図面による ・ ( ) 「完全溶込み溶接部の超音波探傷試験: ※実施する ・実施しない 工場溶接の場合 平均出検品質限界(A0QL):・2.5% ※4%
<錆止め塗装>	検査水準: ・第1水準 ・第2水準 ・第3水準 ・第4水準 ・第5水準 ※第6水準
7.8.2 塗料の範囲	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 : ※図面による ・ ( ) * 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲: ※7.8.2(1)(ア)~(オ)以外の範囲 ・図面による ・ ( )
7.8.4 塗料種別 <耐火被覆>	* SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料: ※表18.3.1のA種 ・ ( ) * 耐火被覆材の接する面: ・塗装する (塗料の種別: ) ・塗装しない
7.9.2 耐火被覆の種類等	* 種類、材料及び工法等: ※図面による ・ ( )
	* 耐火被覆の耐火性能: ※図面による ・ ( )
	* 構造用アンカーボルトの形状・寸法:       ※図面による・( )         * アンカーフレームの形状・寸法:       ※図面による・( )         * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法:       ※A種 ・B種 ・C種 [表7.10.1]         * 柱底均しモルタル 厚さ:( ) mm 工法:       ※A種 ・B種 [表7.10.2]
<軽量形鋼構造> 7.11.2 施 工	* ボルトの接合方法: ※図面による ・ ( )
<溶融亜鉛めっき工法> 7.12.5 溶融亜鉛めっき高力 ボルト接合	* 摩擦面の処理方法等: ※ブラスト処理 ・りん酸塩処理 ・ ( ) ・図面による * ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量:
	  ■建築編 8章 コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事■
<補強コンクリートブロック造> 8.2.2 材 料	* ブロックの種類、モデュール呼び寸法、正味厚さ: ・図面による
8.2.3 モルタルの調合	* 調合: ※ 8.2.3(ア)~(イ)による ・ ( )
8.2.5 鉄筋の加工及び組立	* 各部の配筋: ※図面による ・ ( )
8.2.7 ブロック積み等	* 目地仕上げ ・8.2.7(6)(7)による ・8.2.7(6)(4)による
8.2.8 モルタル及びコンクリ	* 充填するブロックの範囲: ※図面による ・ ( )
ートの充填 <コンクリートブロック帳壁及び塀>	
8.3.2 材料	* ブロックの種類、モデュール呼び寸法、正味厚さ: ※表8.3.1による ・ ( ) * 化粧有ブロック (塀の場合) : ・使用する ・ 使用しない ・ 図面による
8.3.4 鉄筋の加工及び組立て	* 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状: ※図面による ・ ( ) * 各部の配筋: ※図面による ・ ( )
<共通事項>	■建築編 9章 防水工事■
<アスファルト防水>	* 防水の保証期間は、工事目的物引き渡しの日からモルタル防水 5 年、その他防水10年とする。
9.2.2 材料	* 改質アススアットルーフィングシート 種類及び厚さ:※表9.2.3~表9.2.8による ・ ( )・図面による * 部分粘着層付改質アススアットルーフィングシート 種類及び厚さ:※表9.2.5~表9.2.8による ・ ( )・図面による * 押え金物の材質及び形状寸法:※アルミニウム L-30×15×2.0(mm) ・ ( ) * 断熱材 (屋根保護防水断熱工法) 厚さ : ・ ( )・図面による * 断熱材 (屋根保護防水断熱工法) 種類、厚さ:・ ( )・図面による * 絶縁用シート 材料(屋根保護防水密着工法・屋根保護防水絶縁工法):・ボリエチレンアィルムt=0.15mm以上・ボリブロピレン、ボリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス (70g/㎡程度) 材料(屋根保護防水密着断熱工法:屋根保護防水絶縁断熱工法): ※ボリブロピレン、ボリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス (70g/㎡程度) ・ ( ) * 乾式保護材 (立上り部保護):・使用する(仕様 ) ※使用しない * れんが (立上り部保護):※図示による ・ ( )
9.2.3 防水層の種別及び工程	* 施工箇所毎の工法、種別: ※図面による・( ) [表9.2.3]~[表9.2.9] * 立上り部における保護工法: ※図示による ( ) * 屋根保護防水密着断熱工法 又は 屋根保護防水絶縁断熱工法 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 ※図示による ( ) * 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.2.7] 脱気装置 種類、設置数量: ※ルーフィング類製造所の指定・ ( ) * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.2.8] 脱気装置 種類、設置数量: ※ルーフィング類製造所の指定・ ( ) * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.2.8]
	設計事務所名    工事名称
	図面番号 建築士登録番号 箱尺
	建築士氏名
	検 製 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 図 〇年〇月

	項目	特 記 事 項
9. 2. 4	施工	* 下地 モルタル塗 適用箇所: ・ ( ) ・ 図面による * 立上り ※コンクリート打放し仕上げ[表6.2.4のB種] ・ ( ) ・図面による * ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(屋根露出防水絶縁断熱工法): ※図面による ・ ( )
9. 2. 5	保護層等の施工	* 平場の保護コンクリート厚さ: ・80mm以上[こて仕上げ] ・60mm以上[床タイル張り等仕上げ] ・図面による
< ウレタンゴ 9. 5. 3	ム系塗膜防水及びゴムアスファ 防水層の種別及び工程	* 立上り部の保護: ・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え ・モルタル押え (屋内等) れんが押えの保護工法 ・図示による ・ ( ) * 屋上排水溝: ・図面による ・ ( ) かい ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・ ( ) * 絶縁工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量:・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・ ( ) * ゴムアスファルト系塗膜防水の種別 :・Y-1 ・Y-2 ・図面による [表9.5.2] * Y-2の場合の保護層の仕様 :・図面による
9. 5. 4	施工	* 防水層の下地におけるモルタル塗 適用箇所: * 防水層下地の立上り: ※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 ・ ( )
9. 6. 4	質系塗布防水> 施工	* 9.6.4(2)(イ)(ウ)以外の下地処理: ・図面による ・ ( ) * 防水層の下地 壁、天井部:※コンクリート打放し仕上げ(表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種)・ ( ) * コンクリートの打継ぎ箇所の処理: ※ 9.6.4(2)(7)による ・ ( )
<frp系当 9. 7. 2</frp系当 	金膜防水 > 材 料	* ルーフドレン: ・FRP系塗膜防水用ルーフドレン ・鋳鉄製 ※図面による
9. 7. 4	施工	* 下地の構造 根太掛の樹種、寸法及び防腐・防蟻処理: ・図面による ・() 根太の樹種、寸法及び防腐・防蟻及び防虫処理: ・9・7・4(2)(ウ)による ・図面による 構造用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等: ・図面による ・厚さ12mm ・() 下地用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等: ・図面による ・厚さ12mm ・() 質 留付け間隔: ・150mm程度 ・図面による ・() 木ねじ 留付け間隔: ・150mm程度 ・図面による ・() 防火板の設置: ・適用する(種類 ) ・適用しない ・適用しない ・ 防水層の下地 平場の勾配: ・1/100以上 ・図面による ・() * 防水層の下地 平場の勾配: ・1/100以上 ・図面による ・() * 水張試験: ・行う ・行わない
<透湿防 9.8.2	水シート、防水テープ及び改复   材 料	
9. 8. 3	施工	* バルコニー手すりの工法: ・9.8.3(2)(ケ)による (笠木の固定方法、形状及び仕上げ ・図面による ・ ( )
<シーリ 9. 9. 2	ング> 材 料	* シーリンク 材の種類及び施工箇所: ※種類は被着体に応じたものとし [表9.9.1] を標準とする ・図面による * シーリング材表面仕上 ・仕上げなし
9. 9. 3	目地寸法	* シーリンク*材の目地寸法: ※ 9.9.3(1)(7)、(イ)、(ウ)による ・ ( )
9. 9. 5	シーリング材の試験	*接着性試験: ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験
	属板葺 > 材 料	<ul> <li>■建築編 13章 屋根及びとい工事■</li> <li>* 長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類:※JIS G 3322の屋根用コイル (塗膜の種類: 厚さ: ) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等: ・図面による ・ ( )</li> <li>* 下葺材料 (釘又はステープルが打てる下地の場合): ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 (・一般タイプ ・複層基材 ・粘着層付タイプ)</li> </ul>
	工 法	* 屋根葺形式:※図面による ・ ( ) * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 屋根葺形式に応じた葺板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等:※図面による ・ ( ) * 横葺の場合 ・つかみ込み納め ・ けらば包み納め ※図面による * 雪止め: ・設ける ※設けない
<とい 13.5.2	·> 材料	* 材種等 ・配管用鋼管 ・排水管継手 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ルーフドレン ・硬質塩化ビニル雨どい ・ステンレス鋼板 ・とい緊結用銅線 ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板)・ ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格: 塗膜の種類: ) * とい受金物及び足金物 材種: ※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの ・ ( ) 形状、取付け間隔: ※図面による ・ ( )
13. 5. 3	工法	* 防露巻き(鋼管製とい): ※表13.5.4による ・ ( )
<表面処		■建築編 14章 金属工事■
14. 2. 1	アルミニウム及びアルミニウム 合金の表面処理	* 表面処理の種別: ・図面による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1] ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種 (常温乾燥形の塗装 ( )) * 陽極酸化皮膜の着色方法: ※二次電解着色 ・ ( )
<軽量鉄	鉄鋼の亜鉛めっき :骨壁下地>	* 鉄鋼の亜鉛めっきの種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ・図面による [表14.2.2]
14. 5. 3	形状及び寸法	* スタッド、ランナの種類: ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※表14.5.1による ・ ( ) ■建築編 15章 左官工事■
<下地> 15.2.5		<ul><li>■建業機 「5 早 左 6 1 手量</li><li>* 材料 せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ: ・図面による ・ ( ) 木質系セメント板の種類、厚さ : ・図面による ・ ( )</li></ul>

*T		4-	4 :	==			4年9月1日改定
	1 エトロの形字がまで相	キー マー・		2	事	項	
15.2.6 こまい下地							
15.2.7 木ずり下地 <モルタル塗り>	* 木ずり用小幅板の樹種	: ・杉[心去	り材] ・	( )	<ul><li>図面に</li></ul>	こよる	
15.3.2 材料	* モルタル: ・現場調: * 既製目地材: ・使用 <sup>-</sup>	合材料 ・ ほ する (形状	死調合材料	・図面によ ) <u>※</u>	:る 使用しない		
15.3.5 工 法	* 床の目地割り: ・目! * 種類: ※押し目地 * 外壁タイル張り下地等	• (	<ul><li>図面に</li></ul>	よる			
<仕上塗材仕上げ>						武腴:・打り	
15.6.2 材料 軽量骨材仕		デ肌状 ※凹ビューラット ※ 1 ※ 1 ※ 1 ※ 2 ※ 1 ※ 2 ※ 1 ※ 2 ※ 1 ※ 2 ※ 2	は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	処理 ・ ( ・ ( 注材: ・使用 系 ・ ポ リウレク  系 ・ 溶剤:	) ) 引する( タン系 ・アクリルン 系 外観: 用しない	) ・使用した	[表15.6.2]
15.6.6 工 法	材料: ※セメント系 * 軽量骨材仕上塗材:						
	※製造所の仕様による		計画書を監督	「職員に提出	し承諾を受け	る) ・ (	)
<アルミニウム製建具	■建築編 16章 建具工 >	• —					
16. 2. 2 性能等	* 建具の品質及び性能: * 外部に面する建具[コ: ・ A種 ・ Bi * 外部に面する建具[木: ・ D種 ・ Ei * 色彩等の種類: ※: * 防音ドアセット、防音	ト地」 重 ・ 図 ンルバー ・ :	示による ブロンズ	• (	枠の見	込み寸法(	(表16.2.2]
16.2.4 形状及び仕	* アルミニウムの表面処 種別 ・図面による	理: ・ AB-1種 ・ BB-1種 ・特注色	• AB-2種 BB-2種 •	• AC-1種 BC-1種 •	BC-2種 · ·	C種 (常温乾燥形の)	
16.2.5 工法	* 水切り板、ぜん板等: * 内付け建具: ・適用			)			
<樹脂製建具> 16.3.2 性能及び構	・ A種 ・ Bi * 外部に面する建具[木・ ・ D種 ・ Ei * 防音ドア、防音サッシ * 断熱ドア、断熱サッシ	重・ C和 下地] 重・ 図 とする場合の とする場合の	<ul><li>・ 図</li><li>示による</li><li>遮音性の等級</li><li>断熱性の等級</li></ul>	示による な: ・図面に な: ・H - 4 ・H - 7	枠の見: こよる ・T‐ ! ・H‐5	込み寸法( - 1 ・T-2 5 ・H-6 8 ・図面による	[表16.3.1] ) [表16.2.2] ) [表16.3.3]
	* 外壁に面する建具の日					( )	
16.3.3 材料	* ガラス: ※複層ガラ	ス ・単層ガラ	ラス ・三重	ガラス・	(	)	
16.3.4 形状及び仕 <鋼製建具>	上げ *表面色:・標準色	・特注色					
16.4.2 性能及び構	造 * 玄関ドアの品質及び性 * 簡易気密型ドアセット * 耐風圧性の等級 (外部 * 遮音性の等級: * 防音ドアセット、防音	の気密性、水 に面する建具 断熱	): ・S- 性の等級:	※気密性A 4 ・S-5	-3、水密性 ・S-6 内面変形追	(適用箇所: 階り 随性の等級:	以上)
16.4.3 材料	* 点検口の類のくつずり	の材料	<ul><li>図面によ</li></ul>	:る・(	)		
16.4.4 形状及び仕	上げ * 鋼板類の厚さ: ・表: *くつずりの仕上げ						
16.4.6 標準型鋼製	建具 * 形式及び寸法	<ul><li>図面による</li></ul>	• (	)			
<鋼製軽量建具> 16.5.2 性能等	* 簡易気密型ドアセット * 防音ドアセット、防音						
16.5.3 材料	* 鋼板類の種類: ・図i * 召合せ、縦小口包み板			ス鋼板 ・ア	"ルミニウム合	î 金	
16.5.4 形状及び仕	上げ * 鋼板類の厚さ: ・表]	6.5.1による(	1枚の戸の有	効寸法950mm	以下、有効高	さ2400㎜以下) ※図	図面による
			設計事務所名			工事名称	図面番号
		3	建築士登録番号				縮尺
			建築士氏名				
		検	製	設 計	型	知県建築局公共建築部	公営住宅課
		図	図	○年○月			

I	項 目	特 記 事 項	
<ステン 16.6.3	レス製建具> 材 料	* ステンレス鋼板: ・SUS304 ・SUS430,J1L ・SUS443,J1 ・図面による ・ ( )	
16. 6. 4	形状及び仕上げ	* 表面仕上げ: ※HL · ( )	
16. 6. 5	工法	* 曲げ加工: ※普通曲げ ・角出し曲げ	
<建具用4	用金物> 材質、形状及び寸法	* 金物の種類及び見え掛り部の材質:	
16. 8. 3	取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置: ・図面による ・ (	
16.8.4	鍵	* その他錠前の種別:・サムターン付シリンダー面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠(・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)) * タンプラー類の本数: ※6 本以上 ・ ( ) * 鍵: ※図面による ・3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱:・要 ・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけて提出する。 * マスターキー: ・製作する ( ) ・製作しない	• ( )
16. 14. 2		* ガラスの種別及び厚さ: 図面による * ガラス留め材: ・シーリング材 ・ガスケット ・図面による * アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガラスのはめ込みに用いるガスケットの用途による区分 ※グレイチングチャンネル (アルミニウム製建具に用いる引違い及び片引き障子の場合)・(	)
16. 14. 3	ガラス溝の寸法、形状等	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ:※建具の製造所の仕様による ・図面による ・ (	)
<素地ご	しらえ>	■建築編 18章 塗装工事■	
18. 2. 2		* 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別: ・A種 ※B種 ・( ) * 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別: ※A種 ・B種 ・( )	[表18.2.1] [表18.2.1]
18. 2. 3	鉄鋼面の素地ごしらえ	* 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 (DP塗り以外) : ・A種 ・B種 ※C種 * 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 (DP塗り) : ・A種 ※B種 ・C種	[表18.2.2] [表18.2.2]
18. 2. 4	亜鉛めっき面素地ごしらえ	* 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別: ・ A種 ・ B種	[表18.2.3]
18. 2. 5	モルタル面及びプラスター面 の素地ごしらえ	* 種別: · A種 ※B種	[表18.2.4]
18. 2. 6		* 種別: ・A種 ※B種【コンクリート、ALC^ 純面】 【ただし耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による】 * 種別: ・A種 ・B種【押出成型ないト板面】 ・図面による	[表18.2.5]
18. 2. 7	及び押出成形セメント板面 せっこうボード面 及びその他ボート <sup>*</sup> 面 の素地ごしらえ	* 種別: ・A種 ・B種 【竹山成空い/校園】 ・図面による * 目地工法が継目処理工法のせっこうボードの素地ごしらえの種別: ※A種 ・B種 * その他のボード類の素地ごしらえの種別: ・A種 ※B種	[表18.2.7] [表18.2.7]
<錆止め)	塗料塗り> 塗料種別	* 鉄鋼面錆止め塗料の種別[つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの場合]: ・A種 ※B種 * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料[合成樹脂エマルションペイント塗りの場合]: ※A種 ・B種 ・C種	[表18.3.1] [表18.3.2]
18. 3. 3	錆止め塗料塗り	* 見え掛り部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別: ※A種 ・B種 * 見え隠れ部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別: ・A種 ※B種 * 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別: ※A種 ・B種 * その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別: ・A種 ※B種	[表18.3.3] [表18.3.3] [表18.3.5] [表18.3.5]
	脂調合ペイント塗り (S0P) > 木部SOP塗り	・ * 種別 屋外: ※A種 ・B種     屋内: ・A種 ※B種	[表18.4.1]
18. 4. 3	鉄鋼面SOP塗り ラッカー塗り(CL)>	* 種別: · A種 ※B種	[表18.4.2]
18. 5. 2		* 種別: ・A種 ※B種 着色(A種の場合): ・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤 (MAD) >	[表18.5.1]
18.6.2	N A D 塗り 塗料塗り (DP) >	* 種別: ・A種 ※B種	[表18.6.1]
18. 7. 2	鉄鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級: ・1級 ・2級 ・3級	[表18.7.1]
18. 7. 3	亜鉛めっき鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級: ・1級 ・2級 ・3級	[表18.7.2]
18. 7. 4	セメント板面DP塗り	* 種別: ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種	[表18.7.3]
<つや有で 18.8.2	合成樹脂エマルションペイント塗 コンクリート面等EPーG塗り	り (EP-G) >  * 種別: ・A種 ※B種	[表18.8.1]
18. 8. 4		* 種別: · A種 ※B種	[表18.8.3]
18. 9. 2		>  * 種別: • A種 ※B種	[表18.9.1]
18. 10. 2	脂ワニス塗り(UC)> UC塗り n (os)>	* 種別: • A種 ※B種	[表18.11.1]
	り(OS)> ステイン塗り	* 塗料: ・ ( ) ・図面による	[表18.12.1]
		■電気編 1編 一般共通工事■	
<塗装工	事>	■電気編 2章 共通工事■	
2. 7. 1	一般事項	* 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露 原則として塗装する。	出配管は
		* 色合等: ・ ( ) ・ 図面による	

2024年9月1日改定 項 特 記 事 項 塗料の種別、塗り回数: ※表2.7.1による 図面による · 溶融亜鉛めっきの種別: ※HDZ35 ・ ( 〈耐震処置> 1.5.1 耐震処置 <スリーブ工事> 2.9.1 一般事項 設計用標準震度: ・スリーブの材料及び仕様: ・表2.9.1による ・図面による ・( 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるスリーブ及び防水鋳鉄管:・図面による・( <インサート> 2.10.1 一般事項 \* インサートの許容引抜荷重: ※表2.10.1による ・図面による ・( ) ■電気編 2編 電力設備工事■ ■雷気編 1章 機 材■ (電線保護物類> .2.9 ケーブルラック 形式等: ・標準図 (電力47~49) による ・ ( ) ・図面による 接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図面による ・( 〈照明器具> 1.4.2 構造一般 <分電盤> 1.7.3 キャビネット 照明用ポール: ・配線用遮断器(引外し装置なし)設置 ・カットアウトスイッチ(素通しヒューズ)設置 屋内用キャビネット種別: ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用: ・積算計器: ※計量法による検定付きとする ・検定付きとしない・ 低圧用SPD 低圧用SPDクラスIの性能: ※表1.7.12による ・ (低圧用SPDクラスIの性能: ※図面による ・ ( 1.7.6 器具類 <接 地> 1.17.1 接地端子箱 : 形式等: ※図面による ・( ) ■電気編 2章 施 工■ <共通事項> 2.1.1 電線の接続 屋外の高圧架橋ポリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策: ・行う ・行わない ・図面による ・ 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細: ※図面による・ ( 2 1 10 雷線等の防火区画等の貫通 <バスダクト配線> 2.9.2 バスダクトの敷設 <地中配線> エキスパンションバスダクト: ・設ける ・設けない ・図面による ・( ) 2.12.3 マンホール及び ・マンホール、ハンドホールの構造及び性能: ・標準図 (電力62~64) による ・図面による ・ ( 鉄蓋の構造及び性能:中耐重型 (ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする) ・ふたの材質: 鋳鉄製 ハンドホールの敷設 ・管と建物との接続部 : ※図面による ・( ・架空配線からの引込み: ※図面による ・( 2.12.4 管路等の敷設 地中配線の標識シート等: ※設置する ・設置しない ・図面による 2.12.5 ケーブルの敷設 埋設標の敷設: ※図面による・( ■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ <保温工事> 3.1.1 一般事項 被覆銅管の保温 (PS内のみ) : ※行う 鋼板製の水槽の保温 :・行う ※行わない <塗装及び防錆工事> 給水管及び排水管(SGP)のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻(1/2重ね2回巻)とする。 ■機械編 8編 浄化槽設備工事■ ■機械編 1章 一般事項■ <総 則> .1.1 一般事項 処理種別: 合併処理 - Line: BOD 20mのチョスの / OVA \* 放流水の水質: ※BOD 20mg/L以下、COD ( ) mg/L以下、SS ( ) mg/L以下 ・T-N 10mg/L以下、T-P 1mg/L以下 (流入水 50m3/日以上の場合) 1.1.2 施工範囲 し尿浄化槽躯体工事: ※本工事 ・別途工事 ブロワー室機械工事・ ※本工事 ・別途工事 水流入管(最終枡の接続): ※本工事 ・別途工事 ・水流入管(最終杆の接続): ※本工事 ・別途工事 ・汚水放流管(第1 杆の接続): ※本工事 ・別途工事 ・電気配管、配線工事: ※本工事 ・別途工事 ・供用開始後3ヶ月間は試運転期間とし、期間中は維持管理費(電気代を除く)は工事費に含む。 ・供用開始後3ヶ月を越えて満2年までの期間は、当該年度に定める保守管理費に基づいて単年契約して保守管理を行う。3年日以降については、別途入札による契約とする。(これらの契約にあたり、契約対象者は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格」を有すること。かつ、愛知県住宅供給公社「住宅修繕工事等請負業者」に登録されていることが必要である。)これに先立ち、保守管理費の見積書を公営住宅課長宛に提 試運転 保守管理 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

設 計

○年○月

```
項
             目
                                            特
                                                    記
                                                             事
                                                                      項
                               送風機室
                      現場施工型
                                                 図面による・(
                                | 防護さく : ・図面による ・ ( コンクリート躯体工事: ・図面による ・ (
                                                                     ) ・無
                      * ユニット型 ・土工事 ・地業工事 ・コンクリート工事 ・左官工事 ・図面による
                     ■機械編 2章 現場施工型浄化槽■
〈機 材>
2.1.4 エアリフトポンプ
                     * 計量又は調整 : ・行う ・行わない
2.1.5 送風機
                      : 間欠ばっ気運転等: ・行う ・行わない
                      換気用送風機 : ・遠心送風機 ・軸流送風機及び斜流送風機 ・壁掛式有圧換気扇(フード付)
                      防振材及び振動絶縁効率:
                      | 換気扇部 (ベントキャップ、パイプフード) の過給気防止機能: ※無 ・有( ) | 換気扇端に使用する管(ダクト) 類の管材: ※図面による ・ ( ) | 換気設備に使用する継手類の種類 : ※図面による ・ ( )
2.1.6 制御盤
                      : 一括故障表示用無電圧接点及び端子: ※設置する ・設置しない
                      消泡装置: ※ノズル式(材質:※銅合金 ・合成樹脂) ・消泡剤式
2.1.11 消泡装置
2.1.13 スカム除去装置
                      · 材質: ·鋼製 ※合成樹脂製
2.1.24 整流板、阻流板
                      : 材質: ・ステンレス鋼(SUS304)製 ・鋼製 ※合成樹脂製
                      * 材質: ・ステンレス鋼(SUS304)製 ・鋼製 ※合成樹脂製
2.1.25 越流せき
                     * マンホールの施錠 : ・行う ・ 行わない * 合成樹脂等のマンホール: ・設置する ・ 設置しない
2.1.27 マンホール
2.1.30 配管
                      : 管材及び弁類: ※図面による ・ (
                      * 設置する備品: ※図面による ・ (
                     ■機械編 3章 ユニット型浄化槽■
3.2.1 施工
                      : 基礎等の厚さ: ※200mm ・図面による
                     ■機械編 その他■
                     建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}
に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を
設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者
の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更
      特定建設資材の再資源化等
                      の前りてはない事項とかの方法であっため、発注者が検身工業件例示した別表の事項とかの方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。
                       (注) 別表 4 については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
                           なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
                      別表1 建築物に係る解体工事
                                                  作業内容
                                                                    分別・解体等の方法
                              ・建築設備、内装材等・有 ・無・手作業・手作業と機械作業の併用
                          及毎
                                                 有 ・無
                               屋根ふき材
                                                             手作業手作業と機械作業の併用
                                                 • 有 • 無

    手作業

                                                                      手作業と機械作業の併用
                               基礎、基礎ぐい
                                                ・ 有 ・ 無・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
                                              ・有・無・手作業・手作業と機械作業の併用
                      別表2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替)
                                   工 程
                                                  作業内容
                                                                   分別・解体等の方法

    造成等

                                                 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
                          及伝
                              基礎、基礎ぐい
                                                 ・ 有 ・ 無・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用

    手作業

    上部構造部分、外装

                                                             手作業手作業と機械作業の併用
                         体業

    屋根

                                                 ・有・無
                                                 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用

    建築設備、内装等

                                              ・ 有 ・ 無 ・ 手作業
                                                                      手作業と機械作業の併用
                      別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)
                                   丁 程
                                                  作業内容
                                                                    分別・解体等の方法

    仮設

                                                 ・ 有 ・ 無・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
                          及毎びの

    手作業

    土工

                                                             手作業手作業と機械作業の併用

    基礎

                                                 有 ・ 無
                                                 • 有 • 無
                         体業

    本体丁事

                                                             手作業手作業と機械作業の併用

    木休付屋品

    有

                                                      • <del>1111</del>

    壬作業

                                                                      手作業と機械作業の併用
                         法容
                               その他(
                                              ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
                      別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地
```

項	目		4	寺	記	事		項			
		廃 棄 物	の種類		施設の名称			所	在	地	
		・コンクリート			WEIX *>-1-1-1			121	1.1.	76	
		・鉄及びコンクリー ・アスファルト・コ	トから成る建	投資材							
		<ul><li>木材</li></ul>	V / /								
		l		an.a/	<i>t-</i>	T			+ 2 2		
				設計事務所					事名称		図面番号
				建築士登録番	: 号					縮尺	
				建築士氏名		1					
			検図	製図	設 計		爱	知県建	築局公共	建築部公営住宅課	Į